

米をめぐる関係資料

令和 5 年 7 月

農林水産省

目次

【① 我が国における米の状況】

○米の全体需給の動向（昭和35年～）	4
○米の需要量及び販売価格の動向	5
○米の用途別・年産別面積の推移	6
○令和4年産の水田における作付状況	7
○米の流通経路別流通量の状況	8
○米の流通の状況	9
○家庭における1世帯当たりの 米、パン、めん類の購入量の推移	10
○家庭における1世帯当たりの支出金額の推移	11
○米の消費における家庭内及び 中食・外食の占める割合	12
○米の消費動向	13～15
○主食用米の販売動向	16
○（参考）茶わん1杯のお米の値段	17
○販売目的で作付けした水稻の 作付面積規模別農業経営体数	18
○米の作付規模別60kg当たり生産費	19
○水田の利用状況の推移	20
○政府備蓄米の運営について	21
○日本における穀物等の備蓄	22・23
○政府備蓄米の無償交付	24
○東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄	25
○福島県における県産米の安全・安心確保への取組	26
○令和5年産米の作付制限等の対象地域	27

【② 食料・農業・農村基本計画】

○食料・農業・農村基本計画：本文	29
○食料・農業・農村基本計画：令和12年度における 食料消費の見通し及び生産努力目標	30

【③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等】

○令和5年産水田活用予算の全体像	32
○畑地化促進事業	33
○農業経営基盤強化準備金制度の対象事業について	35
○畑作物産地形成促進事業	36
○コメ新市場開拓等促進事業	37
○水田活用の直接支払交付金等	39
○水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞	40
○水田活用の直接支払交付金の交付対象水田	41・42
○水田農業の高収益化の推進	42
○飼料用米・米粉用米の支援に係る課題と対応方向	43
○種子の増産スケジュール（飼料用米の多収品種）	44
○令和5年産以降の飼料用米への支援について	45
○種子の増産スケジュール（米粉用米の専用品種）	46
○令和5年産以降の米粉用米への支援について	47
○令和5年産における水田活用直接支払交付金及び 関連対策の見直し	48
○各都道府県において栽培可能な多収品種	49
○米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種	50・51
○飼料用米の申請項目の変更について	52
○産地交付金の運用について	53
○小麦・大豆の国産化の推進	54
○麦・大豆収益・生産性向上プロジェクト成果	56・57
○令和5年産米の需要に応じた生産・販売の推進状況	58
○主食用米の需給安定の考え方について	59
○収入保険制度の実施	60
○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金	61～63
○米穀周年供給・需要拡大支援事業	64
○コロナ影響緩和特別対策	65
○令和4・5年度の保管料支援のイメージ	66
○農業再生協議会について	68
○全国的な推進組織について	69
○需要に応じた販売について	70

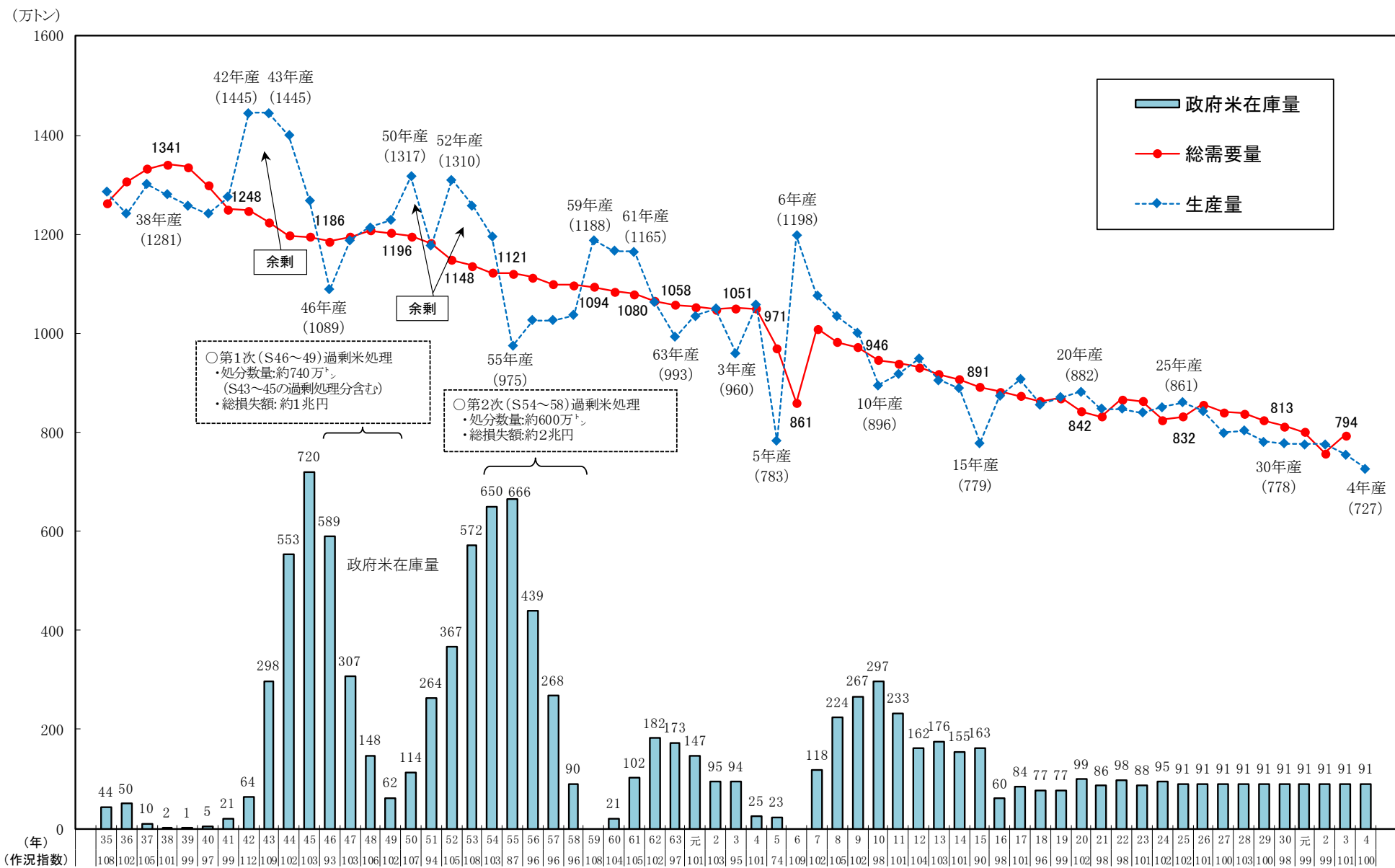
目 次

○中食・外食向けの販売量の状況について	・ 71	・ 72
○中食・外食向けの需要に応じた生産・販売辞令	・ 73	
○「米と健康」に着目した情報発信について	・ 74	
○HP及びSNSを活用した米の消費拡大の情報発信	・ 75	
○YouTube を活用した米の消費拡大の情報発信	・ 76	
○政府広報での情報発信について	・ 77	
○エシカル消費に着目した米の消費拡大の取組	・ 78	
○産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェア	・ 79	
○稲作農業の体質強化総合対策事業	・ 80	
○生産コスト低減に向けた具体的な取組	・ 81	・ 82
○水稻の多収品種	・ 83	
○スマート農業産地モデル実証	・ 84	
○農産物検査の見直しについて	・ 86	・ 87
○スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム	・ 88	
○生産から消費に至るまでの情報の連携と活用	・ 89	
○スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム会員一覧	・ 90	
○米（玄米・精米）の物流合理化について	・ 91	
【④ 新規需要米の取組状況】		
○多収品種について	・ 93	
○飼料用米の取組状況	・ 94	
○令和4年産飼料用米の出荷方式、品種別面積	・ 95	
○飼料用米の供給状況	・ 96	
○配合飼料メーカーの立地状況と		
飼料用米の集荷・流通体制	・ 97	
○（参考）飼料用米の流通経費について	・ 98	
○米粉用米の状況	・ 99	
○米粉によるグルテンフリー食品市場の		
取り込みに向けて	・ 100	
○米粉の利用拡大支援対策事業	・ 101	・ 102
○日本酒の需要動向と原料米の使用量について	・ 103	

○酒造好適米の需要に応じた生産について	・ 104
【⑤ コメの輸出・輸入】	
○コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況	・ 106
○商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移	・ 107
○パックご飯・米菓・日本酒の輸出実績の推移	・ 108
○農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略について	・ 109
○輸出拡大実行戦略品目別輸出目標	・ 110
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の	
一部を改正する法律の概要	・ 111
○全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会の概要	・ 112
○品目団体による輸出促進のための取組について	・ 113
○コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて	・ 114
○中国向けコメ輸出の状況	・ 115
○海外における実需者の事例	・ 116
○経営規模・生産コスト等の内外比較	・ 117
○日米の水稻栽培法の主な違い	・ 118
○コメの内外価格差	・ 119
○コメの輸入制度	・ 120
○MA米の運用に関する政府の方針・見解	・ 121
○国家貿易によるコメの輸入の仕組み	・ 122
○MA米の販売状況	・ 123
○コメの国家貿易（MA米等）の運用に伴う財政負担	・ 124
○MA米をめぐる国際関係	・ 125
○総合的なTPP等関連政策大綱	・ 126
○CPTPP英国加入 対日関税に関する	
日英間の合意内容	・ 128
○日EU・EPA交渉結果	・ 129
○日米貿易協定交渉結果	・ 130
○世界のコメ需給の現状	・ 131
○コメ輸出国の動向	・ 132

① 我が国における米の状況

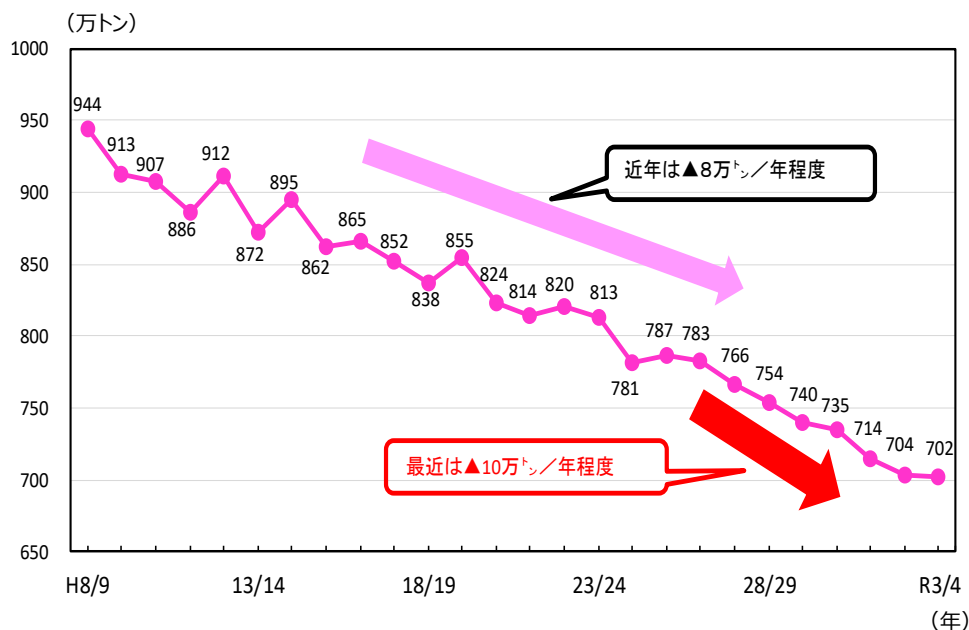
米の全体需給の動向(昭和35年～)



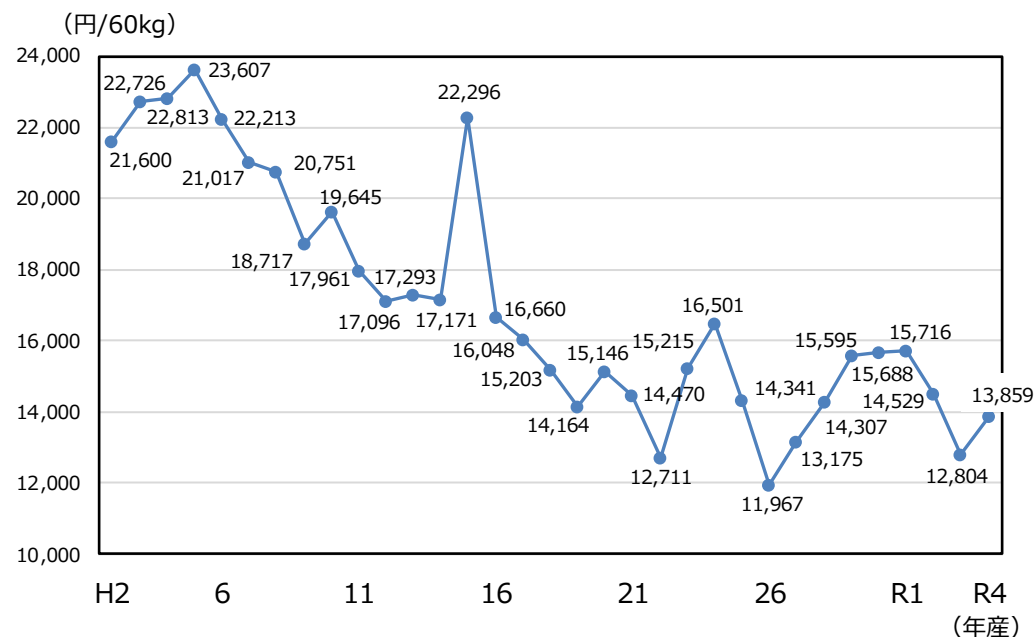
米の需要量及び販売価格の動向

- 主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にある。最近では人口減少等を背景に年10万トン程度に減少幅が拡大。
- 米の販売価格は長期的に低下傾向で推移。近年は堅調に推移していたが、令和2年産米、令和3年産米の平均は、前年を下回って推移。

【主食用米の需要量の推移】



【米の販売価格の推移】



資料：(財) 全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注1：平成2～17年産までは(財) 全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。
注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月まで(令和4年産は出回り～5年6月までの速報値)の相対取引価格の平均値。
注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

米の用途別・年産別面積の推移

(単位: 万ha)

用途 年産			備蓄米	加工用米	新規 需要米	飼料用	WCS 〔 稲発酵 粗飼料稲 〕	米粉用	新市場 開拓用 (輸出用米等)	酒造用	その他
	主食用米	生産量 (万トン)									
H20	159.6	866	H22年産 までは、 主食用米 として生産	2.7	1.2	0.1	0.9	0.0	0.0	—	0.2
H21	159.2	831		2.6	1.8	0.4	1.0	0.2	0.0	—	0.1
H22	158.0	824		3.9	3.7	1.5	1.6	0.5	0.0	—	0.1
H23	152.6	813	1.2	2.8	6.6	3.4	2.3	0.7	0.0	—	0.1
H24	152.4	821	1.5	3.3	6.8	3.5	2.6	0.6	0.0	—	0.1
H25	152.2	818	3.3	3.8	5.4	2.2	2.7	0.4	0.1	—	0.1
H26	147.4	788	4.5	4.9	7.1	3.4	3.1	0.3	0.1	0.1	0.1
H27	140.6	744	4.5	4.7	12.5	8.0	3.8	0.4	0.2	0.1	0.0
H28	138.1	750	4.0	5.1	13.9	9.1	4.1	0.3	0.1	0.1	0.0
H29	137.0	731	3.5	5.2	14.3	9.2	4.3	0.5	0.1	0.1	0.0
H30	138.6	733	2.2	5.1	13.1	8.0	4.3	0.5	0.4	—	0.0
R元	137.9	726	3.3	4.7	12.4	7.3	4.2	0.5	0.4	—	0.0
R2	136.6	723	3.7	4.5	12.6	7.1	4.3	0.6	0.6	—	0.0
R3	130.3	701	3.6	4.8	17.5	11.6	4.4	0.8	0.7	—	0.0
R4	125.1	670	3.6	5.0	20.8	14.2	4.8	0.8	0.7	—	0.0

注1 主食用米:統計部公表値。
備蓄米:地域農業再生協議会が把握した面積。加工用米及び新規需要米:取組計画認定面積。
注2 新規需要米の「酒造用」については、「需要に応じた生産・販売の推進に関する要領」に基づき生産数量目標の枠外で生産された玄米であり、平成30年産以降は取りまとめていない。
注3 ラウンドの関係で、新規需要米の合計と内訳は合わない場合がある。

令和4年産の水田における作付状況（令和4年9月15日時点）

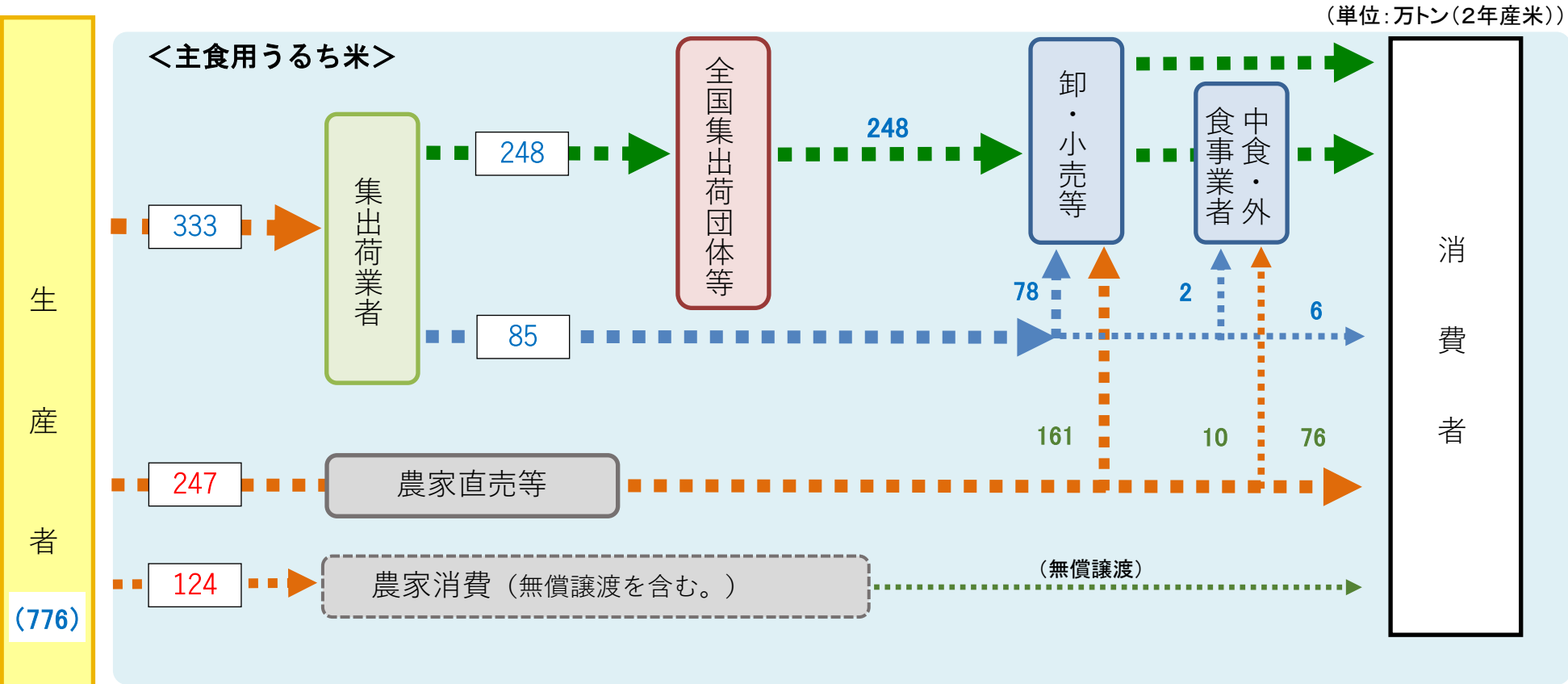
- ・ 全国の主食用米の作付面積については、前年実績（130.3万ha）から5.2万ha減少（▲4.0%）し、125.1万haとなった。
- ・ また、戦略作物等については、加工用米、飼料用米、WCS用稲、麦、大豆で前年より増加した。

【主食用米及び戦略作物等の作付状況】

	主食用米	戦略作物等									(万ha)
		加工用米	新規需要米				麦	大豆	その他	戦略作物等 合計面積	備蓄米
			飼料用米	WCS 〔 稲発酵 粗飼料稲 〕	米粉用米	新市場 開拓用米 （輸出用米等）					
H28年産	138.1	5.1	9.1	4.1	0.3	0.1	9.9	8.9	10.2	47.7	4.0
H29年産	137.0	5.2	9.2	4.3	0.5	0.1	9.8	9.0	10.2	48.3	3.5
H30年産	138.6	5.1	8.0	4.3	0.5	0.4	9.7	8.8	10.2	47.0	2.2
R元年産	137.9	4.7	7.3	4.2	0.5	0.4	9.7	8.6	10.2	45.6	3.3
R2年産	136.6	4.5	7.1	4.3	0.6	0.6	9.8	8.5	10.2	45.6	3.7
R3年産	130.3	4.8	11.6	4.4	0.8	0.7	10.2	8.5	10.2	51.2	3.6
R4年産	125.1	5.0	14.2	4.8	0.8	0.7	10.6	8.9	9.9	54.9	3.6

注1：加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS、新市場開拓用米）は取組計画の認定面積。
注2：備蓄米は、地域農業再生協議会が把握した面積。
注3：麦、大豆、その他（飼料作物、そば、なたね）は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

米の流通経路別流通量の状況



<その他>

72 → 加工用米等、もち米等(集荷業者を通じて実需者に販売)

資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀在庫等調査」、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

注1：集出荷業者には、全集連系を含む（JA等への出荷量333万トンのうち22万トンが全集連系）。

注2：「卸・小売等」には、加工事業者等を含む。

注3：ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 入手経路別の購入割合 (複数回答)

		対前年比
スーパーマーケット	49.8%	(▲0.3%)
その他の小売店	21.9%	(+2.0%)
産地直売所	1.1%	(+0.1%)
インターネット	9.7%	(+1.6%)
生産者から直接購入	5.0%	(▲0.9%)
無償譲渡	15.2%	(▲2.6%)

※ 米穀安定供給確保支援機構調べを元に農林水産省で算出（令和2年4月から令和3年3月の年平均）

米の流通の状況（平成16～令和2年産米）

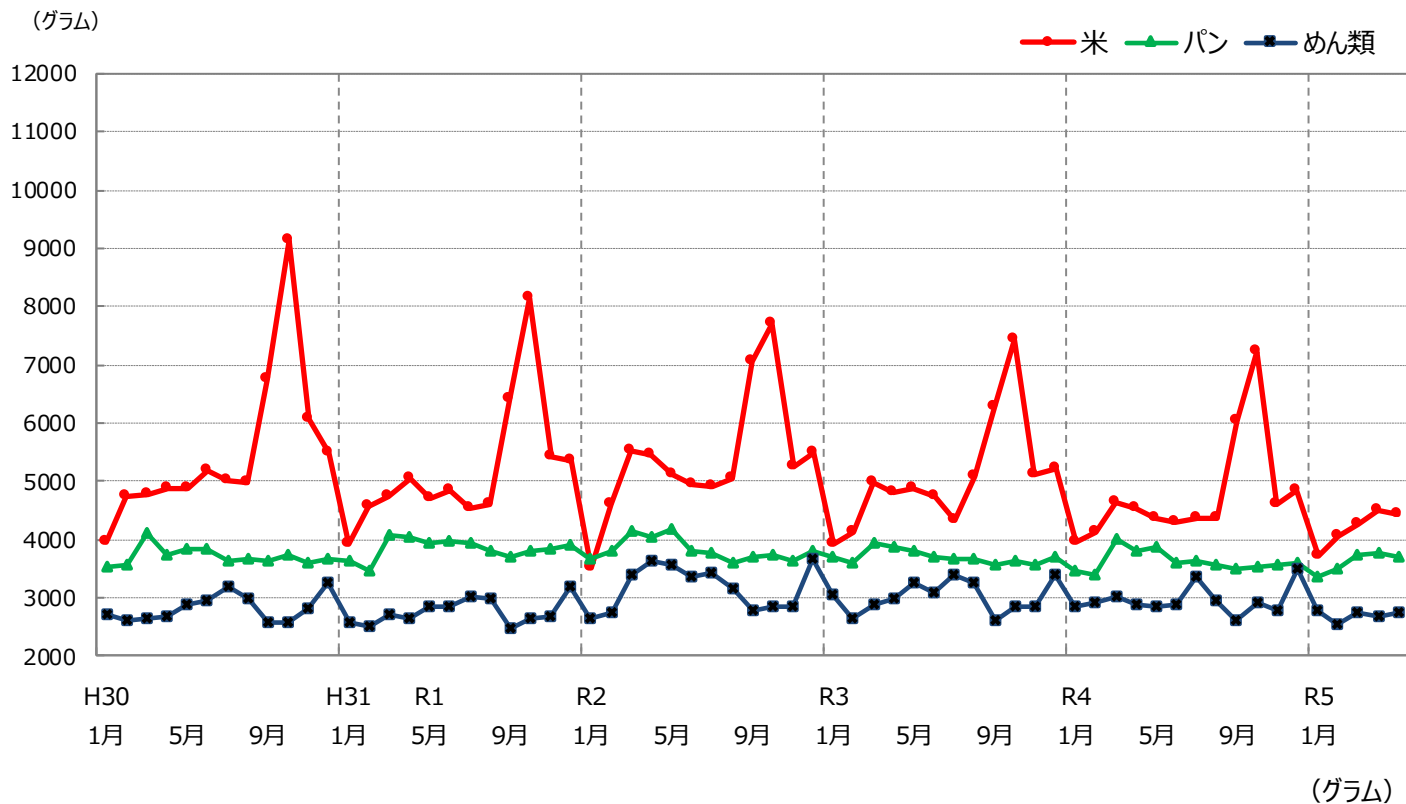
【生産段階】														(単位:万トン)	
年産	生産量		出荷・販売		農家消費等		その他		加工用米等		もち米		減耗		
H 16	872	100.0%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%	
17	906	100.0%	653	72.1%	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%	
18	855	100.0%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%	
19	871	100.0%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%	
20	882	100.0%	636	72.1%	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%	
21	847	100.0%	624	73.7%	161	19.0%	62	7.3%	16	1.9%	29	3.4%	17	2.0%	
22	848	100.0%	594	70.0%	174	20.5%	71	8.3%	22	2.6%	32	3.8%	17	2.0%	
23	840	100.0%	604	71.9%	170	20.2%	66	7.9%	16	2.0%	33	3.9%	17	2.0%	
24	852	100.0%	616	72.3%	167	19.5%	69	8.1%	19	2.2%	33	3.9%	17	2.0%	
25	860	100.0%	626	72.8%	165	19.2%	69	8.0%	21	2.4%	31	3.6%	17	2.0%	
26	844	100.0%	616	73.1%	154	18.3%	73	8.7%	27	3.2%	30	3.5%	17	2.0%	
27	799	100.0%	579	72.5%	146	18.3%	74	9.2%	25	3.1%	33	4.1%	16	2.0%	
28	804	100.0%	582	72.3%	146	18.1%	77	9.6%	26	3.2%	35	4.4%	16	2.0%	
29	782	100.0%	569	72.8%	139	17.7%	74	9.5%	26	3.3%	33	4.2%	16	2.0%	
30	778	100.0%	576	74.0%	130	16.7%	73	9.3%	28	3.6%	29	3.7%	16	2.0%	
R 元	776	100.0%	577	74.3%	129	16.6%	70	9.1%	27	3.4%	28	3.7%	16	2.0%	
2	776	100.0%	580	74.7%	124	16.0%	72	9.3%	28	3.5%	29	3.8%	16	2.0%	

【出荷・販売段階】																(単位:万トン)	
年産	出荷・販売		農協						全集連系業者				生産者				
			販売委託		直販		販売委託		直販		直接販売等						
H 16	636	72.9%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%	20	2.3%	7	0.8%	12	1.4%	226	25.9%	
17	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.8%	22	2.4%	8	0.9%	13	1.4%	226	24.9%	
18	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%	21	2.5%	9	1.1%	13	1.5%	227	26.5%	
19	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.0%	21	2.4%	9	1.0%	13	1.5%	232	26.6%	
20	636	72.1%	390	44.2%	303	34.4%	87	9.9%	21	2.4%	8	0.9%	14	1.6%	224	25.4%	
21	624	73.7%	372	43.9%	294	34.7%	78	9.2%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	230	27.2%	
22	594	70.0%	369	43.5%	285	33.6%	84	9.9%	21	2.5%	6	0.7%	15	1.8%	203	24.0%	
23	604	71.9%	351	41.8%	266	31.7%	85	10.1%	21	2.5%	6	0.8%	15	1.8%	232	27.6%	
24	616	72.3%	352	41.3%	273	32.1%	79	9.3%	21	2.4%	6	0.7%	15	1.8%	243	28.6%	
25	626	72.8%	373	43.4%	293	34.0%	81	9.4%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	231	26.8%	
26	616	73.1%	369	43.7%	285	33.8%	84	10.0%	24	2.8%	9	1.0%	15	1.8%	223	26.5%	
27	579	72.5%	344	43.1%	258	32.3%	86	10.7%	22	2.7%	7	0.9%	14	1.8%	213	26.7%	
28	582	72.3%	338	42.1%	252	31.3%	86	10.8%	22	2.7%	6	0.8%	16	1.9%	221	27.5%	
29	569	72.8%	315	40.3%	234	29.9%	81	10.4%	20	2.6%	5	0.7%	15	1.9%	234	29.9%	
30	576	74.0%	298	38.4%	219	28.1%	80	10.2%	19	2.4%	5	0.6%	13	1.7%	259	33.3%	
R 元	577	74.3%	308	39.7%	231	29.7%	77	10.0%	21	2.7%	6	0.8%	14	1.9%	247	31.9%	
2	580	74.7%	312	40.1%	241	31.1%	70	9.1%	22	2.8%	6	0.8%	15	1.9%	247	31.8%	

資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀現在高等調査」（22年産以降は「生産者の米穀在庫等調査」）、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

注：1）平成21年産までの推計に用いた「生産者の米穀現在高等調査」と22年産以降の推計に用いている「生産者の米穀在庫高等調査」では調査対象農家の定義が異なる（前者は10a以上稲を作付（子実用）している農家、後者は販売目的の水稻の作付面積が10a以上の販売農家が対象）ことから、22年産から推計手法を変更している。
2）生産段階には、このほか、①集荷円滑化対策による区分出荷米（17年産8万トン、20年産米10万トン）、②品質低下に伴う歩留り減（22年産米10万トン）がある。
3）ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移



		年間					月間				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年1月	2月	3月	4月	5月
米	購入数量	65,750	62,200	64,530	60,800	57,380	3,720	4,060	4,250	4,510	4,450
	前年比	97.7%	94.6%	103.7%	94.2%	94.4%	94.2%	98.1%	91.4%	99.3%	101.6%
パン	購入数量	44,526	46,011	45,857	44,345	43,571	3,370	3,504	3,745	3,760	3,695
	前年比	99.3%	103.3%	99.7%	96.7%	98.3%	96.9%	102.8%	93.5%	99.1%	95.2%
めん類	購入数量	33,867	33,169	38,021	36,208	35,557	2,795	2,554	2,733	2,674	2,740
	前年比	99.8%	97.9%	114.6%	95.2%	98.2%	98.0%	87.3%	90.7%	93.1%	95.8%

資料：総務省「家計調査」家計収支編

(注1) 二人以上の世帯の数値である。

(注2) 平成30年から令和4年については年間の購入数量・対前年比、令和5年は月間の購入数量・対前年同月比である。

(注3) 米は精米ベースである。

(注4) パンは、食パン及び他のパン（菓子パン等）である。

家庭における1世帯当たりの支出金額の推移

(円、%)

	食料		米		パン		めん類		スパゲッティ(パスタ)		カップめん		菓子類		調理食品		外食		ハンバーガー	
									前年 (同月)比	前年 (同月)比	前年 (同月)比	前年 (同月)比								
	平成30年	952,170	+0.5	24,314	+3.4	30,554	+0.9	17,368	▲1.4	1,166	▲3.0	4,282	+5.4	83,916	+0.5	122,930	+3.9	171,571	+2.1	4,099
令和元年	965,536	+1.4	23,212	▲4.5	32,164	+5.3	17,713	+2.0	1,170	+0.3	4,727	+10.4	87,469	+4.2	128,386	+4.4	176,917	+3.1	4,576	+11.6
2年	962,373	▲0.3	23,920	+3.1	31,456	▲2.2	20,602	+16.3	1,476	+26.2	5,250	+11.1	85,534	▲2.2	132,494	+3.2	120,921	▲31.7	5,100	+11.5
3年	952,812	▲1.0	21,862	▲8.6	31,353	▲0.3	19,676	▲4.5	1,289	▲12.7	5,400	+2.9	88,195	+3.1	139,876	+5.6	115,296	▲4.7	5,526	+8.4
4年	982,661	+3.1	19,825	▲9.3	32,497	+3.6	20,112	+2.2	1,368	+6.1	5,556	+2.9	94,373	+7.0	145,163	+3.8	138,066	+19.7	5,677	+2.7
令和5年1月	81,152	+6.8	1,343	▲3.3	2,675	+5.5	1,596	+4.0	103	▲1.9	474	▲0.2	7,762	+8.0	11,979	+5.3	13,104	+23.7	546	+15.7
2月	76,771	+7.1	1,425	+0.1	2,667	+2.8	1,477	▲3.8	119	+7.2	450	▲9.5	7,975	+8.5	11,478	+3.4	11,203	+53.8	430	▲2.5
3月	84,743	+11.5	1,535	+10.5	2,954	+16.5	1,585	+3.3	123	+17.1	486	+2.3	8,798	+22.4	12,131	+6.7	14,289	+34.9	477	+1.1
4月	82,565	+15.2	1,604	+12.6	2,902	+11.9	1,651	+7.6	128	+15.3	467	▲6.0	7,600	+3.4	11,570	+4.2	13,229	+81.6	496	+12.5
5月	86,750	+8.5	1,577	▲0.8	2,880	+0.2	1,715	+7.6	119	▲9.2	446	▲8.8	8,311	+0.0	12,198	+3.9	14,386	+34.3	458	▲5.4

資料:総務省「家計調査」

(注1)二人以上の世帯の数値である。

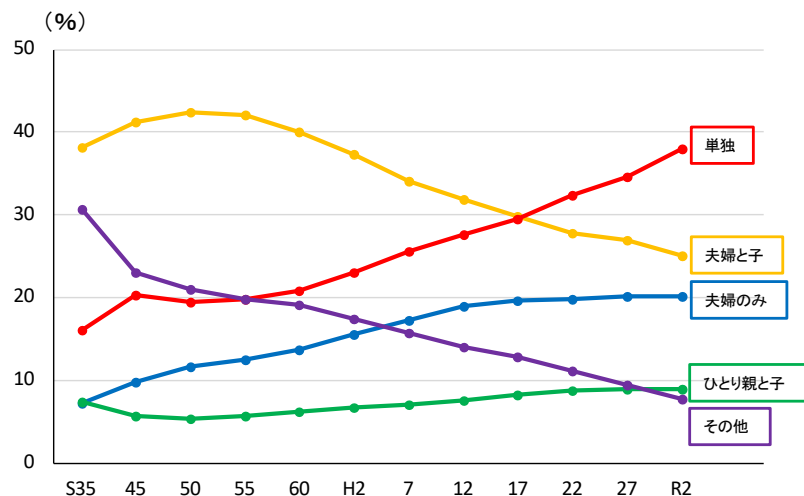
(注2)平成30年から令和4年については年間の支出金額・対前年比、令和5年は月間の支出金額・対前年同月比である。

(注3)パンは、食パン及び他のパン(菓子パン等)である。

米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合

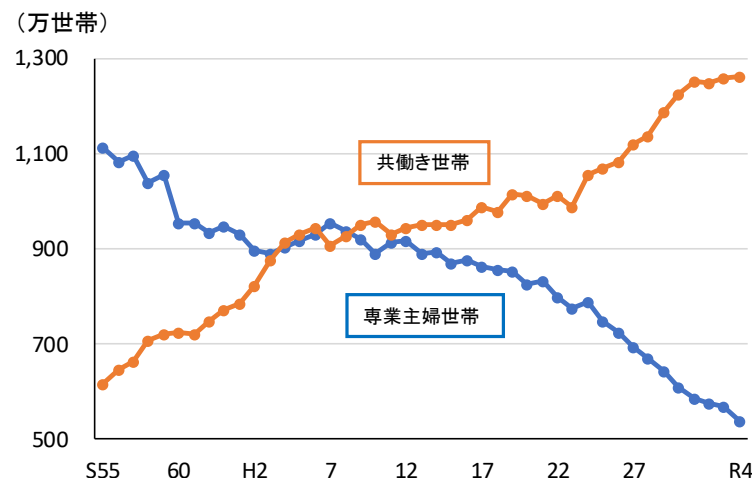
- 世帯構成の変化（単身世帯の増加）や社会構造の変化（共働き世帯の増加）により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が低下する一方で、中食・外食の占める割合は増加（近年は新型コロナウイルス感染症の影響により減少）。

【家族類型別にみた一般世帯の構成割合の推移】



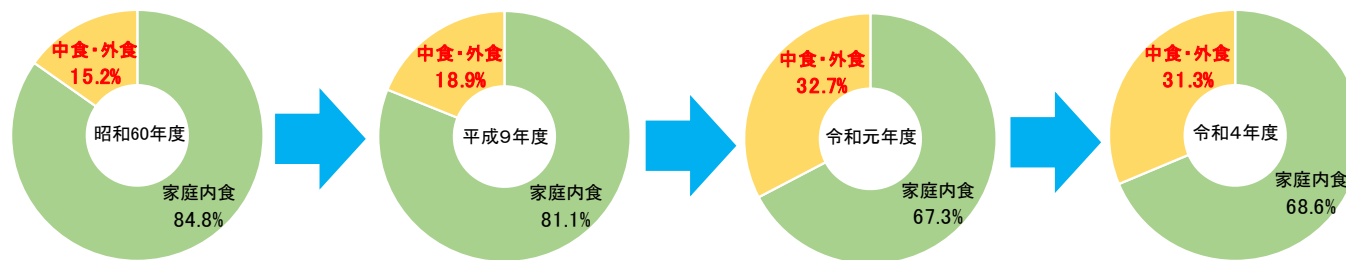
資料：総務省統計局「国勢調査報告」

【専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移】



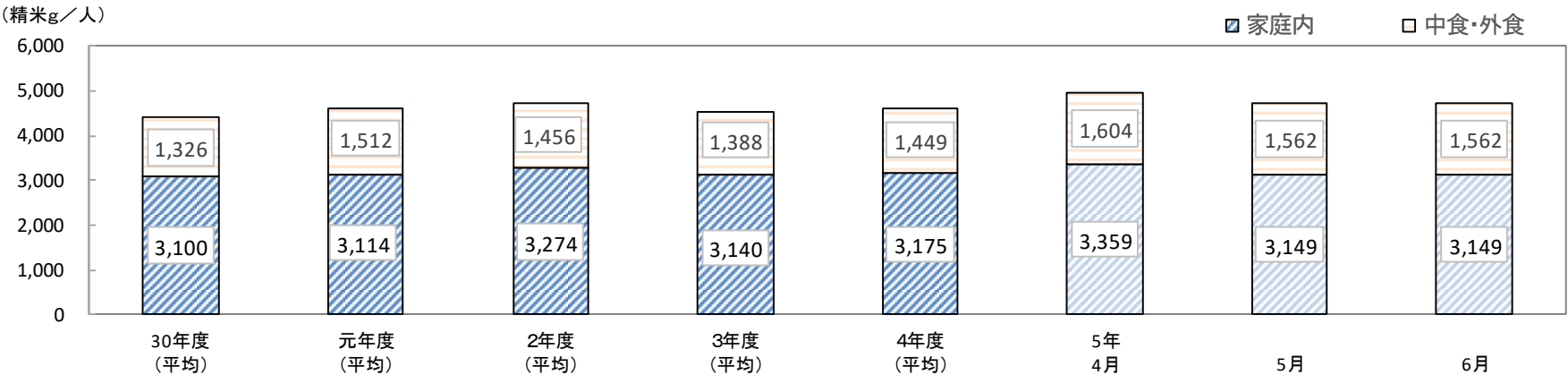
資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「専業主婦世帯と共働き世帯」

【米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合（全国）】



資料 昭和60年度、平成9年度：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」
令和元年度、令和4年度：米穀機構「米の消費動向調査」

米の消費動向 ①(1人1ヶ月当たり精米消費量の推移)(米穀機構による調査)



	精米消費量 (g)					内訳比率 (%)					前年同月比 (%)				
	合計	家庭内		中・外食		合計	家庭内		中・外食		合計	家庭内		中・外食	
		家庭内	中・外食	中食	外食		家庭内	中・外食	中食	外食		家庭内	中・外食	中食	外食
平成30年度	4,426	3,100	1,326	782	544	100.0	70.0	30.0	17.7	12.3	▲3.8	▲5.0	▲1.1	0.6	▲3.5
令和元年度	4,626	3,114	1,512	885	627	100.0	67.3	32.7	19.1	13.6	4.5	0.5	14.0	13.1	15.3
2年度	4,730	3,274	1,456	954	502	100.0	69.2	30.8	20.2	10.6	2.2	5.1	▲3.7	7.8	▲19.9
3年度	4,529	3,140	1,388	906	482	100.0	69.3	30.6	20.0	10.6	▲4.2	▲4.1	▲4.7	▲5.0	▲4.0
4年度	4,625	3,175	1,449	918	531	100.0	68.6	31.3	19.8	11.5	2.1	1.1	4.4	1.3	10.2
令和5年 4月	4,962	3,359	1,604	1,013	591	100.0	67.7	32.3	20.4	11.9	1.7	▲0.3	6.4	5.3	8.4
5月	4,710	3,149	1,562	987	575	100.0	66.9	33.2	21.0	12.2	0.9	▲1.8	7.1	6.0	8.9
6月	4,689	3,176	1,513	927	586	100.0	67.7	32.3	19.8	12.5	2.1	0.6	5.3	1.8	11.4

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

注 1：平成30～令和4年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

注 2：調査対象世帯の入れ替えや補充による調査結果の補正は行っていないため、調査結果の経年比較等の際には、留意が必要である。

注 3：家庭内消費量については、調査当月の月初と月末の精米在庫量及び精米購入数量から把握、中食・外食の消費量については、調査当月の家庭炊飯以外で食べた米飯の数量から推計。

注 4：集計に際しては、地域毎に世帯人員構成比が平成30～令和3年度はH27国勢調査、令和4・5年度はR2国勢調査「世帯人員構成比」に沿うよう調整した上で推計。

注 5：四捨五入の関係で合計と内訳が合わない場合がある。

米の消費動向 ②(精米購入時の動向)

【購入・入手経路（複数回答）】

単位：％

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	令和5年 4月	5月	6月
デパート	1.4	1.0	1.5	1.6	1.2	1.6	1.9	1.9
スーパーマーケット	52.7	50.1	49.8	50.5	50.1	50.2	48.4	49.9
ドラッグストア	4.8	5.9	5.7	6.6	5.5	7.1	7.7	7.1
ディスカウントストア	2.8	3.2	3.9	3.9	4.8	4.3	4.3	4.8
コンビニエンスストア	0.2	0.2	0.3	0.2	0.4	0.5	1.0	0.5
生協(店舗・共同購入含む)	6.5	5.9	7.0	6.3	6.0	5.8	5.9	6.0
農協(店舗・共同購入含む)	1.2	1.3	1.1	0.8	1.0	1.0	1.5	0.8
米穀専門店	2.7	2.4	2.4	2.3	2.3	2.0	2.6	2.5
産地直売所	2.2	1.0	1.1	1.2	1.4	2.3	1.6	2.0
生産者から直接購入	6.0	5.9	5.0	5.5	4.6	6.0	4.8	4.6
インターネットショップ	9.8	8.1	9.7	8.6	8.9	7.8	9.7	9.1
家族・知人などから無償で入手	14.8	17.8	15.2	15.0	15.3	14.4	14.5	12.2
その他	2.3	3.4	4.1	4.3	4.4	4.4	4.8	5.4

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

（注）平成30～令和4年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

米の消費動向 ③(精米購入経路別の購入単価、家庭内の月末在庫数量)

【精米購入経路別の購入単価（複数回答）】

(円/kg)

	デパート	スーパーマーケット	ドラッグストア	ディスカウントストア	コンビニエンスストア	（生協・店舗・共同購入含む）	（農協・店舗・共同購入含む）	米穀専門店	産地直売所	生産者から直接購入	インターネットショップ	有効調査世帯数
令和2年度	533	400	375	347	※547	434	397	477	415	358	492	－
3年度	541	373	357	315	※612	412	※417	485	451	358	471	－
4年度	505	371	328	313	※466	395	393	468	424	347	437	－
令和5年4月	436	388	340	322	※479	461	377	475	407	301	468	2,139
5月	492	396	324	326	690	399	401	502	384	353	504	1,976
6月	410	388	352	309	※655	413	※375	527	391	338	523	1,851

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注1) デパート、スーパーマーケット、生協は、実店舗の購入単価であり、インターネットを利用した購入は含まない。

(注2) 購入単価は消費税を除く本体価格である。

(注3) 表中の※付きの単価は、当該経路での購入割合が有効調査世帯数の1%未満に満たないため参考値とする。

【家庭内の月末在庫数量】

(kg/世帯、%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	前年比
平成30年度	月末在庫数量	6.4	6.3	6.0	5.8	6.1	6.5	6.6	6.9	7.2	6.6	6.4	6.4	6.4	0.0
	平均世帯人員	2.32	2.32	2.32	2.33	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	－
令和元年度	月末在庫数量	6.0	6.2	5.9	5.7	6.0	6.2	6.2	6.5	6.6	6.3	6.3	6.5	6.2	▲3.1
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.33	－
2年度	月末在庫数量	7.1	6.5	6.6	6.2	6.0	6.3	6.4	6.8	6.7	6.6	6.5	6.4	6.5	4.8
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	－
3年度	月末在庫数量	6.2	6.1	5.8	5.8	5.7	6.2	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.7	6.4	▲1.5
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.33	－
4年度	月末在庫数量	6.6	6.6	6.4	6.5	6.4	6.3	6.6	6.8	7.0	6.8	6.5	6.6	6.6	3.1
	平均世帯人員	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.21	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	2.22	－
5年度	月末在庫数量	6.0	6.1	6.1										6.1	0.1
	平均世帯人員	2.21	2.21	2.21										2.21	－

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注1) 地域ごとの世帯人員構成比が平成30～令和3年度はH27国勢調査、令和4・5年度はR2国勢調査「世帯人員構成比」に沿うようウェイトバック集計を実施した上で集計した。

(注2) 平均世帯人員は、各月の有効調査世帯の平均人員数である。

主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査)

[調査の概要]

全国米穀販売事業共済協同組合が、米穀の販売・需要動向を多角的に把握することを目的として、同組合会員企業を対象に実施。四半期ごとに継続的に調査。

○ アンケート回答数 62組合員

1. 現在(令和5年6月)の米販売量(前年同月との比較)

集計結果	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
	100.0%	12.9%	33.9%	16.1%	24.2%	12.9%

<仕向先別>

(小売店向け)	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
大手スーパー	100.0%	7.1%	31.0%	31.0%	19.0%	11.9%
中小スーパー	100.0%	3.4%	24.1%	34.5%	29.3%	8.6%
米穀専門店	100.0%	0.0%	12.3%	42.1%	28.1%	17.5%
その他	100.0%	17.0%	14.9%	34.0%	10.6%	23.4%

(外食産業向け)	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
外食向け	100.0%	13.2%	45.3%	32.1%	5.7%	3.8%
中食向け	100.0%	6.7%	40.0%	41.7%	8.3%	3.3%
給食向け	100.0%	6.7%	16.7%	66.7%	6.7%	3.3%

2. 米販売の動き: 過去3ヶ月前との比較 / 3ヶ月後の見通し

(1) 過去3ヶ月前(令和5年3月)と比較した令和5年6月の動き

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	8.1%	24.2%	30.6%	22.6%	14.5%	47.2

(参考) 前回調査 令和4年12月と比較した令和5年3月の動き

100.0%	10.9%	32.8%	25.0%	18.8%	12.5%	52.7
--------	-------	-------	-------	-------	-------	------

(2) 令和5年6月から3ヶ月後(令和5年9月頃)の見通し

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	4.8%	27.4%	43.5%	21.0%	3.2%	52.4

(参考) 前回調査 令和5年3月から3ヶ月後(令和5年6月頃)の見通し

100.0%	1.6%	39.1%	35.9%	17.2%	6.3%	53.1
--------	------	-------	-------	-------	------	------

* 1. 赤字は、最頻値及びDI値。
2. DI(diffusion index)の算出方法:内閣府で発表している「景気ウォッチャー調査」方式を採用した。具体的には、5つの回答選択肢に均等に0~1の評価点を与え、各回答の構成比に対応するそれぞれの評価点を乗じ、それらの合計を指数(%ポイント)としてDI値を算出。それが50の場合は横ばい(現状維持)を示す。0に近づくほど販売が低迷傾向にあることを示し、逆に100に近づくほど販売が好調傾向であることを示す。

(算出例)	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる
評価点 A	1	0.75	0.5	0.25	0
結果(構成比) B	17.8	20.0	20.0	22.2	20.0
各DI値 C=A×B	17.8	15	10	5.6	0
DI値(合計)	48.4→米販売の動きはほんの少し低迷傾向				

(参考) 茶わん1杯のお米の値段

○ ご飯は経済的な食べ物

○茶わん1杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは **65g** くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、1,890円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は **約25円** となります。※



※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kg当たり1,890円(POSデータによるコメの平均小売価格(令和5年5月))で算出。



=

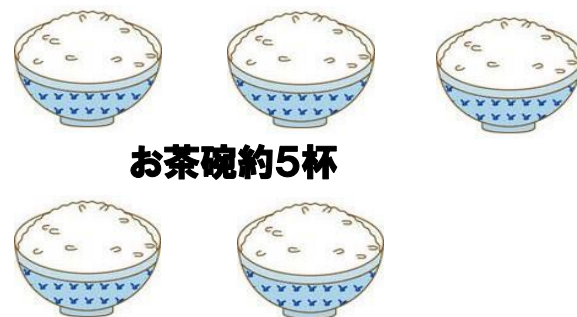


お茶碗約4杯

ミネラルウォーター(2リットル)101円



=



お茶碗約5杯

缶コーヒー 130円

出展：ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都区部小売価格)」による2022年平均価格
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農業経営体数（平成23年～令和4年）

- 都道府県全体では、一貫して農業経営体数は減少（平成23年 1,121千戸→令和4年 610千戸）。
- 北海道では10ha以上作付している農業経営体が4割を占め、全体に占める割合も増加（平成23年 23.5%→令和4年 40.0%）。都府県では1ha未満農業経営体数が約2/3を占めるものの、5ha以上作付している農業経営体の数・割合が増加しており（平成23年 30千戸（2.7%）→令和4年 41千戸（6.8%））、大規模農家の割合は増加傾向にある。

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3ha～5ha	5ha以上
平成23年	15	4	3	5	4	1,106	809	186	49	33	30
	(100.0)	(26.8)	(18.3)	(31.4)	(23.5)	(100.0)	(73.1)	(16.8)	(4.4)	(3.0)	(2.7)
平成24年	15	4	3	5	4	1,056	769	175	48	34	30
	(100.0)	(24.3)	(18.2)	(31.8)	(25.7)	(100.0)	(72.8)	(16.6)	(4.6)	(3.2)	(2.9)
平成25年	14	3	3	4	4	1,027	738	172	50	35	33
	(100.0)	(24.3)	(18.6)	(31.4)	(25.7)	(100.0)	(71.8)	(16.7)	(4.9)	(3.4)	(3.2)
平成26年	14	3	3	4	4	997	707	171	51	34	35
	(100.0)	(23.2)	(18.1)	(31.9)	(26.8)	(100.0)	(70.9)	(17.1)	(5.1)	(3.4)	(3.5)
平成27年	13	3	2	4	4	939	660	159	50	36	35
	(100.0)	(23.1)	(15.6)	(31.4)	(29.9)	(100.0)	(70.3)	(16.9)	(5.3)	(3.8)	(3.7)
平成28年	13	3	2	4	4	876	599	153	51	34	39
	(100.0)	(23.4)	(16.4)	(27.3)	(32.8)	(100.0)	(68.4)	(17.5)	(5.8)	(3.9)	(4.4)
平成29年	13	3	2	4	4	821	556	144	47	34	41
	(100.0)	(22.2)	(13.5)	(31.7)	(32.5)	(100.0)	(67.7)	(17.5)	(5.7)	(4.2)	(5.0)
平成30年	13	3	2	4	4	793	531	141	46	34	42
	(100.0)	(23.4)	(14.8)	(28.9)	(32.8)	(100.0)	(66.9)	(17.8)	(5.8)	(4.3)	(5.3)
平成31年 (令和元年)	12	3	2	4	4	766	507	138	44	34	43
	(100.0)	(22.0)	(14.6)	(28.5)	(34.1)	(100.0)	(66.1)	(18.0)	(5.8)	(4.5)	(5.6)
令和2年	11	2	2	3	4	703	449	131	45	35	43
	(100.0)	(19.6)	(14.2)	(29.3)	(37.0)	(100.0)	(63.9)	(18.7)	(6.5)	(4.9)	(6.0)
令和3年	10	2	1	3	4	644	410	121	41	31	42
	(100.0)	(19.0)	(14.0)	(26.0)	(40.0)	(100.0)	(63.6)	(18.7)	(6.3)	(4.8)	(6.5)
令和4年	10	2	1	3	4	601	381	111	39	30	41
	(100.0)	(20.0)	(13.7)	(27.4)	(40.0)	(100.0)	(63.4)	(18.4)	(6.4)	(4.9)	(6.8)

注：平成27、令和2年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。

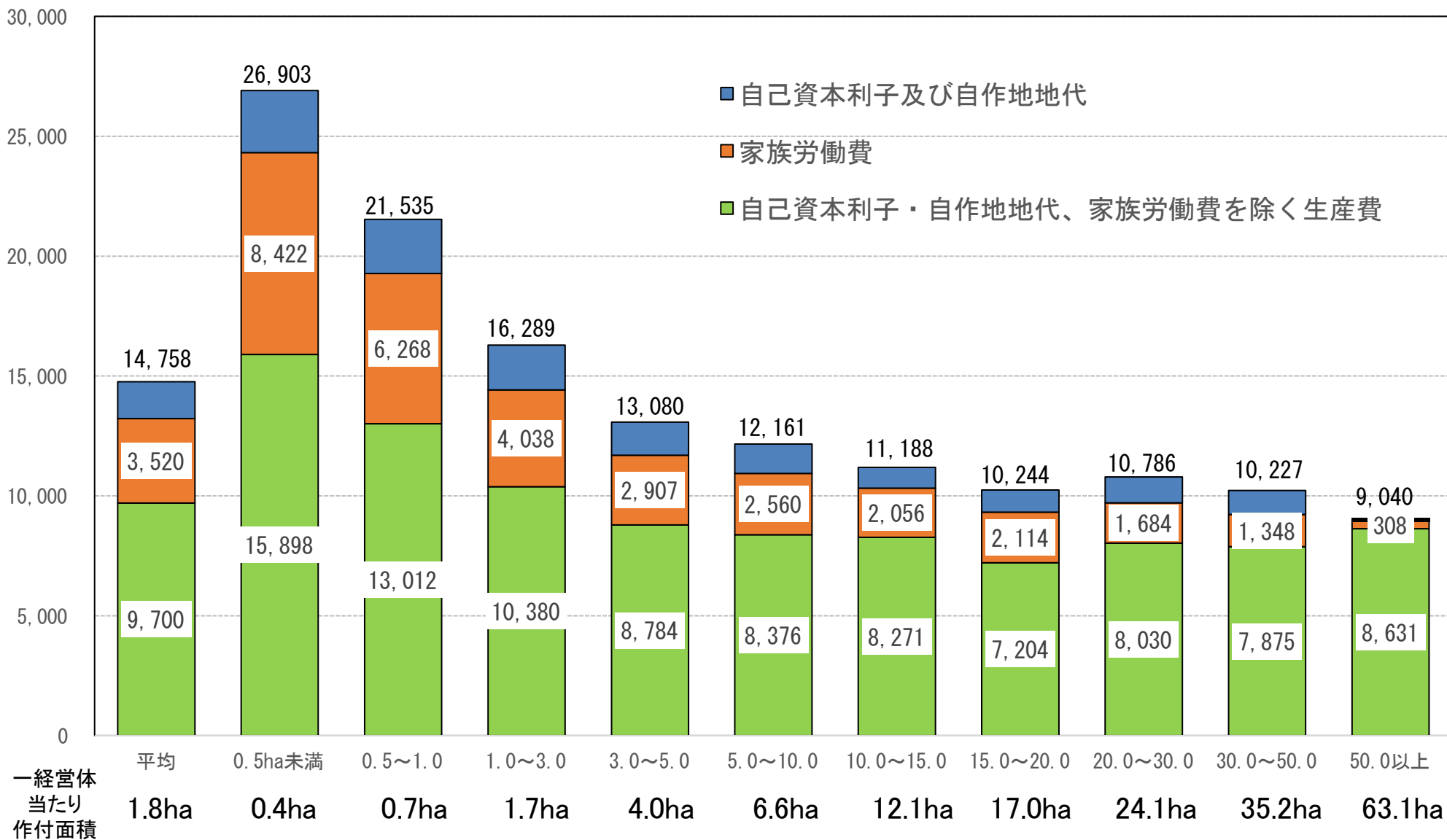
（農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。）

ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

上段（農業経営体数）：千戸
下段（割合）：%

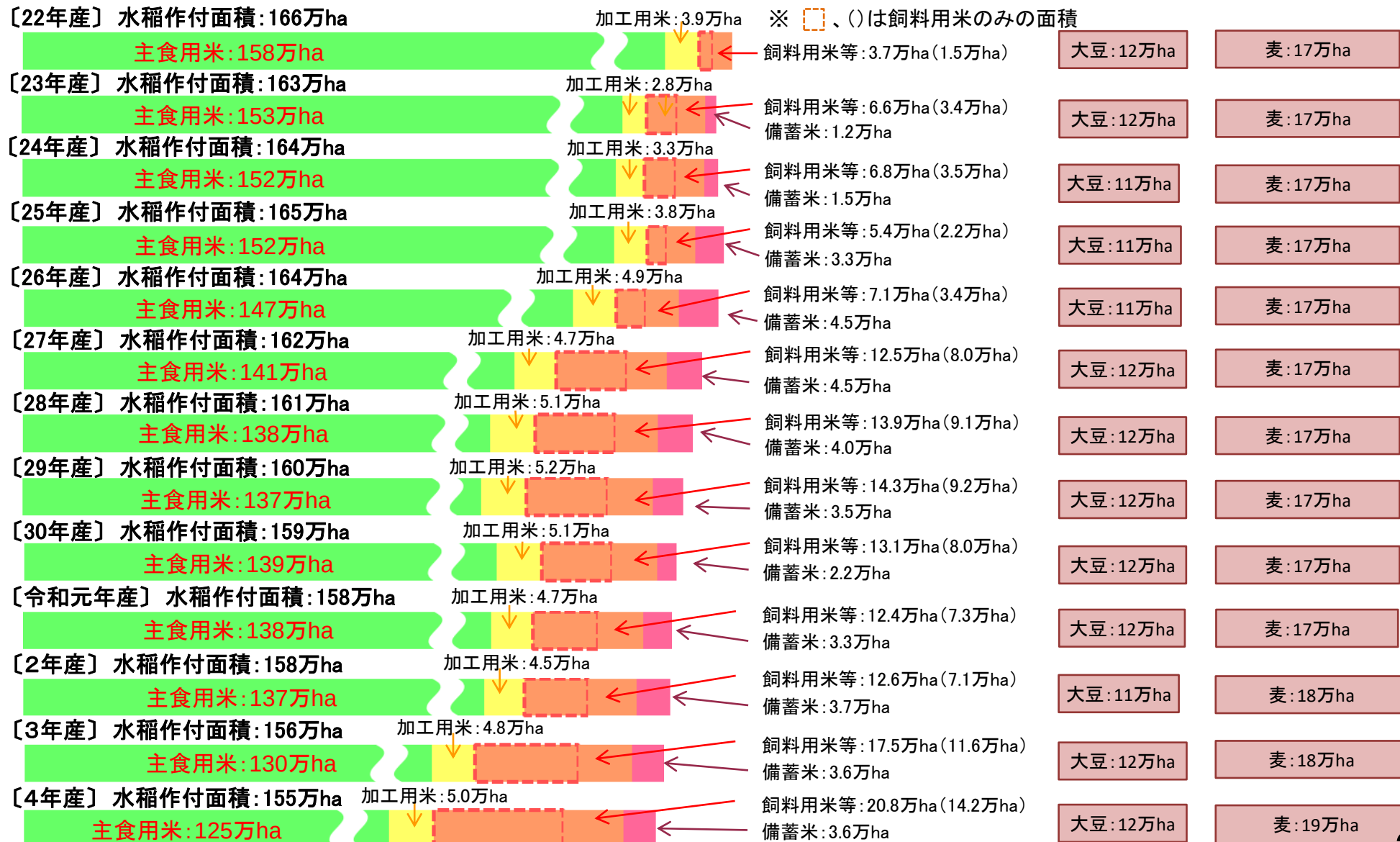
米の作付規模別60kg当たり生産費(令和3年産)

(円/60kg)



水田の利用状況の推移

○ 主食用米の需要が毎年減少する中で、麦、大豆等の需要のある作物への作付転換を進めている。



※ 水稻、麦、大豆:「耕地及び作付面積統計」、主食用米:「作物統計」、加工用米、飼料用米等(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米等):「新規需要米の取組計画認定状況」
備蓄米:地域農業再生協議会が把握した面積

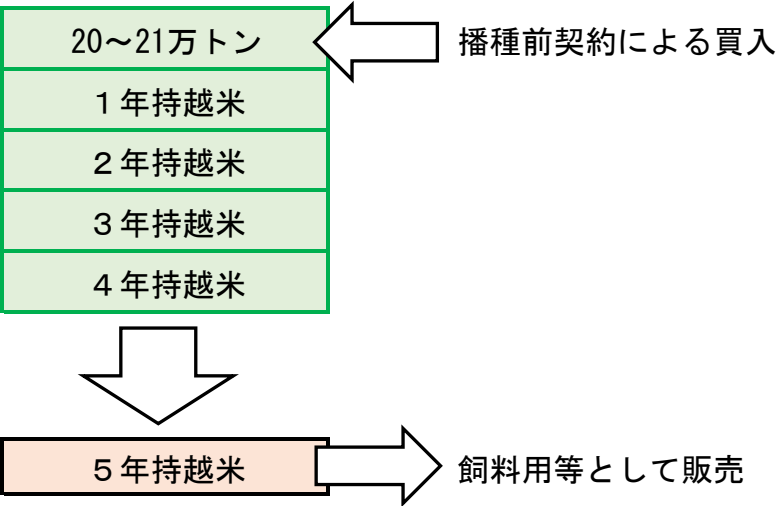
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度

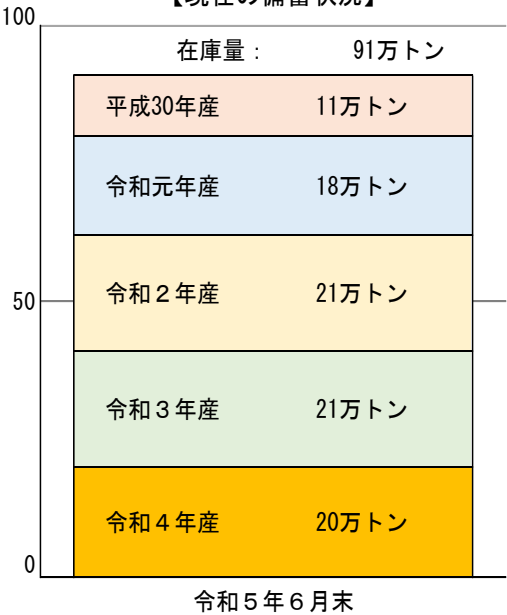


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	20万トン
令和5年産	20万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

日本における穀物等の備蓄(備蓄水準とその考え方)

- 現在、米、食糧用小麦、飼料穀物について国として備蓄事業を実施。
- 備蓄水準は、
 - ・ 自給している米については、「国内の不作に対し(緊急輸入等せずに)国産米でもって対処し得る水準」、
 - ・ 多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。

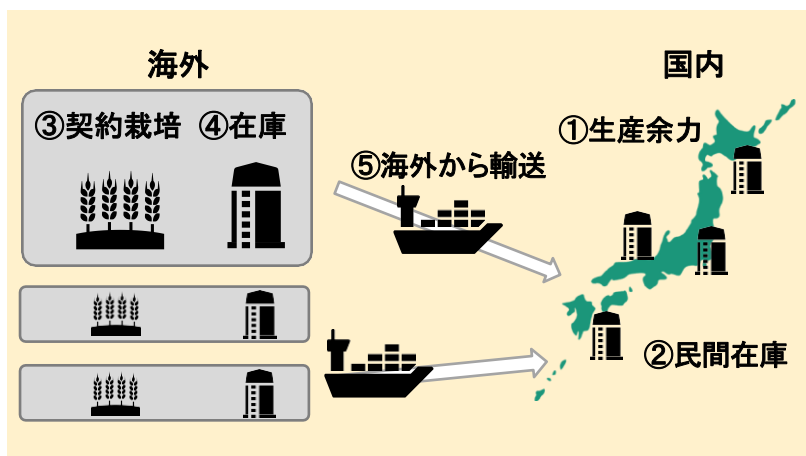
	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万トン程度	10年に1度の不作(作況92)や、通常程度の不作(作況94)が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準 ・2001年当時の需要量をベースに設定 (2011年の回転備蓄方式から棚上備蓄方式への変更時に、引き続き100万トン程度として設定)
輸入	食糧用小麦	国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 (90万トン程度)	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 ・代替輸入に4.3カ月程度必要 ・すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は2カ月分程度 ・差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要
輸入	飼料穀物	100万トン程度	不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に対処し得る水準 ・過去に備蓄を活用した最大実績は75万トン(東日本大震災時) ・海上輸送中の飼料穀物約100万トンが存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて2カ月程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能
輸入	食品用大豆 2010年度をもって廃止	需要量の約1カ月分 (1981～1994年度は8万トン) 廃止直前の2010年度は約2週間分の3万トン	過去の国際的な供給不安、輸出規制等を考慮した水準 (1974年の備蓄事業開始以降、一度も備蓄の放出が行われていないこと等を理由に2010年度をもって廃止)

日本における穀物等の備蓄(効果的・効率的な備蓄の考え方、備蓄の負担)

- 備蓄には倉庫における保管経費などが必要であり、コストがかかる仕組み。過去に大豆の備蓄事業が廃止された理由も、財政支出に伴う政策効果が疑問視されたため。
- 全てを国内の倉庫で保管するという考え方ではなく、①国内の生産余力、②国内の民間在庫、③海外の生産農地(日本向け契約栽培)、④海外の倉庫の在庫、⑤海外からの輸送過程等を含め、総合的な備蓄として評価すべきではないか。

総合的な備蓄の考え方

- ① 国内の生産余力
 - ② 国内の民間在庫
 - ③ 海外の生産農地(日本向け契約栽培)
 - ④ 海外の倉庫の在庫
 - ⑤ 海外からの輸送過程
- 等を含め、総合的な備蓄として評価



品目 備蓄水準	経費負担等の考え方 (2021年度 決算額)	備蓄1トン当たりの 2021年度決算額 (追加的費用) ※
米 100万トン程度	・備蓄分の所有権は国 ・備蓄は100%国費 売買及びその管理を委託 保管経費等：約113億円 売買損益：約▲377億円	約4万9,000円/トン 注：買入費を含むことに留意
食糧用小麦 国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 (90万トン程度)	・備蓄分の所有権は企業に移転 ・国家備蓄として、製粉企業等が 需要量の2.3カ月分を備蓄した場合に、 1.8カ月分の保管経費を100%助成 保管経費等：約42億円	約4,700円/トン
飼料穀物 100万トン程度	・備蓄分の所有権は企業 ・配合飼料メーカー等が事業継続計画に 基づき実施する飼料穀物備蓄に対し、そ の費用の一部(約75万トンの保管経費の 1/3以内等)助成 保管経費等：約15億円	約1,900円/トン
食品用大豆 需要量の約1カ月分 (1981～1994年度は8万トン) 廃止直前の2010年度は 約2週間分の3万トン 2010年度をもって廃止	・備蓄分の所有権は企業 ・国の大豆備蓄計画等に基づいて実施 する食品用大豆の保管経費を100% 助成 保管経費等：約3億円 (2010年度予算額)	約10,000円/トン 注：2010年度予算額ベース

※ 2021年度決算額を備蓄水準で単純に除して算出した値

政府備蓄米の無償交付(子ども食堂等、子ども宅食への支援)【令和4年度】

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」の取組が拡大しています。
- 従前より政府備蓄米を活用して、学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援します。

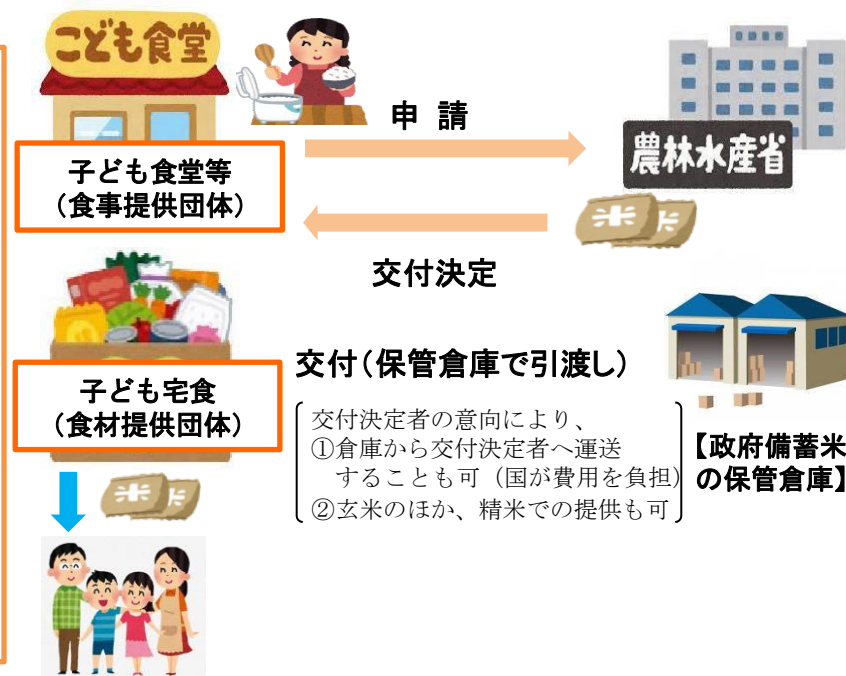
事業内容

〔子ども食堂等〕

- ごはん食を提供する子ども食堂等(食事提供団体)の取組に交付。
- 食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件。(食事提供団体ごとに、一申請当たり120Kgを上限に交付)

〔子ども宅食〕

- 食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体(食材提供団体)に交付。
- ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。(食材提供団体ごとに、一申請当たり450Kgを上限に交付)
- 交付対象者 ※以下の要件を満たした団体
 - ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
 - ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」



申請方法

- 農林水産省に直接申請。
 - ※ 依頼を受けた団体が交付申請書を取りまとめて提出することも可能。(交付申請者は、食事提供団体、食材提供団体です。)
 - ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
 - ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの支部単位での申請が可能。

本事業の内容については、以下まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】農産局穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)

申請様式など、詳しくはこちら



東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

《背景》

- ・東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- ・大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

《具体的な実施スキーム》

○ 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施

- ・備蓄量：500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
- ・実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等

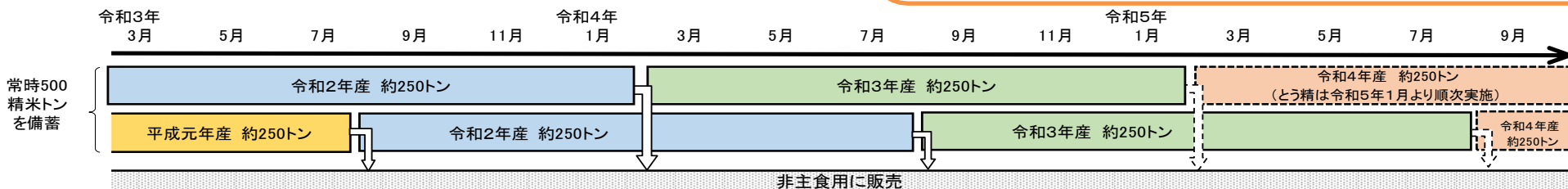
○ 備蓄後一定期間を経過した精米については、非主食として販売（大規模災害が発生した場合は、本来の目的どおりに被災地等に供給）

《対応実績》

- ・平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トン进行供給

具体的なスケジュール（予定）

（備蓄用精米の切り替えの時期はイメージであり、今後変更となる可能性がある。）



食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要（平成24年度～平成30年度において実施）

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分（%）	脂肪酸度（mg）	濁度（ppm）	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	-	-
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

※1 食味等分析試験（理化学分析及び食味評価）は、分析機関に委託（食味評価（官能試験）は20名のパネリストにより実施）。

※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均（ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く）。

※3 備蓄用精米（無洗米）は、温度15℃以下、湿度60～65%（目安）の低温倉庫で保管。

（参考）・水分は、農産物規格規程における精米（完全精米・一等）の基準が15.0%以下とされている。

・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている（特段の基準はなし）。

・無洗米の濁度は、40ppm以下とされている（米穀公正取引推進協議会の濁度基準による）。

・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価（“-1”は「わずかに不良」）。

・主観による絶対評価は、「5、非常においしく食べられる」、「4、おいしく食べられる」、「3、普通に食べられる」、「2、少し劣るが食べられる」、「1、受け入れられない」の5段階で評価。

⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

○ 販売（非主食用への販売）の概要

令和5年6月現在

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	販売期間
R元年 8月	15ヶ月	260	780	260	10ヶ月
R2年 2月	12ヶ月	257	711	257	25ヶ月
R2年 8月	12ヶ月	254	816	254	16ヶ月
R3年 3月	13ヶ月	256	602	256	8ヶ月
R3年 8月	12ヶ月	253	860	253	4ヶ月
R4年 4月	12ヶ月	74	440	74	2ヶ月
R4年 6月	12ヶ月	73	271	73	3ヶ月
R4年 8月	12ヶ月	74	250	74	3ヶ月
R4年11月	12ヶ月	84	196	84	1ヶ月
R5年 1月	12ヶ月	63	63	63	1ヶ月
R5年 3月	12ヶ月	71	398	71	1ヶ月
R5年 4月	9・12ヶ月	72	326	72	1ヶ月

⇒販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

福島県における県産米の安全・安心確保への取組

作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全性を確保

- 除染やカリ施肥による吸収抑制対策を実施
- 福島県では、平成24年産米以降、県全域で全量全袋検査を実施
平成27年産米以降は基準値※¹超過なし
- 令和2年産米からは、全量全袋検査から段階的にモニタリング(抽出)検査に移行

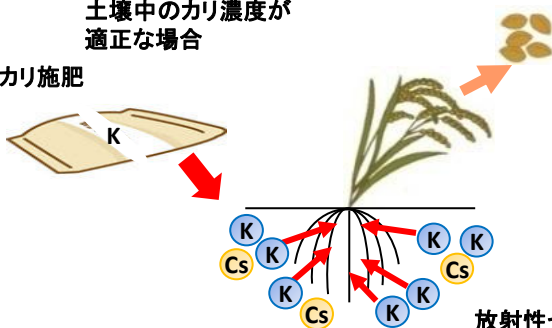
米の全量全袋検査



カリ施肥による稲の吸収抑制対策

土壌中のカリ濃度が
適正な場合

カリ施肥



放射性セシウムの
吸収は抑制される

○全量全袋検査の検査結果

(出典)ふくしまの恵み安全対策協議会 令和5年6月30日現在

年産	検査点数	基準超過 点数※ ¹	基準値超過 割合(%)※ ¹
平成25年産	11,006,552	28	0.0003
平成26年産	11,014,971	2	0.00002
平成27年産	10,498,720	0	0
平成28年産	10,266,012	0	0
平成29年産	9,976,698	0	0
平成30年産	9,251,056	0	0
令和元年産	9,492,612	0	0
令和2年産※ ²	320,381	0	0
令和3年産	306,821	0	0
令和4年産※ ³	274,227	0	0

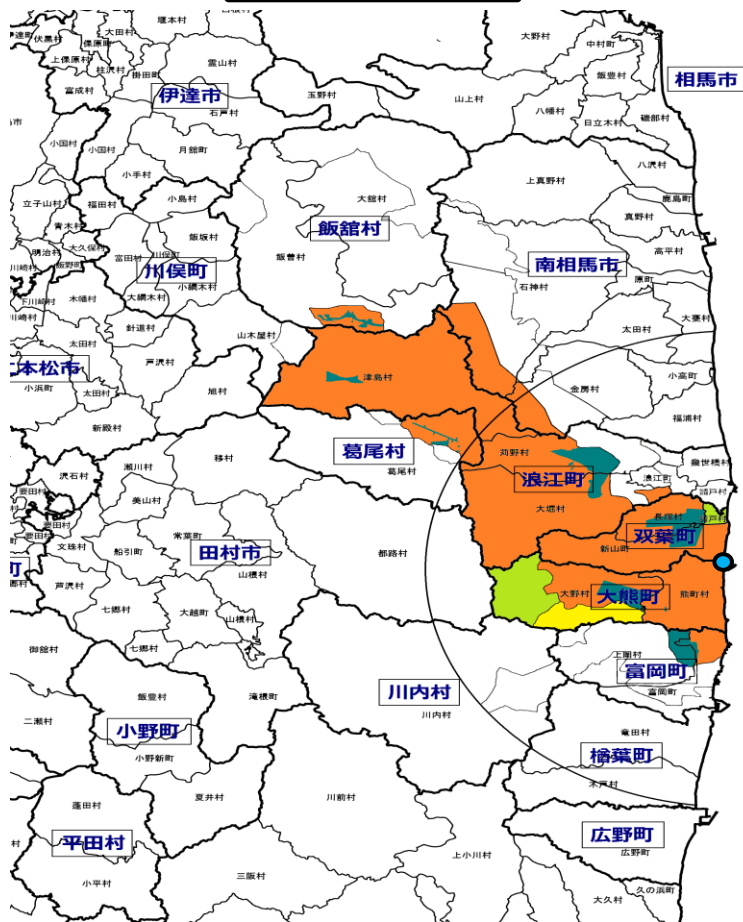
※¹ 食品衛生法に基づき、100Bq/kgを基準値

※² 令和2年産からは、避難指示区域等のあった12市町村(田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町(旧山木屋村))のみの値

※³ 令和4年産からは、※²より広野町及び川内村を除いた10市町村のみの値

令和5年産米の作付制限等の対象地域(令和4年産との比較)

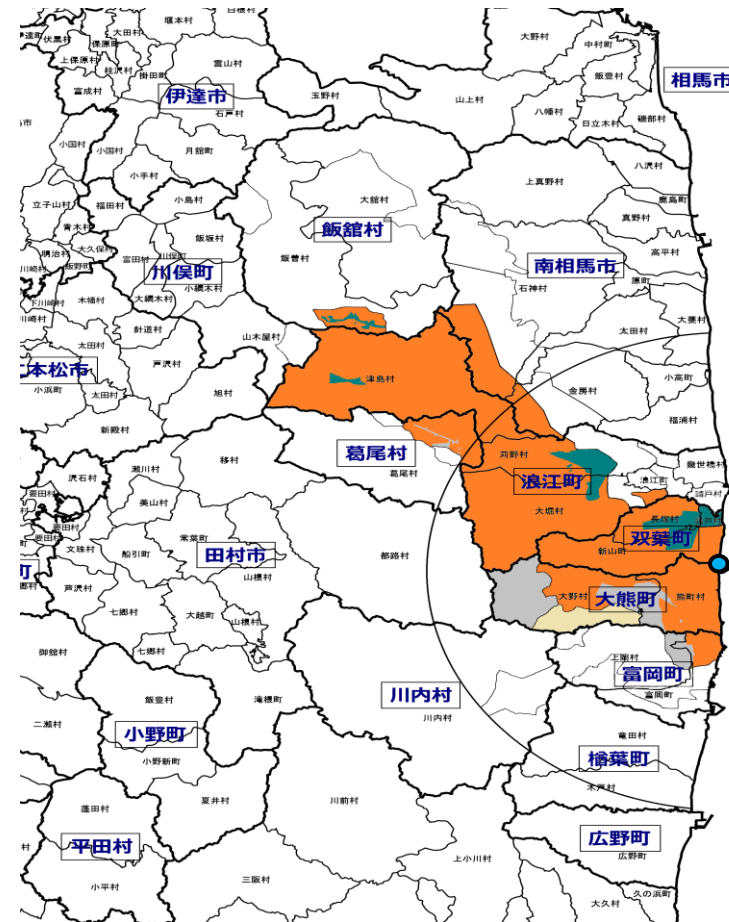
令和4年産米



福島県

拡大

令和5年産米



- 作付制限**
作付・営農は不可。
 - 農地保全・試験栽培**
(旧避難指示解除準備区域)
 - 農地保全・試験栽培**
(特定復興再生拠点区域)
除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
 - 作付再開準備**
管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
 - 全量生産出荷管理**
管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。
- 福島第一原子力発電所

② 食料・農業・農村基本計画

【令和2年3月31日閣議決定】

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消や作付の連坦化・団地化、多収品種の導入やスマート農業技術等による省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進し、生産性向上を図る。

また、主食用米については、事前契約・複数年契約などによる安定取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させるとともに、中食・外食事業者の仕入状況に関する動向等の情報提供を行うことにより、実需と結びついた生産・販売を一層推進する。

加えて、米飯学校給食の推進・定着や米の機能性など「米と健康」に着目した情報発信、企業と連携した消費拡大運動の継続的展開などを通じて、米消費が多く見込まれる消費者層やインバウンドを含む新たな需要の取り込みを進めることで、米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかける。また、拡大する中食・外食等の需要に対応した生産を推進する。

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

イ 麦・大豆

麦については、国産麦の購入希望数量が販売予定数量を上回っている状況にあり、大豆についても、健康志向の高まりにより需要が堅調に伸びている。湿害、連作障害、規模拡大による労働負担の増加、気象条件の変化等の低単収要因を克服し、実需の求める量・品質・価格の安定を実現して更なる需要の拡大を図る必要がある。

このため、「麦・大豆増産プロジェクト」を設置し、実需者の求める量・品質・価格に着実に応えるため食品産業との連携強化を図るとともに、作付の連坦化・団地化やスマート農業による生産性向上等を通じたコストの低減、基盤整備による水田の汎用化、排水対策の更なる強化、耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発・導入、収量向上に資する土づくり、農家自らがスマートフォン等で低単収要因を分析してほ場に合わせた単収改善に取り組むことができるソフトの普及等を推進する。

ウ 高収益作物への転換

国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進する。これにより、野菜や果樹等の高収益作物への転換を図り、輸入品が一定の割合を占めている加工・業務用野菜の国産シェアを奪還するとともに、青果物の更なる輸出拡大を図る。

エ 米粉用米・飼料用米

米粉用米については、ノングルテン米粉第三者認証制度や米粉の用途別基準の活用、ピューレ等の新たな米粉製品の開発・普及により国内需要が高まっており、引き続き需要拡大を推進するとともに、加工コストの低減や海外のグルテンフリー市場に向けて輸出拡大を図っていく。また、実需者の求める安定的な供給に応えるため、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

飼料用米については、地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じた生産コストの低減を実現するとともに、バラ出荷等による流通コストの低減、耕畜連携の推進、飼料用米を給餌した畜産物のブランド化に取り組む。また、近年の飼料用米の作付けの動向を踏まえ、実需者である飼料業界等が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

オ 米・麦・大豆等の流通

米・麦・大豆等生産者と消費者双方がメリットを享受し、効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立するため、「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）及び「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、米卸売業者などの中間流通の抜本的な合理化を推進するとともに、統一規格の輸送資材や関連機材の導入、複数年事業者や他品目との配送の共同化等による物流効率化を推進する。

食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔 1人・1年当たり消費量 (kg/人・年) 〕				
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圖の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・飼料用米を除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。
注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々での国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

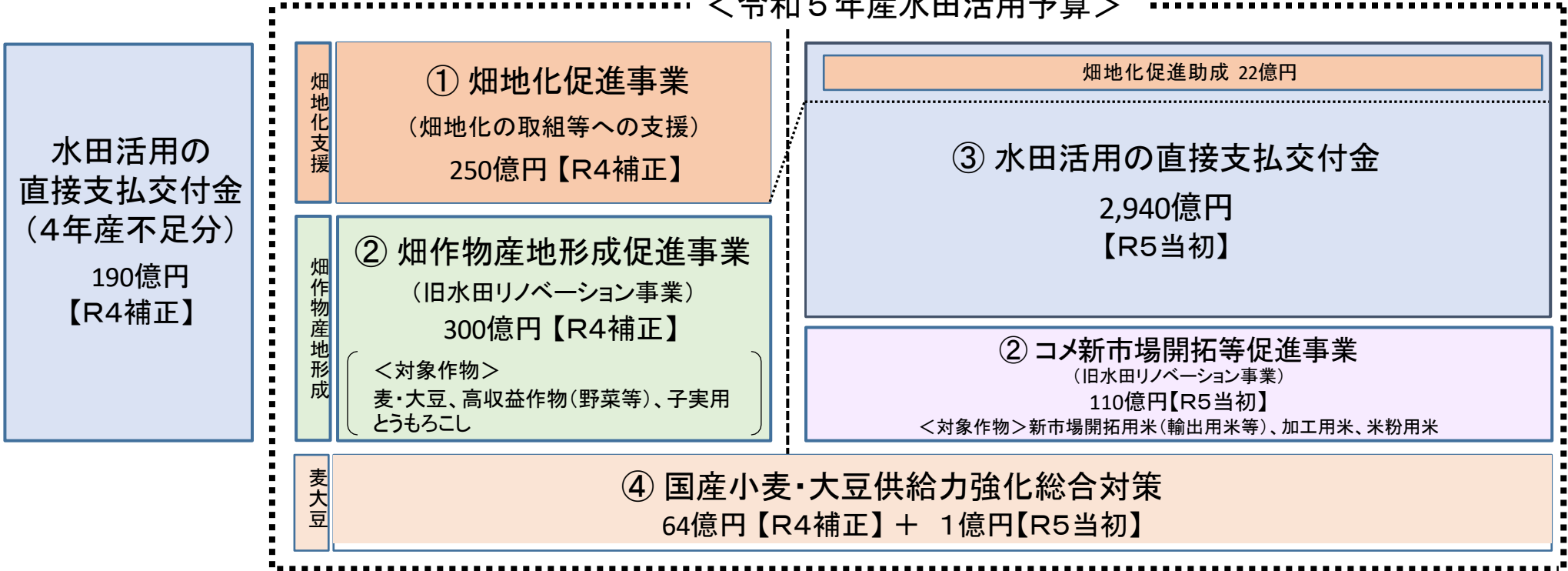
③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

令和5年産水田活用予算の全体像

○ 令和5年度当初予算と令和4年度補正予算を合わせ、令和5年産における畑地化や作付転換支援に対応可能な予算総額を確保。

令和4年度補正予算

令和5年度当初予算



＜関連予算＞

- | | |
|---|--|
| ・国産シェア拡大対策(麦・大豆) 80億円【R4補正】
(乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等) | ・機械・施設等の導入支援 306億円【R4補正】+121億円【R5当初】
(産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金) |
| ・米粉の利用拡大支援 140億円【R4補正】+8億円【R5当初】
(米粉の利用拡大支援対策事業等) | ・畑地化・汎用化等に向けた基盤整備 400億円【R4補正】+150億円【R5当初】
(農業農村整備事業等) |
| ・飼料作物の国産化 120億円(所要額)【R4補正】+3億円【R5当初】
(飼料自給率向上総合緊急対策、畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大) | ・中山間地域対策 15億円【R4補正】+407億円【R5当初】
(元気な地域創出モデル支援事業、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業、最適土地利用総合対策等) |

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 畑地化支援

水田を畑地化して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援(※1, 2)	2 定着促進支援(※3)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	・ 2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※4)万円/10a（一括）
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a（一括）

※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）

※2 令和5年度における取組が対象

※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象

※4 加工・業務用野菜等の場合

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※5）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

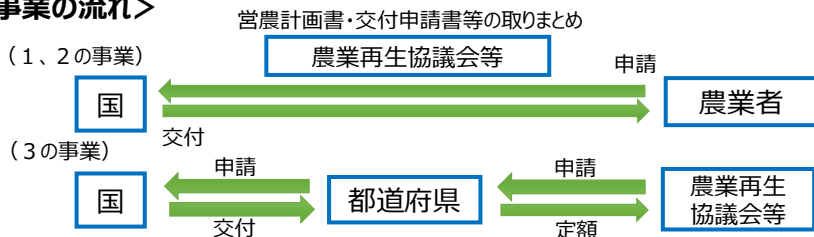
※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））



<事業の流れ>



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

畑地化促進事業の推進状況

- 「畑地化促進事業」(R4補正、予算額250億円)は、水田を畑地化して、畑作物の本作化に取り組む生産者を支援する事業であり、(a)畑地化支援(17.5万円/10aほか)、(b)定着促進支援(2万円/10aほか)、(c)土地改良区決済金等支援(最大25万円/10a)を実施。
- 本事業により、R5年開始分として約1万haの畑地化の取組を新たに支援することとし、R4年開始分と併せて、約1.3万haの畑作物の産地化を支援。
- これらの面積分を今回1次採択予定のものとして通知することとし、地域の関係機関(土地改良区、農業委員会)や地主等からの同意を得ていることを確認の上、6月末までに営農計画書とともに正式に申請し、申請内容を確認した上で1次採択されることとなる。
- これ以外の取組は、6月末までに「畑地化促進事業」の申請を含む営農計画書を提出し、本年秋に予定される2次採択に向けて、申請は「保留」扱い(再申請手続は不要)とし、引き続き、地域における話し合いや同意に向けた準備を進めていただく。

支援内容

- (a)畑地化支援: 水田における畑地化の取組を支援
- (b)定着促進支援: 水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を5年間支援

対象作物	(a)畑地化支援	(b)定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円 (10a当たり)	2.0万円×5年間 (10a当たり) ※加工・業務用野菜等の場合は 3万円/10a
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円 (10a当たり)	2.0万円×5年間 (10a当たり)

注 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す
(地目の変更を求めるものではない。)

- (c)土地改良区決済金等支援:
畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費(地区除外決済金や協力金)を支援
(上限25万円/10a)

[執行状況(見込み)]

	R4開始分	R5開始分
	交付額	執行見込額
(a)畑地化支援	48.3億円 昨年度予算で支援済み	約167億円
(b)定着促進支援	12.6億円※1	約21億円
(c)土地改良区決済金等支援	—	約24億円

※1 R4当初予算で0.3億円を別途支援

※2 R5.6.7時点

[地域別状況]

	R4年度	R5年度	
			うち決済金
北海道	15.5	135	16
東北	5.9	31	4
関東	19.8	23	0
北陸	0.0	1	0
東海	0.1	0	-
近畿	-	2	0
中国四国	0.0	8	-
九州・沖縄	7.0	26	4

※ R5.6.7時点

(億円)

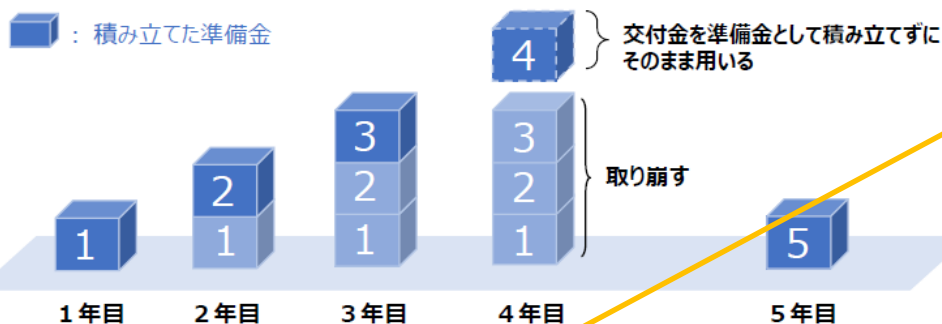
農業経営基盤強化準備金制度の対象事業について

【農業経営基盤強化準備金制度の概要】

水田活用の直接支払交付金等を、農業経営の基盤強化を図るために積み立て、又は農用地や農業用の建物・機械等の取得に充当する取組について、税制面で支援

○準備金制度のイメージ図

(例) 3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



準備金の積立

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積み立てない交付金は、課税対象)

農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

【積み立ての対象となる事業】

<これまで>

- 経営所得安定対策の交付金(ゲタ、ナラシ)
- 水田活用直接支払交付金
 - ・水田活用の直接支払交付金

※水田リノベーション事業は対象外

<R4補正予算以降>

- 経営所得安定対策の交付金(ゲタ、ナラシ)
- 水田活用直接支払交付金
 - ・水田活用の直接支払交付金*

- ・畑地化促進事業*
- ・畑作物産地形成促進事業
- ・コメ新市場開拓等促進事業

R4補正予算、R5当初予算で措置する事業も準備金として活用が可能

注：* 印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象外となります。

②畑作物産地形成促進事業

【令和4年度補正予算額 30,000百万円】

<対策のポイント>

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 30,000百万円

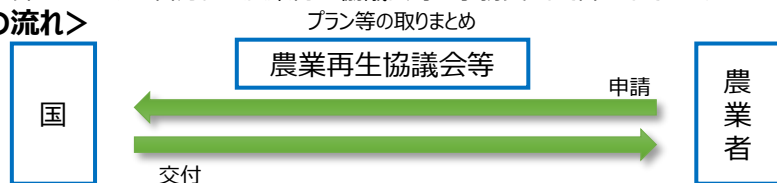
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和5年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **加算措置**：令和6年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**（畑地化加算）
- ④ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和5年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、90百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



スマート農業機器の活用



大豆300A技術



土壌診断に基づく施肥

畑作物の導入・定着に向けた取組



〔例〕排水対策（明渠、暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

〔お問い合わせ先〕 農産局企画課（03-3597-0191）

②コメ新市場開拓等促進事業

【令和5年度予算額 11,000百万円】

<対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 11,000百万円

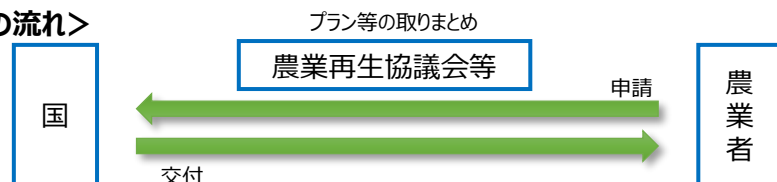
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和5年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② **交付単価**：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a
- ③ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和5年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、33百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

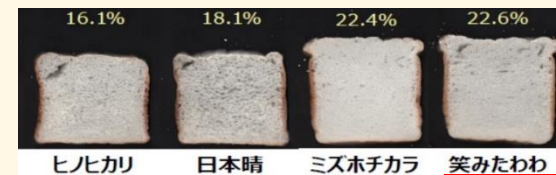
米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

（パン用の専用品種）

- ・ミズホチカラ
- ・笑みたわわ 等

（めん用の専用品種）

- ・亜細亜（あじあ）のかおり
- ・ふくのこ 等



【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業（旧水田リノベーション事業）の概要

- 国産需要の高まる麦・大豆等の畑作物の生産拡大及び新市場開拓用米や加工用米などコメによる実需ニーズに応じた低コスト生産等の取組の推進等のため、水田リノベーション事業を発展的に再編し、令和4年度第2次補正予算において畑作物産地形成促進事業、令和5年当初予算においてコメ新市場開拓等促進事業を措置。
- 水田リノベーション事業と同様に、実需者との結びつきや低コスト生産等の取組の実施を要件としつつ、
 - ①畑作物産地形成促進事業では、令和6年度に畑地化に取り組む場合に0.5万円/10aの加算措置を追加。
 - ②コメ新市場開拓等促進事業では、今後の需要拡大が期待される米粉用米（パン・めん用の専用品種）を支援対象として追加。

■ 水田活用交付金・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の単価 （単位：10a当たり）

	対象品目	水田活用交付金 単価	R3補正 水田リノベ事業 単価	R4補正・R5当初 旧水田リノベ事業 単価
R4補正 畑作物産地形成 促進事業	麦・大豆	3.5万円	4万円	4万円※
	高収益作物	—		
	子実用 とうもろこし	3.5万円		
R5当初 コメ新市場開拓等 促進事業	新市場開拓用米	2万円	4万円	4万円
	加工用米	2万円	3万円	3万円
	<u>米粉用米</u>	5.5～10.5万円	—	<u>9万円</u> (パン・めん用品種)

※R6年度に畑地化に取り組む場合は4.5万円

③水田活用の直接支払交付金等

【令和5年度予算額 305,000(305,000)百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha〔令和12年度まで〕）
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組**を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4. コメ新市場開拓等促進事業（11,000百万円）

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※8

※8 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

5. 畑地化促進助成（2,215百万円）

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等

申請

農業者

（1～3の事業、
4・5の事業の一部）

交付

申請

国

申請

都道府県

農業再生協議会等

（4・5の事業の一部）

定額

交付

<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

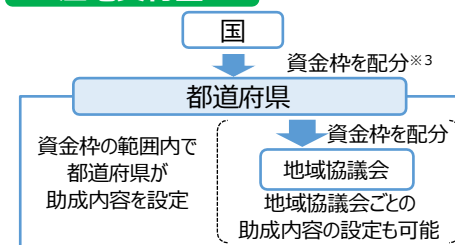
<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・ 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成

（令和4年度補正予算と併せて実施）

- ① 畑地化支援（高収益作物：17.5万円/10a※4 ※4：令和5年度までの時限単価
畑作物（高収益作物以外）※5：14.0万円/10a※6）
- ② 定着促進支援
ア 高収益作物（2万円（3万円※7）/10a×5年間）（①とセット）
イ 畑作物（高収益作物以外）※5（2万円/10a※6×5年間） ※5：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等
※6：令和4年度補正予算における単価
※7：加工・業務用野菜等の場合
- ③ 産地づくり体制構築等支援（①とセット）
- ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 計画策定の支援

産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「**推進計画**」の策定・改定に資する取組を支援します。

2. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等

3. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物の導入・定着**（2万円（3万円※1）/10a×5年間
又は、10万円（15万円※1）/10a（一括））
- ② 高収益作物による**畑地化**（17.5万円※2/10a）
- ③ **子実用とうもろこしの作付け**（1万円/10a）

※1 加工・業務用野菜等の場合
※2 令和5年度までの時限単価

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**畑地化・汎用化等を支援**します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| （1、2 ①の事業） | 畜産局飼料課 | （03-3502-5993） |
| （2 ①②の事業） | 農産局園芸作物課 | （03-6744-2113） |
| （2 ②の事業） | 経営局経営政策課 | （03-6744-2148） |
| （2 ③の事業） | 農産局果樹・茶グループ | （03-3502-5957） |
| （3の事業） | 農産局企画課※ | （03-3597-0191） |
| （4の事業） | 農村振興局設計課 | （03-3502-8695） |

※プロジェクトの窓口を担当

<事業イメージ>

1. 計画策定の支援

〔・畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（3億円の内数）〕

支援

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

支援後も計画の実現をフォローアップ

承認・支援

策定・提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

2. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（8億円の内数）
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策（3億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、農地利用効率化等支援交付金（136億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（51億円の内数）

3. 高収益作物の導入・定着支援

- 〔・水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（22億円）、畑地化促進事業のうち定着促進支援及び畑地化支援（250億円の内数）※令和4年度補正予算事業〕

4. 生産基盤の整備

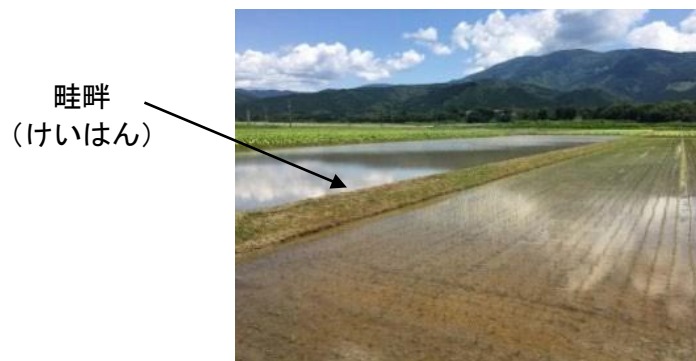
- 〔・農業競争力強化基盤整備事業（3,323億円の内数）、農地耕作条件改善事業（200億円）、畑作等促進整備事業（20億円） 等〕

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28. 4 予算執行調査の開始

○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映（H29. 4月1日付け政策統括官通知）

○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

飼料用米・米粉用米の支援に係る課題と対応方向

	現行の支援	令和4年産 作付面積・生産量 (見込み)	(参考) 令和12年度 生産努力目標 (R2基本計画)	課題と対応方向
飼料用米	収量に応じ 5.5～10.5万円/10a ・品種は、 ・一般品種（主食用） ・多収品種 のいずれも可 ・管理方式は、 ・区分管理 ・一括管理 のいずれも可	14.2万ha (約80万トン)	9.7万ha (70万トン) 〔R4年産での達成率 146% (109%)〕	・多収品種は、限られた面積の中で、より多くの収量を上げるにより、飼料自給率の向上に寄与（平成26年産～） ・一般品種は、需給動向次第で主食用米に戻りやすく、転換後の定着性が低い ・より定着性の高い麦・大豆から取り組みやすい飼料用米に転換を進める産地もあるなど、これまでの産地づくりの努力が後退 ・需給動向次第で供給量が増減するため、実需者への安定供給に影響 ・基本計画における令和12年度目標を既に達成しており、作物間のバランスを確保する必要。 ⇒主食用米への回帰を防ぎつつ、多収品種を基本とする本来の支援体系への転換を検討
米粉用米		0.8万ha (約5万トン)	2.3万ha (13万トン) 〔R4年産での達成率 37% (35%)〕	・作付面積拡大による生産量増加に加え、実需者のニーズに合った品種の生産等を重点的に支援していくことが必要 ⇒専用品種等による需要に応じた生産を重点的に支援する、新たな支援体系を検討

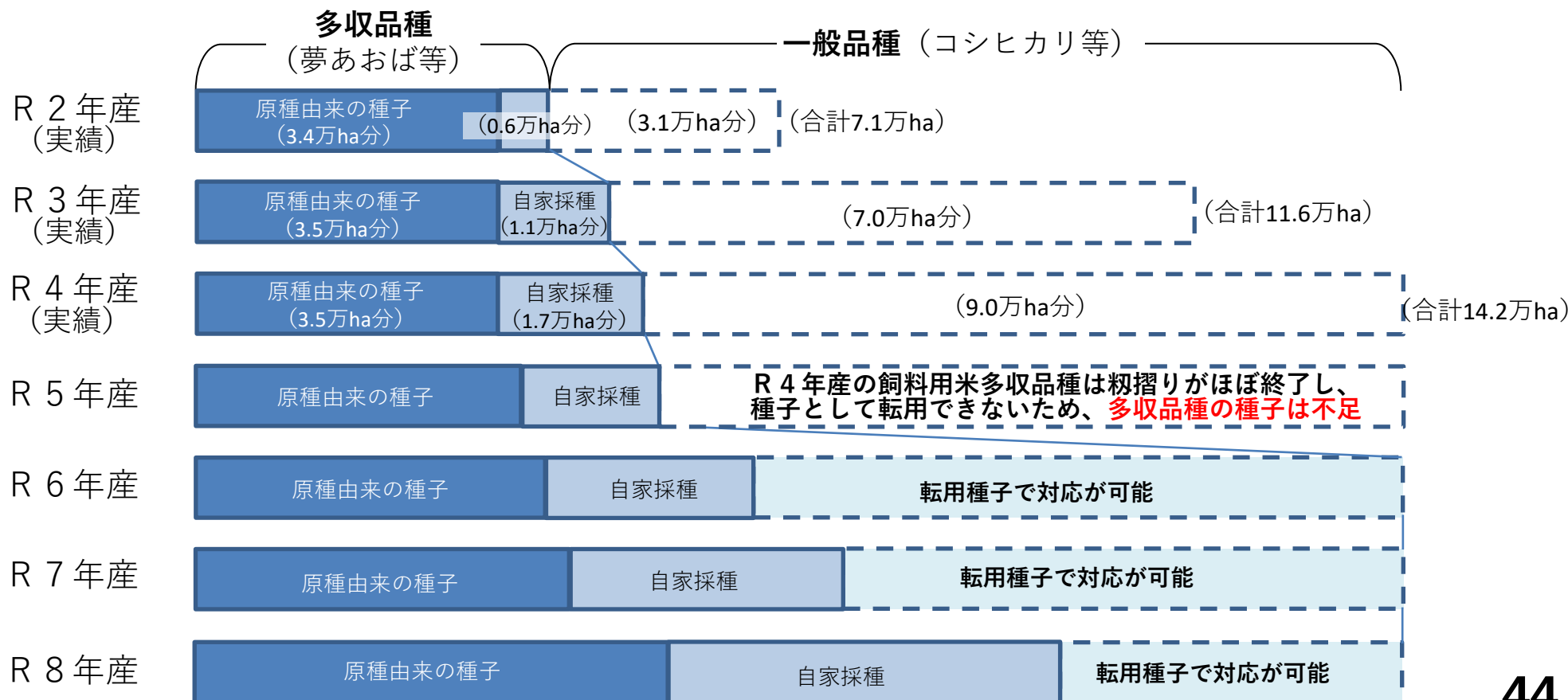
それぞれの課題に対応した支援のあり方を検討

※令和4年産作付状況・生産量（見込み）は、令和4年産の水田における作付意向に令和4年産の水稻の平年単収（536kg/10a）を乗じて算出。

種子の増産スケジュール（飼料用米の多収品種）

- R4年産の飼料用米は、すでに多くが粃摺りを終了しており、今から種子としての転用※は困難。
このため、R5年産の飼料用米について、多収品種を前提とする場合、種子が不足。
- R6年産については、早期に種子への転用を行うことで、基本的に多収品種での生産が可能。
- この際、円滑な種子転用に必要な話し合いや、発芽試験に係る経費等の支援を検討。

※ 種子の転用とは、飼料原料向けなど種子以外のために生産した収穫物（粃）を、発芽試験等の品質の確認を行った上で、県種子協会等が翌年産のは種用に仕向ける「転用種子」とすること。



令和5年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

- 令和5年産は農業者が多収品種の種子を確保することが困難であることを踏まえ、当該年産に対する支援内容は、多収品種・一般品種ともに、従来と同様のものとする。
- 令和6年産以降は、一般品種については多収品種の種子の確保が可能となることから、
 - ① 従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、
 - ② 多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることとする。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	・ 数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a (標準単価 8.0万円/10a) (従来と同様)	・ 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) or ・ 単価7.5万円/10a	・ 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) or ・ 単価7.0万円/10a	・ 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) or ・ 単価6.5万円/10a

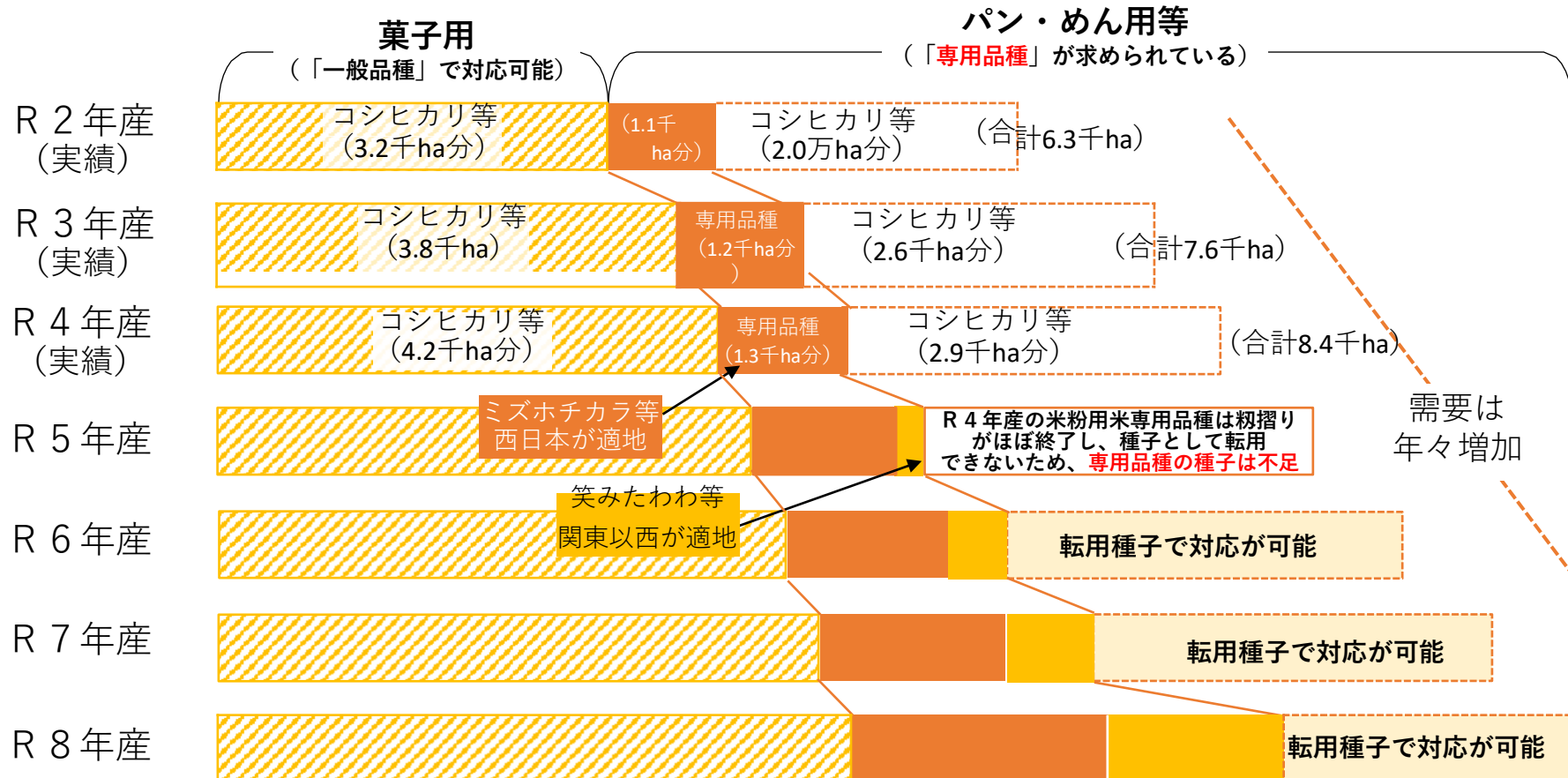
※ 耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

※※ 多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円／10a（従来どおりの単価）

種子の増産スケジュール（米粉用米の専用品種）

- R4年産の米粉用米は、すでに多くが粳摺りを終了しており、今から種子としての転用※は困難。
このため、R5年産の米粉用米について、専用品種を前提とする場合、種子が不足。
- R6年産については、早期に種子への転用を行うことで、基本的に専用品種での生産が可能。
- この際、円滑な種子転用に必要な話し合いや、発芽試験に係る経費等の支援を検討。
- 実需者の意見も聴きつつ、需要に応じた専用品種の開発の支援も実施。

※ 種子の転用とは、飼料原料向けなど種子以外のために生産した収穫物（粳）を、発芽試験等の品質の確認を行った上で、県種子協会等が翌年産のは種用に仕向ける「転用種子」とすること。



令和5年産以降の米粉用米への支援について

令和5年産	令和6年産
- 従来と同じ支援内容を措置 (専用品種・一般品種を対象に数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a) - 今後、需要拡大が期待されるパン・麺用の 専用品種については、新規事業（コメ新市場 開拓等促進事業）により、9万円/10aの支援 の活用も可能	専用品種・一般品種への支援を継続

※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

令和5年産における水田活用直接支払交付金及び関連対策の見直し(稲作関係のみ)

[令和4年産]

水田活用の直接支払交付金

作付面積に応じて、

[戦略作物助成]

- ・加工用米 20,000円/10a
- ・WCS用稲 80,000円/10a
- ・飼料用米/米粉用米 55,000円～105,000円/10a

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a
- ・飼料用米・米粉用米の複数年契約(継続分のみ) 6,000円/10a

同一ほ場でどちらか一方のみ支援可

水田リノベーション事業

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
 - ②低コスト生産等の技術導入
- を行う場合に、
- ・新市場開拓用米 40,000円/10a
 - ・加工用米 30,000円/10a

[令和5年産]

水田活用の直接支払交付金

作付面積に応じて、

[戦略作物助成]

- ・加工用米 20,000円/10a
- ・WCS用稲 80,000円/10a
- ・飼料用米/米粉用米 55,000円～105,000円/10a

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a

同一ほ場でどちらか一方のみ支援可

コメ新市場開拓等促進事業【新規】

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
 - ②低コスト生産等の技術導入
- を行う場合に、
- ・新市場開拓用米 40,000円/10a
 - ・加工用米 30,000円/10a
 - ・米粉用米(専用品種※) 90,000円/10a

※パン・めん用の専用品種

各都道府県において栽培可能な多収品種

(令和5年6月作成)

都道府県	多収品種	特認品種
北海道	きたげんき、北瑞穂、 たちじょうぶ	そらゆたか
青森県	えみゆたか	ゆたかまる
岩手県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば	つぶゆたか、つぶみのり、たわ わっこ
宮城県		東北211号
秋田県		秋田63号、たわわっこ
山形県		山形22号、山形糯110号
福島県		たちすがた、アキヒカリ
茨城県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば、亜細亜のかおり、 オオナリ、もちだわら、 モミロマン、ホシアオバ、 みなちから、北陸193号、 クサホナミ、ふくのこ、 笑みたわわ	月の光、あきだわら
栃木県		月の光
群馬県		むさしの26号
埼玉県		アキヒカリ、初星
千葉県		
東京都		
神奈川県		
山梨県		
長野県		ふくおこし
静岡県		どんとこい、あきだわら
新潟県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば、亜細亜のかおり、 オオナリ、もちだわら、 モミロマン、ホシアオバ、 みなちから、北陸193号、 クサホナミ、ふくのこ、 笑みたわわ	新潟次郎、アキヒカリ、 ゆきみのり、亀の蔵、いただき、 ゆきみらい
富山県		やまだわら
石川県		アキヒカリ、とよめき、やまだ わら
福井県		あきだわら、シャインパール
岐阜県		あきだわら、アキヒカリ
愛知県		タチアオバ、もみゆたか

都道府県	多収品種	特認品種
三重県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば、亜細亜のかおり、 オオナリ、もちだわら、 モミロマン、ホシアオバ、 みなちから、北陸193号、 クサホナミ、ふくのこ、 笑みたわわ	タチアオバ、あきだわら、やま だわら
滋賀県		吟おうみ
京都府		あきだわら
大阪府		
兵庫県		あきだわら、兵庫牛若丸
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		日本晴、コガネヒカリ
島根県		みほひかり
岡山県		中生新千本
広島県		中生新千本、ホウレイ
山口県		
徳島県		あきだわら
香川県		
愛媛県		媛育71号
高知県		
福岡県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば、亜細亜のかおり、 オオナリ、もちだわら、 モミロマン、ホシアオバ、 みなちから、北陸193号、 クサホナミ、ふくのこ、 笑みたわわ、ミズホチカラ、 モグモグあおば	ツクシホマレ、夢一献、タチア オバ
佐賀県		レイハウ、さがうらら
長崎県		夢十色
熊本県		タチアオバ、越のかおり
大分県		タチアオバ
宮崎県		タチアオバ、み系358、宮崎52号
鹿児島県		タチアオバ、ルリアオバ、 ミナミユタカ、夢十色、 夢はやと、くいつき
沖縄県		

米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種(1)

- 米粉の需要拡大に向けて、原料用米の生産面では、米粉パンに適した「ミズホチカラ」や「笑みたわわ」、米粉麺に適した「亜細亜のかおり」等、各地において加工適性や収量に優れた品種を開発。
- 米粉に適した米粉用米の生産が各地で増加しており、これらを使用した米粉製品が各地で開発。

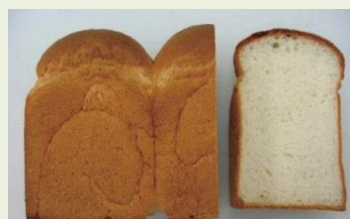
米粉パンに適した品種

ミズホチカラ

- ・「ミズホチカラ」は多収で「ヒノヒカリ」より20日程度遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」より41%多収(686kg/10a)。
- ・米粉パンのふくらみが良く、米粉加工適性に優れる。
- ・栽培適地は、暖地の普通期栽培地帯と温暖地平坦部の早植え地帯(主に九州)。



ミズホチカラ



「ミズホチカラ」の米粉パン

ほしのこ

- ・「ほしのこ」は製粉特性が優れ、米粉原料に向く品種。
- ・パン・洋菓子等として小麦粉の代わりに使える米粉が一般品種より容易に製造可能。
- ・栽培適地は北海道。



ほしのこ



「ほしのこ」の米粉で作ったパン

笑みたわわ

- ・「笑みたわわ」は、多収で「ヒノヒカリ」より10日ほど遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」よりかなり多収(677kg/10a)。
- ・米粉の粒径が小さく、損傷デンプンの割合が低い米粉が得られやすく、製粉適正に優れる。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地(関東以西)。



笑みたわわ



「笑みたわわ」の米粉パンケーキ

こなだもん

- ・「こなだもん」の玄米収量は「ヒノヒカリ」とほぼ同じ。
- ・米粉の損傷デンプンが少なく、粒も細かいため、パンが膨らむ。
- ・焼いてから時間が経っても比較的固くなりにくいのが特徴。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地。



こなだもん



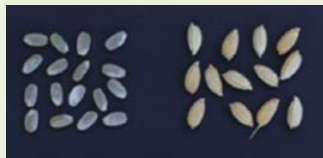
「こなだもん」の米粉パン

米粉パン・米粉麺に適した米粉専用品種(2)

米粉麺に適した品種

ふくのこ

- ・「ふくのこ」は、アミロース含有率が27%程度で、従来の高アミロース品種と同様に、米粉麺への加工が可能。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



ふくのこ



「ふくのこ」の
米粉麺

亜細亜(あじあ)のかおり

- ・「亜細亜のかおり」は、アミロース含有率が32%程度の高アミロース米品種。
- ・「コシヒカリ」よりも収穫期が遅く、標肥栽培で789kg/10aと多収。
- ・米麺に適し、アジア風の米麺アジア風の米麺としての利用が期待。
- ・栽培適地は、北陸から東海、関東以西。



亜細亜のかおり



亜細亜のかおり

越のかおり

- ・「越のかおり」は、アミロース含有率が33%程度の高アミロース品種。
- ・麺に加工すると茹でても溶けにくく、麺離れが良いので新しい食感。
- ・北陸では「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」と同じ中生品種。
- ・収量は「コシヒカリ」よりもやや劣るが、「キヌヒカリ」と同等。



越のかおり



「越のかおり」を
使った商品例

北瑞穂(きたみずほ)

- ・「北瑞穂」はやや多収(600kg/10a)の高アミロース米品種。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。



北瑞穂



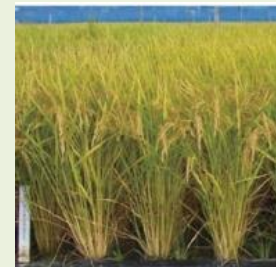
「北瑞穂」で試作したライスパスタ

あみちゃんまい

- ・「あみちゃんまい」はアミロース含有率が30%程度の高アミロース米品種。
- ・生育は「コシヒカリ」より早く、「ひとめぼれ」と同等。
- ・栽培適地は、東北中南部、北陸及び関東以西。



あみちゃんまい



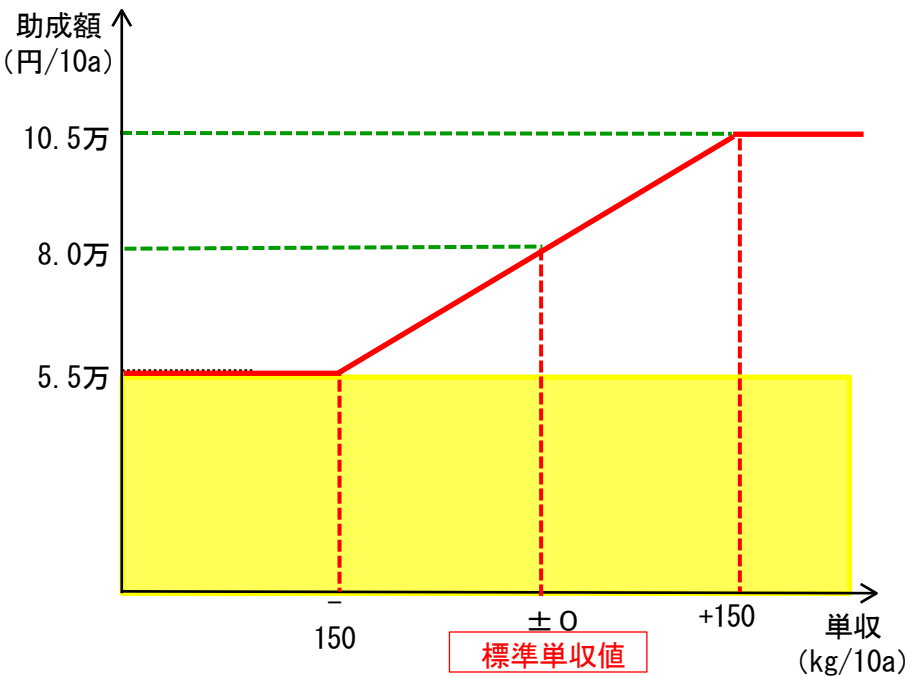
あみちゃんまい

注) これら9品種は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和5年3月31日一部改正)において米粉専用品種として示された品種。
このほか、米粉専用品種には都道府県知事特認品種も含まれる。

飼料用米の申請項目の変更について

標準単収値を基準とした単価の算定 (変更無し)

数量払いの単価（傾き）：約167円/kg



現在の運用

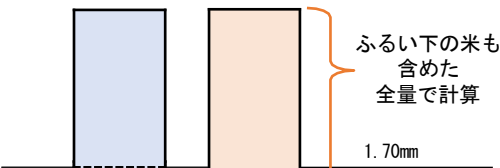
【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量 (ふるい下米を含めることも可 ^注)
農業者A	区分	10a	550kg
農業者B	一括	10a	536kg
農業者C	一括	10a	586kg
...	..	..	...

合計収量（ふるい下米含めることも可）
により単価を計算

注 飼料用米の生産においては、「区分管理方式」又は「一括管理方式」が選択可能。
「区分管理方式」はほ場を特定する方式であるため、当該ほ場のふるい下米のみ含めることが可能。
「一括管理方式」はほ場を特定せずに契約数量（認定面積で生じる量の範囲内で、ふるい下米を任意に含めることも可）を出荷する方式。

主食用米 飼料用米



標準単収値は
ふるい上の米で
設定

主食用米と同じ基準で
比較できるようにする

収穫量の内訳を追加

今後の運用

【数量報告書】

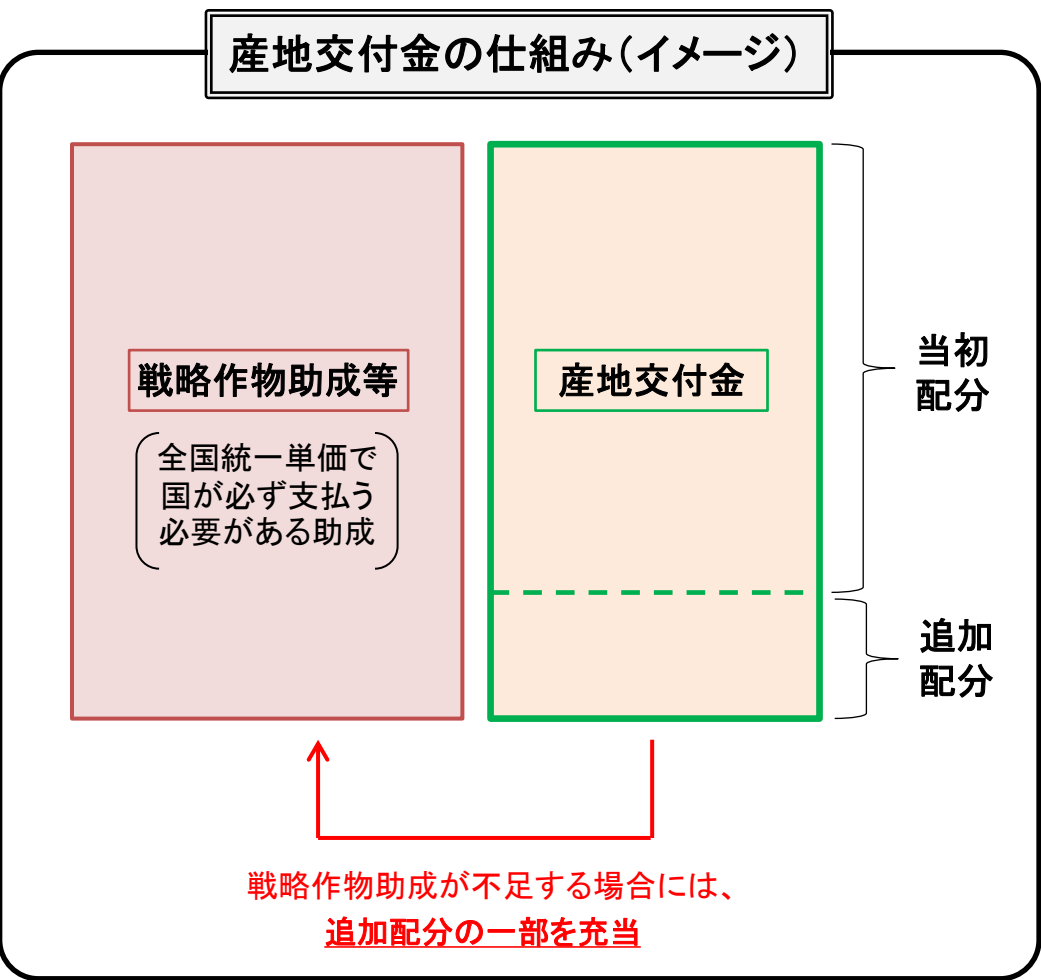
	管理方式	面積	合計収量	ふるい上*	ふるい下*
農業者A	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者B	一括	10a	536kg	536kg	0kg
農業者C	一括	10a	586kg	536kg	50kg
...	..	..	...	...	...

合計収量のうち
ふるい上の米により単価を計算

※ 地域のふるい下の発生率（農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mmふるい目））を用いて計算可

産地交付金の運用について（令和5年度）

- 令和5年度の産地交付金の当初配分は、各都道府県の前年度の当初配分額を基本としつつ、各都道府県における作付転換の実績や計画に応じて配分額を調整（当初配分の1割程度）することとしたい。
- なお、追加配分では地域の取組に応じた配分を行った上で、戦略作物の作付が拡大した際には、その残余の一部を戦略作物助成の支払いに充当し、更に財源のある場合、当初配分の1割を目途に追加配分を行うこととしている。



- 令和5年度の配分方法
1. 当初配分(令和5年1月頃に内報、4月に配分)
 - ・ 各都道府県の前年度の当初配分額を基本としつつ、各都道府県における作付転換の実績や計画に応じて配分額を調整(当初配分の1割程度)
 2. 追加配分(令和5年10～11月に配分)
 - ・ 以下の取組に応じて、各都道府県に追加配分(地域の取組に応じた配分)
 - ① そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物（2.0万円/10a）
 - ② 新市場開拓用米の複数年契約（1.0万円/10a）
 - ・ 上記の支払い及び戦略作物助成の支払いを行った上で、財源のある場合には、当初配分の1割を目途に追加配分を実施

④小麦・大豆の国産化の推進

【令和5年度予算額 90（100）百万円】
 （令和4年度補正予算額 14,361百万円）

＜対策のポイント＞

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備や新たな流通モデルづくり、更なる利用拡大に向けた新商品開発等を支援します。

＜事業目標＞ [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加（76万t→108万t） ○ 大麦・はだか麦生産量の増加（17万t→23万t） ○ 大豆生産量の増加（21万t→34万t）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

① 生産対策（麦・大豆生産技術向上事業） 90（100）百万円

【令和4年度補正予算】5,961百万円

麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術の導入等を支援します。

② 流通対策 【令和4年度補正予算】300百万円

ア 麦類供給円滑化事業

国産麦を一定期間保管することで安定供給体制を構築する取組を支援します。

イ 新たな麦・大豆流通モデルづくり事業

麦・大豆の流通構造の転換に向けた新たな流通モデルづくりを支援します。

③ 消費対策（麦・大豆利用拡大事業） 【令和4年度補正予算】100百万円

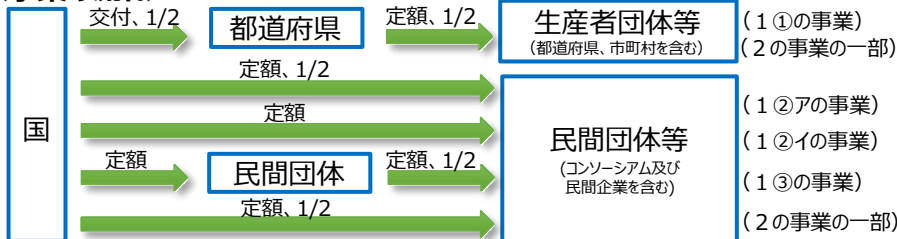
国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、新商品開発やPR、マッチング等を支援します。

2. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）

【令和4年度補正予算】8,000百万円

産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する農業機械や乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備等を支援します。

＜事業の流れ＞



生産対策



営農技術の導入
（定額）



農業機械の導入
（1/2以内）



乾燥調製施設の整備
（1/2以内）

流通対策



- ・ストックセンターの整備（1/2以内）
- ・一定期間の保管（定額、1/2以内）

消費対策



- ・新商品の開発（定額、1/2以内）
- ・加工設備・施設の導入（1/2以内）

麦・大豆の国産化を一層推進

【お問い合わせ先】

（1①、1②イ、1③(大豆)、2の事業）

農産局穀物課 (03-6744-2108)

（1②ア、1③(麦)の事業）

貿易業務課 (03-6744-9531)

小麦・大豆の国産化の推進の執行状況（6月末現在）

令和4年度補正・5年度当初予算実施分について、
○ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策で予算額64.5億円に対し、約46.3億円、
○ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策で予算額80億円に対し、約66.6億円
の要望等があった。

国産小麦・大豆供給力強化総合対策＜令和4年度補正・5年度当初予算実施分＞

事業名	概要	割当額(要望額含む)	予算額
a. 麦・大豆生産技術向上事業	国産麦・大豆の増産に取り組む産地に対し、団地化等の取組への支援等のほか、営農技術を導入した場合に、 最大10,000円/10aを支援	42.6億円 追加要望調査中	60.5億円
b. 麦類供給円滑化事業	国産麦の安定供給体制を構築するため、一定期間保管する場合の 保管料・流通経費を支援	1.2億円 追加公募中	1.5億円
c. 新たな麦・大豆流通モデルづくり事業	国産大豆産地と実需者が連携して取り組む長期保管等の流通構造の転換に向けた 新たな流通モデルづくりを支援	1.5億円	1.5億円
d. 麦・大豆利用拡大事業	食品製造事業者に対して、国産麦・大豆の利用拡大に向けた 新商品の開発やプロモーションPR等を支援	1.0億円	1.0億円
合 計		46.3億円	64.5億円

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策＜令和4年度補正実施分＞

事業名	概要	割当額(要望額含む)	予算額
e. 麦・大豆機械導入対策	国産麦・大豆の増産に資する 農業機械等の導入 を1/2以内で支援	25.9億円	26.9億円
f. 麦・大豆生産・加工施設整備対策	国産麦・大豆の増産に資する 乾燥調製施設等の整備 を1/2以内で支援	33.1億円	33.1億円
g. 麦・大豆ストックセンター整備対策	国産麦・大豆の安定供給に向け、豊作時に保管し、不作時に安定提供する 調整保管機能を果たすストックセンターの整備 を1/2以内で支援	7.6億円 追加公募精査中	20.0億円
合 計		66.6億円	80億円

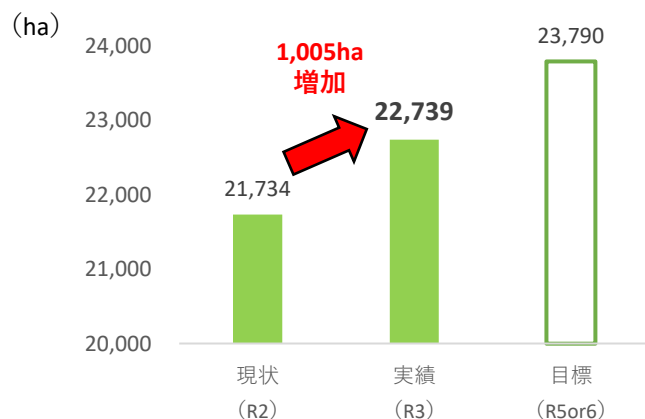
※ a、e及びfについては都道府県を通じた要望調査、その他事業については公募を実施。また、fの要望額については収益性向上対策分を含む。

麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトの成果

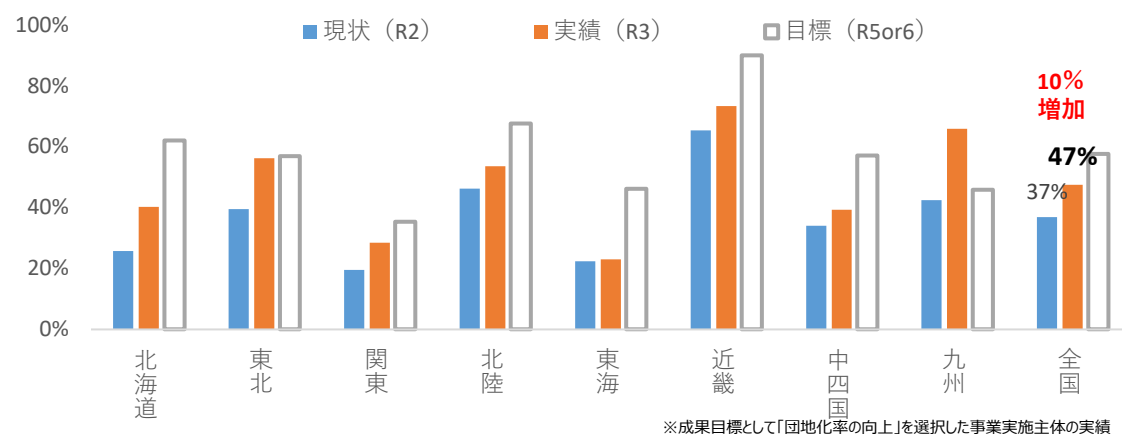
(令和3当初・2補正 水田麦・大豆産地生産性向上事業)

- 水田麦・大豆産地生産性向上事業の令和3年度の採択件数は166件。総交付額20.5億円。
- 本事業の成果として、麦・大豆の作付面積、団地化面積がそれぞれ約1,000ha増加。
- 事業の目的である生産性向上に大きく寄与する団地化率も各地域で向上し、全体では10%増加。
単収についても、全体で麦類、大豆ともに20%以上増加。

➤ 支援対象者における麦・大豆の作付面積



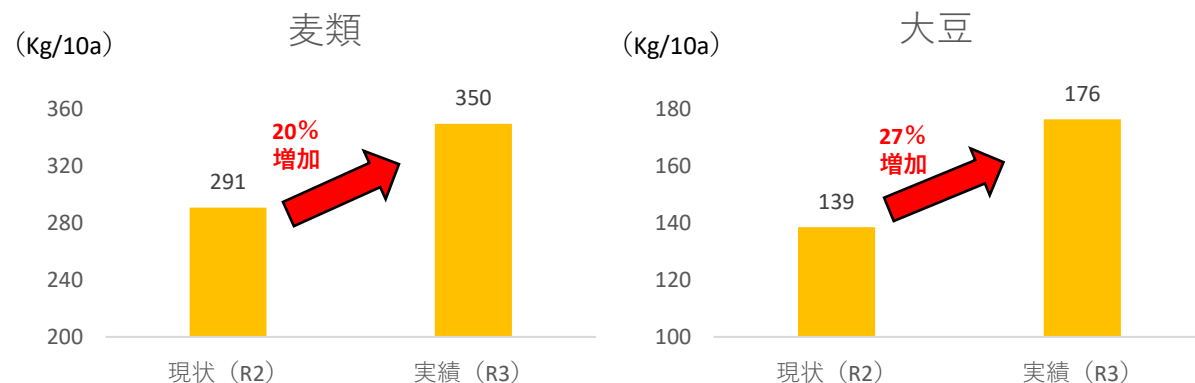
➤ 支援対象者における団地化率の向上 (平均値※)



➤ 支援対象者における麦・大豆の団地化面積



➤ 支援対象者における単収の増加 (平均値※1※2)



※1 成果目標として「単収の向上」を選択した事業実施主体の実績

※2 大豆については豪雨により甚大な被害を受けた福岡県を除いて集計

麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト等の成果

○これまでに安定供給を目的とした保管庫を14件整備、延べ保管能力は約4.3万トン

麦・大豆保管施設整備事業（R2補正）	採択件数	7件	総交付額	8.1億円
麦・大豆保管施設整備事業（R3補正）	採択件数	3件	総交付額	7.3億円
国産小麦安定供給強化対策（R4予備費）	採択件数	1件	総交付額	3.0億円
麦・大豆ストックセンター整備対策（R4補正）	採択件数	3件	総要望額	7.6億円

<整備事例>

○佐賀県農業協同組合（R4補正）

【構造】定温倉庫：3,657㎡
保管能力：6,042 t
【所在地】佐賀県佐賀市

○国産大豆備蓄コンソーシアム（R4補正）

【構成員】
・有限会社古田商店
・株式会社互明商事
・全国農業協同組合連合会
【構造】定温倉庫：688.5㎡
保管能力：1,000 t
【所在地】愛知県名古屋市

○北海道産麦コンソーシアム（R2補正）

【構成員】
・ドーフン
・江別製粉、横山製粉、木田製粉
・北海道製粉工業協同組合
・北海道農業協同組合中央会
・ホクレン農業協同組合連合会
・北海道農政部
【構造】定温倉庫：3,000㎡
保管能力：6,000t
【所在地】北海道石狩市



○大豆安定出荷コンソーシアム（R3補正）

【構成員】
・北海道グレインカンパニー
・オホーツク十勝豆づくり部会
・片岡商店
・高田商店
・あいち醸造社
【構造】定温倉庫：1,632㎡
保管能力：2,545 t
【所在地】北海道網走郡美幌町

○国産麦安定供給体制強化構築に向けたコンソーシアム（R2補正）

【構成員】
・山本忠信商店
・事業協同組合チホク会
【構造】コルゲート定温サイロ
(750t×8基)
保管能力：6,000t
【所在地】北海道音更町



令和5年産米の需要に応じた生産・販売の推進状況(令和4年9月1日から令和5年6月30日まで)

- 昨年9月から全国会議をこまめに開催し、直近の需給環境や予算事業等について説明。
- また、主産県等との意見交換(キャラバン)を個別に実施しており、今後も生産者団体や地方自治体とも連携しながら、県農業再生協議会やJA等集荷業者に対してキャラバンを実施。

全国会議(TV会議)

- ① R4.9.30 (参加者約640名)
- ② R4.11.9 (約680名)
- ③ R4.12.12 (約650名)
- ④ R5.1.10 (約720名)
- ⑤ R5.3.3 (約590名)
- ⑥ R5.6.12 (約820名)

動画コンテンツの配信

令和5年産の作付計画や産地づくりの方針検討の際に活用できる11本の動画を配信。

動画の再生回数は計3.1万回。(R5.6.21現在)

Teamsライブ相談会

本省職員が生産者、市町村行政及び団体職員を対象にオンラインでの相談会を実施。

- ① R5.2.22
- ② R5.4.27
- ③ R5.6.16

主産県等との意見交換(キャラバン)

【本省対応】

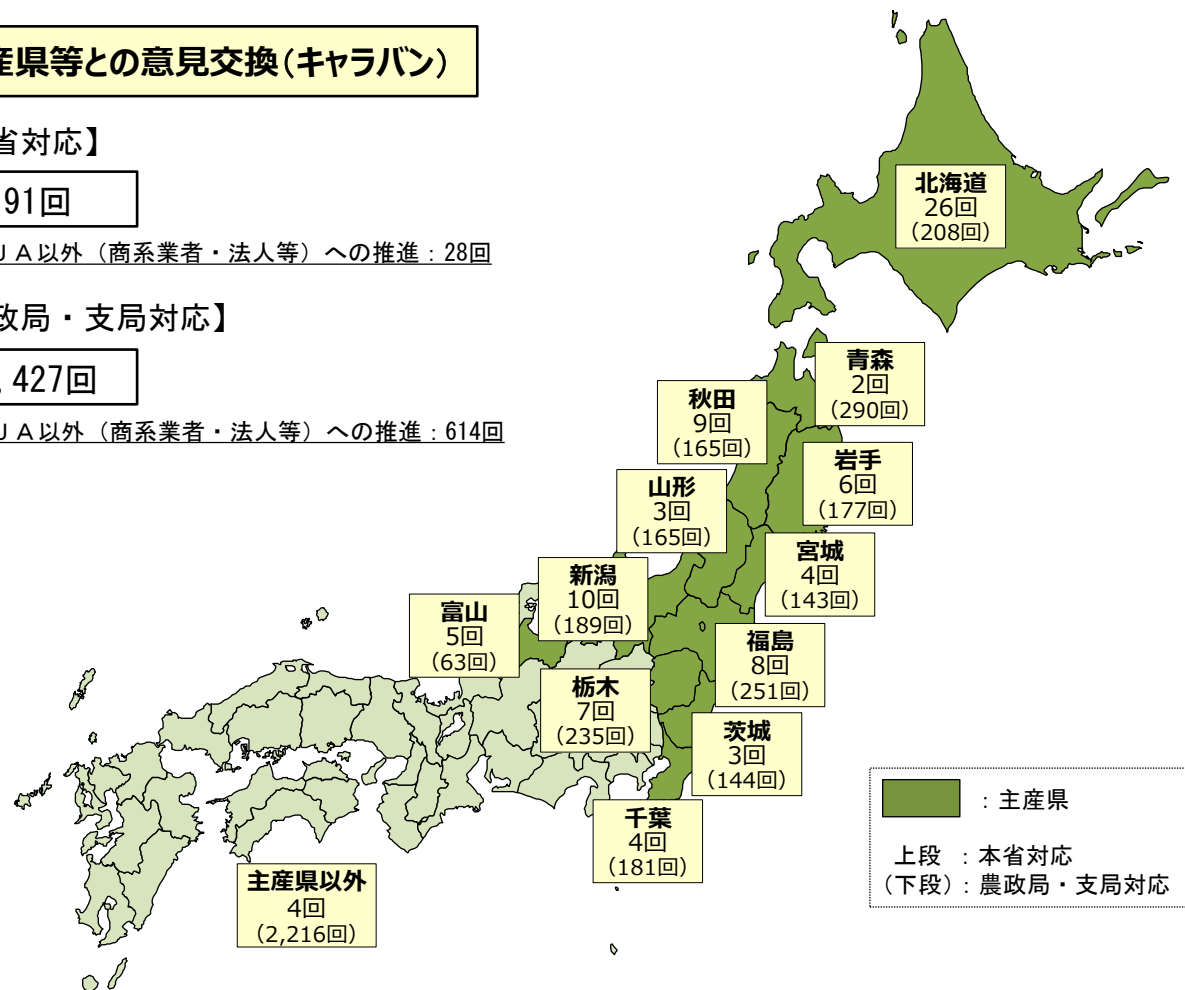
91回

うちJA以外(商系業者・法人等)への推進: 28回

【農政局・支局対応】

4,427回

うちJA以外(商系業者・法人等)への推進: 614回



主食用米の需給安定の考え方について

○「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、海外用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。

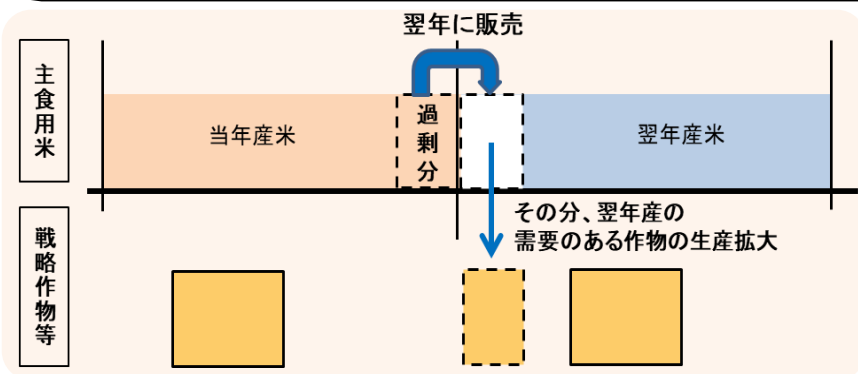
(米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和5年度予算額:50億円(令和4年度予算額:50億円))

○本事業を活用するための体制整備は41道府県の47事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。

(令和5年度(1次公募時点申請ベース)においては34道県の36事業者が応募)

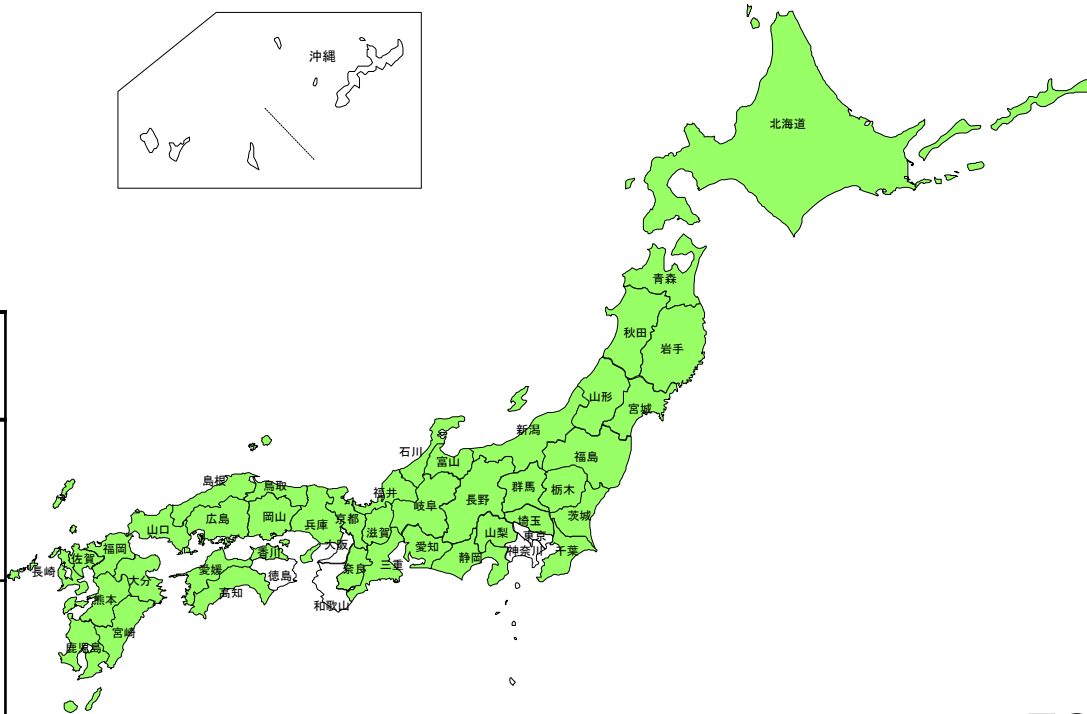
○「必要な場合」に、この支援措置を活用して、過剰分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金等を活用して、翌年産の需要のある作物の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。

(水田活用の直接支払交付金等:令和5年度予算額:3,050億円(令和4年度予算額:3,050億円))



事業に必要な体制整備を行っている産地(41道府県)

注)「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。
(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)



【令和5年度事業申請状況】 現在審査中	34道県 (36事業者)
【令和4年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取(2)、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島	36道県 (38事業者)
【令和3年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島	35道県 (36事業者)

＜対策のポイント＞

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

＜事業目標＞

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

＜事業の内容＞

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

27,838(15,887)百万円

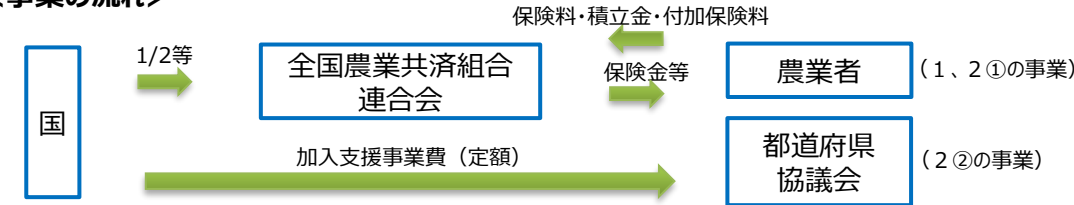
- ① 農業経営収入保険料国庫負担金
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援

2,805(2,531)百万円

- ① 農業経営収入保険事業事務費負担金
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会(全国連合会)に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費(人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等)の1/2以内を国が負担します。
- ② 収入保険加入支援事業
全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制(都道府県協議会)を構築して取り組む、収入保険の普及活動及びオンライン手続等加入申請のサポート活動を支援します。

＜事業の流れ＞

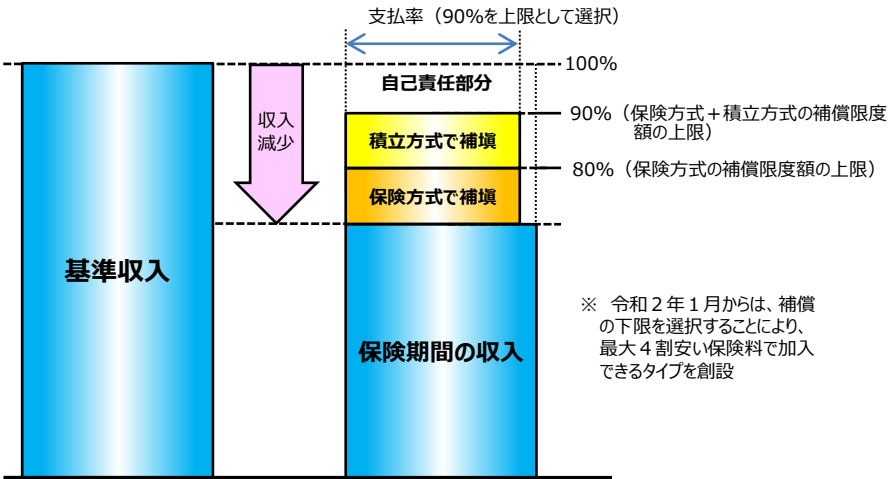


＜事業イメージ＞

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

- 具体的には、
- ① 青色申告を行っている農業者(個人・法人)を対象に、
 - ② 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)について、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てとしない積立方式(特約補填金)」の組合せで補填します。



過去5年間の平均収入(5中5)を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定
(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の 9割を補てんします。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません)

※ 集落営農の要件は、2 要件（①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

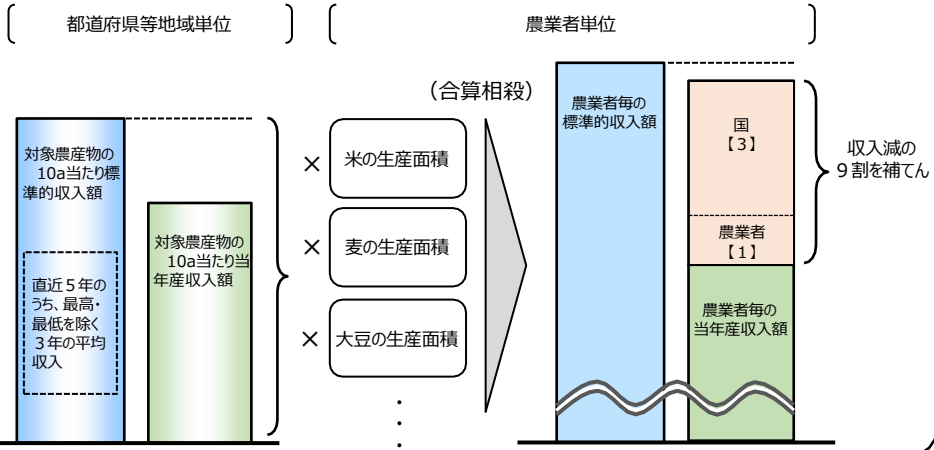
【10a当たり標準的収入額とは】
直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

補てん額 = (標準的収入額 - 当年産収入額) × 0.9

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

ナラシ対策：令和4年産米の10a当たりの当年産収入額及び補てん額（試算）

【R3年産：全国】

米価※1：12,804円/60kg

作況：101

R3 当年産収入額※4 + ナラシ補てん額※5（試算）

122,804円/10a

R3 標準的収入額 124,680円/10a

差額の9割を
上限に補てん※5

**ナラシ補てん額
16,882円/10a**

当年産収入額※3
105,922円/10a

【R4年産：全国】

米価※2：13,865円/60kg

作況：100

R4 当年産収入額※4 + ナラシ補てん額※5（試算）

122,680円/10a

R4 標準的収入額 123,724円/10a

差額の9割を
上限に補てん※5

**ナラシ補てん額
9,107円/10a**

当年産収入額※4
113,284円/10a

※1 R3年産米価は、出回りから翌年10月までの全国の全銘柄平均価格（包装代、消費税含む）。

※2 R4年産米価は、出回りから翌年1月までの全国の全銘柄平均価格（包装代、消費税含む）。

※3 R3年産収入額は、R3年産水稻の10a当たり収量に、R3年産米価（R4年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず）を乗じて算出。

※4 R4年産収入額は、R4年産水稻の10a当たり収量に、R4年産米価（R5年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず）を乗じて算出。

※5 実際の補てん額は、地域ごとに定められた標準的収入額等に基づき、麦や大豆等の他のナラシ対象作物ごとの収入差額を合算相殺して算出。

ナラシ対策：各年産の加入状況等

○ 加入申請件数・面積・主食用米のカバー率

	加入申請件数	うち、米の 加入申請件数	加入申請面積 (米)	主食用米の カバー率(試算)
	(万件)	(万件)	(万ha)	(%)
H24年産	7.1	6.0	43.1	43.5
H25年産	6.8	5.7	42.8	42.2
H26年産	7.1	6.0	45.0	43.4
H27年産	11.2	10.1	55.0	56.2
H28年産	11.0	9.8	55.3	56.9
H29年産	10.6	9.5	55.7	58.5
H30年産	10.1	9.1	57.1	61.2
R元年産	8.8	7.8 (+収入保険(1.5): 9.3)	49.9 (+収入保険(10.7): 60.6)	51.4 (+収入保険(10.2): 61.6)
R2年産	7.8	6.8 (+収入保険(2.3): 9.1)	46.4 (+収入保険(17.9): 64.3)	47.7 (+収入保険(17.2): 64.8)
R3年産	6.8	5.9 (+収入保険(3.7): 9.6)	37.9 (+収入保険(27.8): 65.7)	40.3 (+収入保険(26.2): 66.5)
R4年産	6.0	5.1 (+収入保険(5.0): 10.1)	31.6 (+収入保険: —)	—

※1 加入申請件数・面積は、積立申出した者の数値。

※2 R元年産以降の下段カッコ内は、ナラシと収入保険の合計値(R3年産の米の収入保険加入者件数は11月末時点の数値)。

※3 ナラシのカバー率は、ナラシ加入数量(ナラシの米の加入申請面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稲)で除して試算。収入保険のカバー率は、収入保険加入数量(加入面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稲及び飼料用米)で除して試算。

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要開拓に向けた販売促進、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等**を支援します。

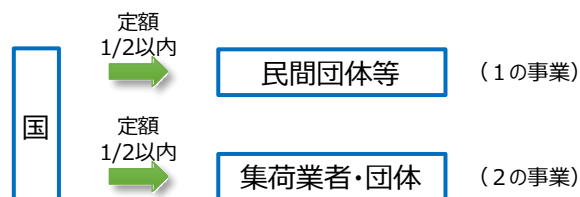
産地

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕



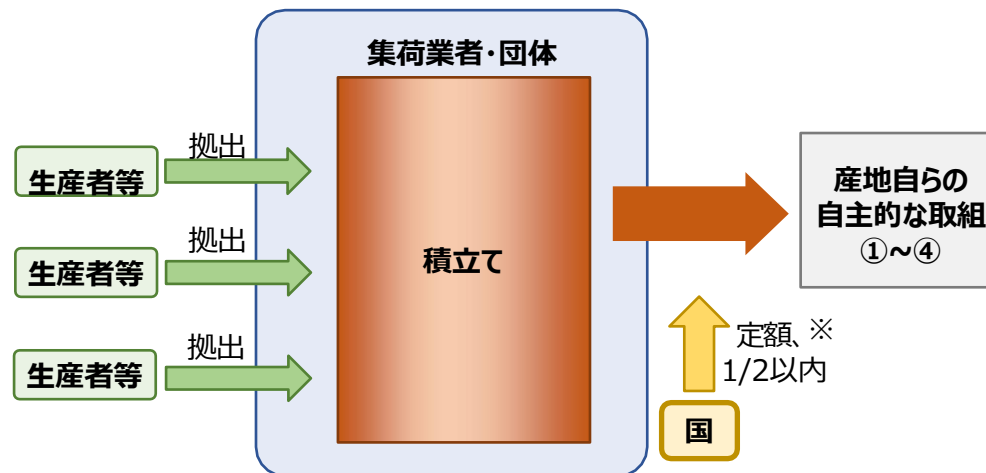
〔展示商談会〕



〔個別商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要減に相当する15万トンの米穀について、集荷団体と実需者等が連携して行う長期計画的な保管、中食・外食事業者等への販売促進や子ども食堂等の生活弱者への提供を支援することにより、需給の安定に向けた市場環境を整備します。

＜事業目標＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている米穀の市場環境の整備

＜事業の内容＞

1. 長期保管の支援

産地の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備するため、集荷団体と実需者等が市場に影響を与えないように連携して行う長期計画的な販売に伴う保管に係る経費等を支援します。
 （補助率：定額）

2. 中食・外食事業者等への販売促進支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中食・外食事業者等に対し、市場に影響を与えないように行う販売促進の取組を支援します。
 （補助率：1/2以内）

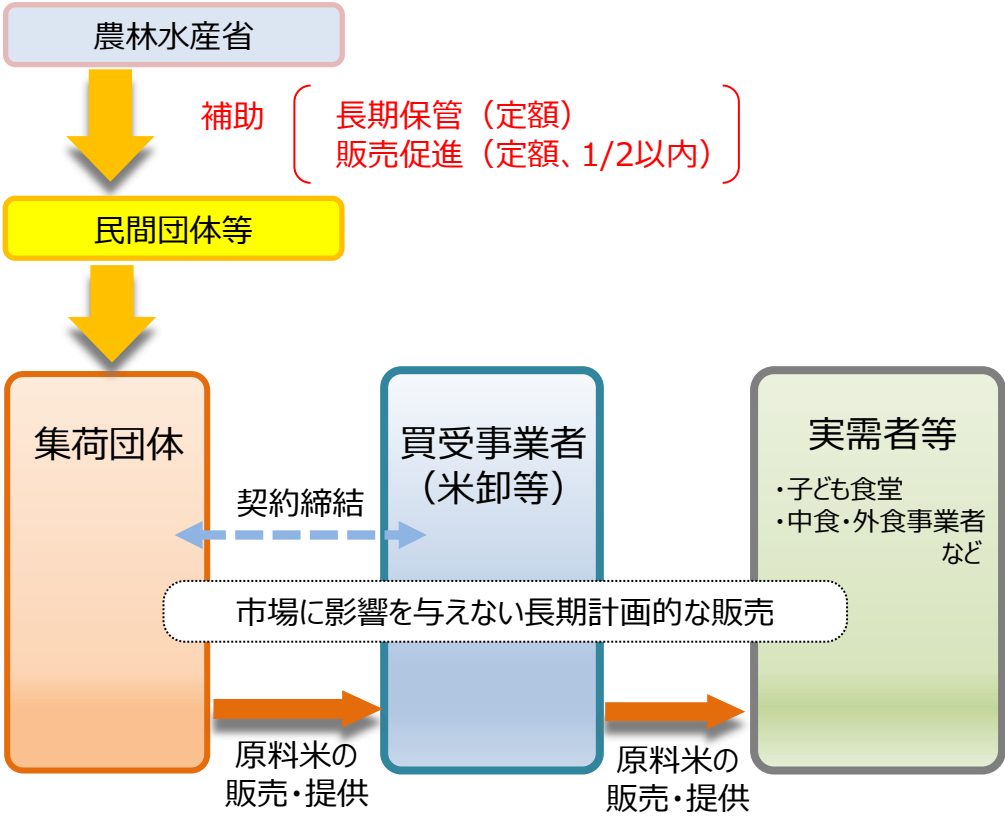
3. 生活弱者への提供支援

子ども食堂・子ども宅食等の生活弱者に対し、米を提供する取組を支援します。
 （補助率：定額）

＜事業の流れ＞

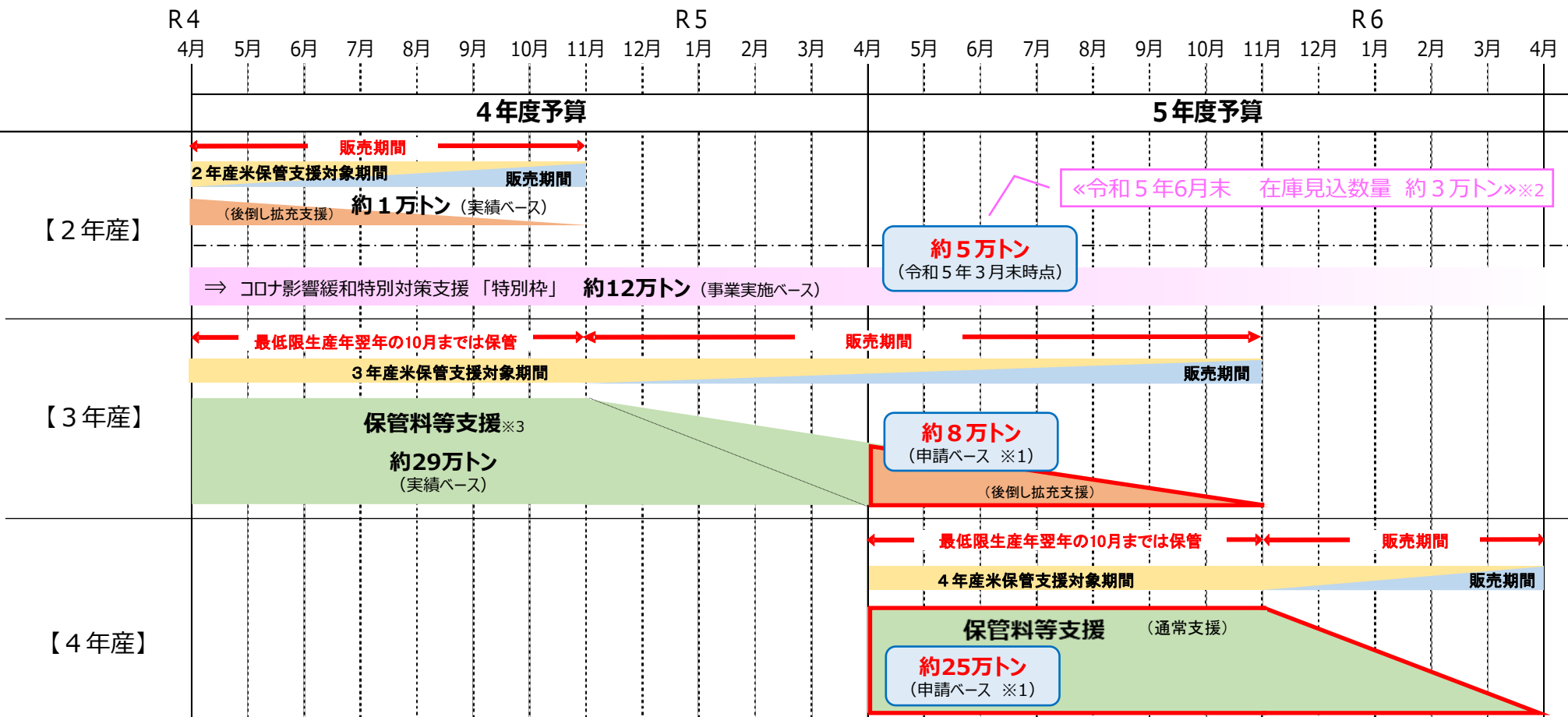


＜事業イメージ＞



○ 令和5年度の「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の長期計画的な販売の取組について1次公募を実施したところ、計36の事業体から応募があり、令和4年産通常支援は約25万トン、令和3年産後倒し拡充支援は約8万トンの申請があったところ。

【保管経費等の拡充支援イメージ】



※1 3年産の後倒し拡充支援及び4年産通常支援の申請数量は、令和5年4月時点の値。

※2 事業実施主体からの申請報告を取りまとめたもの

※3 保管料等の支援対象経費 保管料：米穀の保管経費
金利：販売時期が遅れることにより増加する概算金支払に係る借入金の支払利息
集約経費：対象米穀の営業倉庫等への集約運送に要する経費

(参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【海外向けへの販売促進等の取組】 - 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR - 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的な販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR - 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 - 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【長期計画的な販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【海外向けへの販売促進等の取組】 - 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR - 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的な販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR - JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 - インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【海外向けへの販売促進等の取組】 - 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR - 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

- 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田収益力強化ビジョン(地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか)を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。
- 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、eMAFF等を活用した農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

(都道府県農業再生協議会:都道府県の区域毎に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業会議
- ・担い手農業者組織
- ・行政 など

(地域農業再生協議会:市町村の区域を基本に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業委員会
- ・担い手農家
- ・行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・水田収益力強化ビジョン(地域毎の作付作物推進方針)の作成・周知
- ・地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付事務(交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力)
- ・経営所得安定対策等の推進
- ・eMAFF等を活用した業務効率化の取組(例:現地確認におけるタブレットの導入) など

全国的な推進組織について

○国においては、各都道府県が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、全中、全農、全集連等の全国団体や、各都道府県の農業再生協議会を参集し、

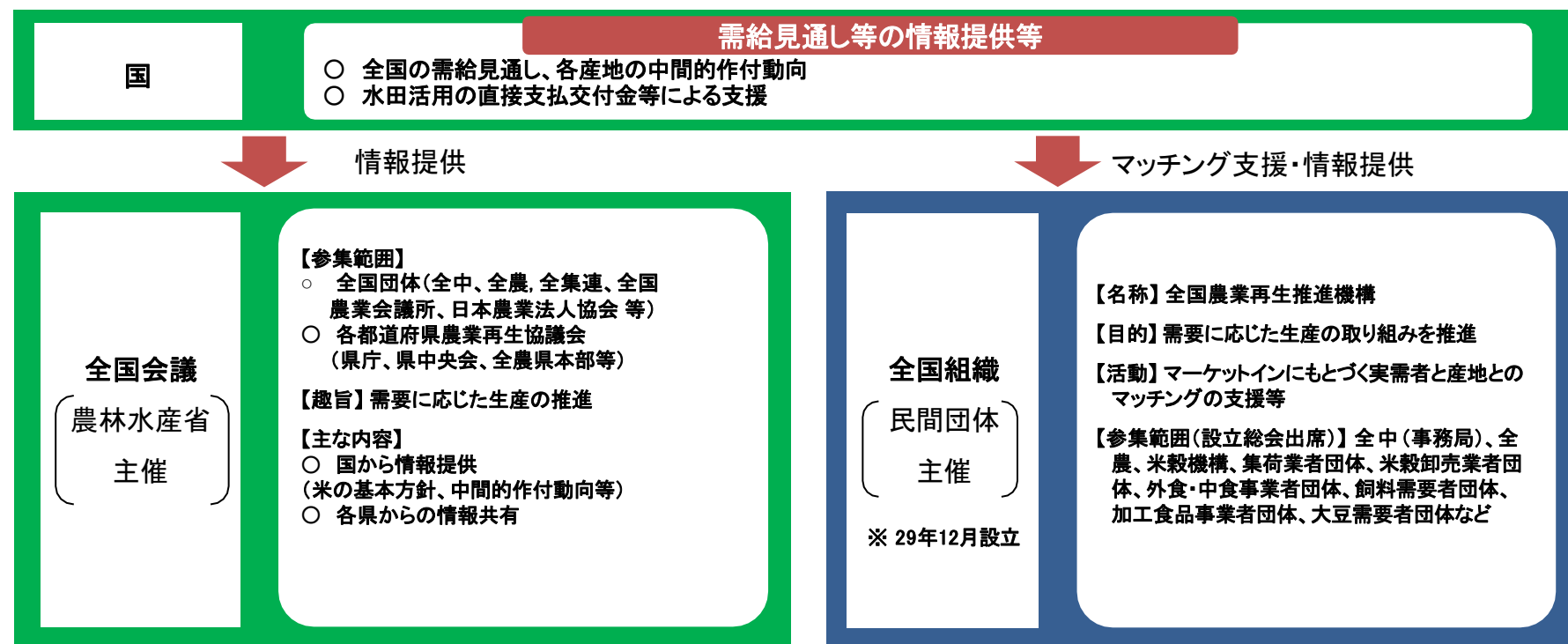
① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、

② 各都道府県の取組について情報を相互に共有する

会議を年数回開催しているところであり、今後もこうした取組を継続。

○平成29年12月に、全国農業再生推進機構が発足。機構では、行政による生産数量配分に頼らずとも、生産者が中心となって需要に応じた生産を行う今般の米政策見直しの趣旨を前提に、マーケットインに基づく実需者と産地とのマッチングの支援等を行っているところ。

○国としても、米穀周年供給・需要拡大支援事業(安定取引拡大支援事業)の活用による産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組への支援や、全国の需給見通し等の情報提供を行う。



需要に応じた販売について(低価格帯の需要への生産・販売の拡大)

【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】

用途に応じた米
生産が重要！

買い手の意向

一般家庭用
(高価格帯中心)
70%程度

中食・外食向け
(低価格帯中心)
30%程度

少しでも単価の高
い米を売りたい！

産地の意向

一般家庭用

需要に応じた
生産・販売へ

中食・外食向け

- 主食用米全体の需給は均衡している中、産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い。
- 一方、買い手においては、3割を占める低価格帯中心の中食・外食向けなどにも対応した米生産へのニーズがあり、ここにミスマッチが生じている状況。



- 一般家庭用、中食・外食向け各々の需要に応じた生産・販売の取組を進める必要。

(それを行わない場合には、結局、国内主食用米需要全体の一層の減少につながる。)

－取組事例(A市B生産法人)－

- ・ A市はブランド米の産地であるが、B生産法人は中食・外食事業者からのニーズを受け、28年産から多収品種(あきだわら)の作付を開始。
- ・ 一般家庭用より3割多収を実現し、一般家庭用で得られる収入とほぼ同等の収入を確保。

中食・外食向け販売量の状況について①(中食・外食向け販売実態調査結果)

○ 産地における中食・外食向けの需要に応じた生産・販売への取組を促すため、産地や銘柄ごとの中食・外食向けの販売割合順位等をマンスリーレポートで公表。

〔 令和3年7月から4年6月までの1年間において、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者が、精米販売を行った 数量のうち、中食・外食向けに販売した数量について調査を実施。〕

販売先割合の推移 (全国)

	30/元年	元/2年	2/3年	3/4年
中食・外食向け	38%	37%	37%	39%
家庭内食向け等	62%	63%	63%	61%

注：家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

中食・外食向けの販売割合が高い上位10県

30/元年			元/2年			2/3年			3/4年		
1	福島	65%	1	群馬	67%	1	群馬	75%	1	群馬	79%
2	栃木	65%	2	岡山	65%	2	福島	68%	2	福島	69%
3	群馬	62%	3	福島	64%	3	栃木	58%	3	栃木	65%
4	岡山	60%	4	栃木	61%	4	岡山	57%	4	岡山	62%
5	山口	57%	5	山口	56%	5	愛知	53%	5	山形	50%
6	宮城	53%	6	熊本	53%	6	青森	50%	6	宮城	50%
7	熊本	53%	7	宮城	48%	7	山口	49%	7	埼玉	50%
8	山形	49%	8	青森	48%	8	岐阜	47%	8	青森	49%
9	青森	47%	9	山形	46%	9	宮城	47%	9	岐阜	48%
10	鳥取	44%	10	岩手	44%	10	山形	44%	10	岩手	45%

注：中食・外食向け販売量が、1,000ト未満の都府県は除いている。

中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合 (上位20)

30/元年			元/2年			2/3年			3/4年		
	産地	品種銘柄	割合		産地	品種銘柄	割合		産地	品種銘柄	割合
1	宮城	ひとめぼれ	7%	1	宮城	ひとめぼれ	6%	1	山形	はえぬき	7%
2	栃木	コシヒカリ	6%	2	栃木	コシヒカリ	6%	2	宮城	ひとめぼれ	6%
3	山形	はえぬき	6%	3	山形	はえぬき	5%	3	青森	まっしぐら	5%
4	福島	コシヒカリ	5%	4	福島	コシヒカリ	5%	4	福島	コシヒカリ	5%
5	青森	まっしぐら	4%	5	青森	まっしぐら	4%	5	栃木	コシヒカリ	5%
6	北海道	ななつぼし	4%	6	北海道	ななつぼし	4%	6	岩手	ひとめぼれ	4%
7	岩手	ひとめぼれ	3%	7	岩手	ひとめぼれ	4%	7	北海道	ななつぼし	4%
8	茨城	コシヒカリ	3%	8	新潟	コシヒカリ	3%	8	新潟	コシヒカリ	4%
9	新潟	コシヒカリ	3%	9	茨城	コシヒカリ	3%	9	茨城	コシヒカリ	3%
10	福島	ひとめぼれ	2%	10	北海道	ゆめひりか	2%	10	秋田	あきたこまち	2%
11	北海道	ゆめひりか	2%	11	福島	ひとめぼれ	2%	11	福島	ひとめぼれ	2%
12	秋田	あきたこまち	2%	12	秋田	あきたこまち	2%	12	北海道	ゆめひりか	2%
13	長野	コシヒカリ	2%	13	長野	コシヒカリ	2%	13	長野	コシヒカリ	2%
14	栃木	あさひの夢	2%	14	富山	コシヒカリ	1%	14	新潟	こしいぶき	1%
15	富山	コシヒカリ	1%	15	北海道	きらら397	1%	15	富山	コシヒカリ	2%
16	千葉	コシヒカリ	1%	16	栃木	あさひの夢	1%	16	北海道	きらら397	1%
17	北海道	きらら397	1%	17	新潟	こしいぶき	1%	17	福島	天のつば	1%
18	青森	つがるロマン	1%	18	千葉	コシヒカリ	1%	18	栃木	あさひの夢	1%
19	新潟	こしいぶき	1%	19	青森	つがるロマン	1%	19	愛知	あいちのかおり	1%
20	千葉	ふさががね	1%	20	福島	天のつば	1%	20	青森	つがるロマン	1%

注：割合は、各産地品種銘柄ごとの中食・外食向け販売量を、全国の中食・外食向け販売量で除したものである。

<当データを見る上での留意事項>

- ▶ 販売事業者が、中食・外食向けに精米販売した数量であり、小売店等に精米販売し、その後、中食・外食に仕向けられたものは含まれていない。
- ▶ 中食事業者は、コンビニエンスストア、スーパー、弁当屋、給食事業等であり、外食事業者は、牛丼、回転寿司等のファーストフード店、ファミリーレストラン、ホテル等宿泊施設等である。
- ▶ 中食・外食向けには、主に米販売業者から供給されるが、家庭内食向けには、米販売業者経由の他に農家直売や縁故米等からも供給されるため、米販売業者からの供給量のみで作成した当データは、中食・外食向けの割合が高く出る傾向がある。

中食・外食向け販売量の状況について②(中食・外食向け販売実態調査結果)

令和3/4年の産地別販売割合

産地	中食・外食向け (産地品種銘柄別内訳)					家庭内食向け等
北海道	32%	ななつぼし 15%	ゆめひりか 6%	きさら397 5%	その他 6%	68%
	(121.2)	(56.0)	(22.6)	(18.7)	(23.9)	(255.7)
青森	49%	まっしぐら 43%	つがるロマン 5%	その他 0%		51%
	(65.9)	(58.6)	(6.7)	(0.7)		(69.4)
岩手	45%	ひとめぼれ 39%	あきたこまち 2%	銀河のしずく 1%	その他 3%	55%
	(59.3)	(51.4)	(2.8)	(1.4)	(3.7)	(73.6)
宮城	50%	ひとめぼれ 44%	つや姫 1%	サザニシキ 2%	その他 3%	50%
	(90.2)	(79.3)	(1.4)	(3.6)	(5.9)	(91.1)
秋田	21%	あきたこまち 10%	めんこいな 3%	ひとめぼれ 4%	その他 4%	79%
	(54.2)	(24.5)	(8.2)	(11.0)	(10.5)	(202.4)
山形	50%	はえぬぎ 40%	つや姫 2%	雪若丸 4%	その他 4%	50%
	(97.1)	(77.0)	(3.9)	(7.7)	(8.5)	(96.2)
福島	69%	ゴジビカリ 40%	ひとめぼれ 14%	天のつば 10%	その他 5%	31%
	(92.0)	(53.1)	(19.2)	(13.0)	(6.7)	(42.0)
茨城	41%	ゴジビカリ 30%	あきたこまち 3%	あさひの夢 1%	その他 7%	59%
	(51.5)	(36.7)	(3.8)	(1.9)	(9.2)	(72.8)
栃木	65%	ゴジビカリ 42%	あさひの夢 8%	とちきの星 12%	その他 4%	35%
	(89.4)	(56.9)	(11.2)	(16.2)	(5.2)	(47.3)
群馬	79%	あさひの夢 61%	ゆめまつり 12%	その他 6%		21%
	(10.4)	(8.1)	(1.6)	(0.7)		(2.8)
埼玉	50%	彩のかがやき 17%	彩のきすな 15%	ゴジビカリ 6%	その他 11%	50%
	(15.8)	(5.4)	(4.9)	(2.1)	(3.4)	(16.1)
千葉	27%	ゴジビカリ 8%	ふさこがね 12%	ふさおとめ 4%	その他 2%	73%
	(26.8)	(8.3)	(12.2)	(4.2)	(2.1)	(71.8)
新潟	26%	ゴジビカリ 15%	こしいぶき 8%	その他 3%		74%
	(70.2)	(41.1)	(21.5)	(7.6)		(201.0)
富山	37%	ゴジビカリ 22%	てんたかく 3%	その他 12%		63%
	(30.8)	(18.5)	(2.7)	(9.6)		(51.8)
石川	40%	ゴジビカリ 19%	ゆめみづほ 12%	その他 8%		60%
	(21.7)	(10.4)	(6.8)	(4.6)		(32.5)

産地	中食・外食向け (産地品種銘柄別内訳)					家庭内食向け等
福井	36%	ゴジビカリ 14%	バけエサビ 9%	あきさかり 5%	その他 8%	64%
	(21.6)	(8.6)	(5.3)	(2.9)	(4.8)	(38.6)
山梨	43%	ゴジビカリ 37%	その他 6%			57%
	(1.6)	(1.4)	(0.2)			(2.1)
長野	32%	ゴジビカリ 29%	あきたこまち 1%	その他 2%		68%
	(16.5)	(14.8)	(0.8)	(0.9)		(35.1)
岐阜	48%	ハツシモ 21%	ゴジビカリ 4%	あさひの夢 5%	その他 18%	52%
	(11.9)	(5.2)	(0.9)	(1.3)	(4.4)	(12.8)
静岡	17%	ゴジビカリ 10%	きぬむすめ 2%	あいちのかがり 2%	その他 3%	83%
	(2.0)	(1.2)	(0.3)	(0.2)	(0.3)	(9.4)
愛知	43%	あいちのかがり 24%	ゴジビカリ 9%	大地の風 2%	その他 9%	57%
	(14.4)	(7.9)	(3.0)	(0.6)	(2.9)	(18.7)
三重	16%	ゴジビカリ 7%	キヌビカリ 2%	その他 7%		84%
	(6.8)	(3.1)	(0.8)	(3.0)		(35.3)
滋賀	35%	ゴジビカリ 6%	キヌビカリ 9%	みすかがみ 2%	その他 19%	65%
	(20.1)	(3.3)	(5.3)	(0.9)	(10.5)	(36.9)
京都	26%	ゴジビカリ 9%	キヌビカリ 8%	ヒビカリ 6%	その他 4%	74%
	(3.5)	(1.2)	(1.0)	(0.8)	(0.5)	(10.0)
兵庫	21%	ゴジビカリ 5%	ヒビカリ 4%	キヌビカリ 3%	その他 10%	79%
	(6.1)	(1.4)	(1.2)	(0.8)	(2.8)	(22.7)
奈良	21%	ヒビカリ 19%	その他 2%			79%
	(1.6)	(1.4)	(0.2)			(5.8)
鳥取	40%	きぬむすめ 11%	ゴジビカリ 4%	ひとめぼれ 9%	その他 15%	60%
	(8.9)	(2.5)	(1.0)	(2.1)	(3.3)	(13.4)
島根	31%	ゴジビカリ 10%	きぬむすめ 13%	つや姫 6%	その他 3%	69%
	(7.4)	(2.3)	(3.0)	(1.3)	(0.7)	(16.0)
岡山	62%	アケボノ 35%	ゴジビカリ 2%	きぬむすめ 8%	その他 17%	38%
	(13.6)	(7.6)	(0.4)	(1.8)	(3.7)	(8.4)
広島	42%	ゴジビカリ 13%	あきさかり 18%	あきろまん 3%	その他 7%	58%
	(10.5)	(3.3)	(4.6)	(0.7)	(1.9)	(14.6)

※ 下段 () 書きは販売数量(単位:千トン)

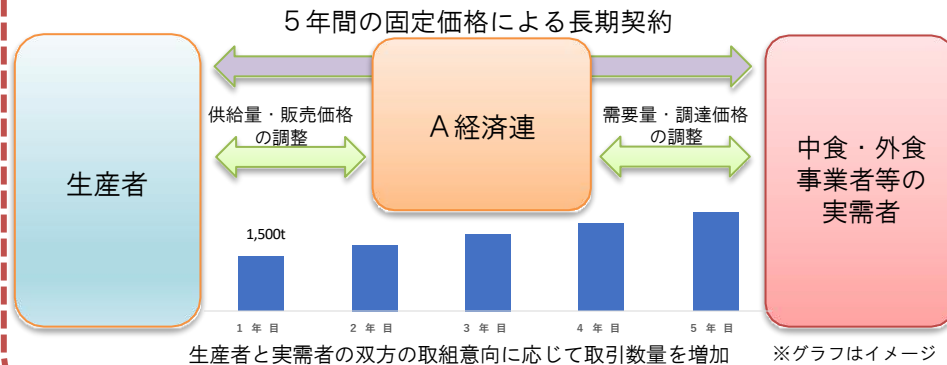
産地	中食・外食向け (産地品種銘柄別内訳)					家庭内食向け等
山口	36%	ゴジビカリ 9%	ひとめぼれ 7%	ヒビカリ 5%	その他 15%	64%
	(6.8)	(1.6)	(1.3)	(1.0)	(2.8)	(11.9)
徳島	23%	ゴジビカリ 7%	あきさかり 12%	その他 5%		77%
	(3.0)	(0.9)	(1.5)	(0.6)		(9.9)
香川	30%	ゴジビカリ 4%	ヒビカリ 18%	おいでまい 1%	その他 6%	70%
	(3.4)	(0.5)	(2.0)	(0.1)	(0.7)	(8.0)
愛媛	23%	ゴジビカリ 3%	ヒビカリ 11%	あきたこまち 4%	その他 5%	77%
	(1.9)	(0.2)	(0.9)	(0.3)	(0.5)	(6.4)
高知	12%	ゴジビカリ 10%	ヒビカリ 2%	その他 0%		88%
	(0.9)	(0.7)	(0.2)	(0.0)		(6.6)
福岡	20%	夢つくし 1%	ヒビカリ 8%	元気づくし 3%	その他 7%	80%
	(8.7)	(0.6)	(3.5)	(1.4)	(3.2)	(34.8)
佐賀	37%	夢じく 7%	さがびより 17%	ヒビカリ 10%	その他 3%	63%
	(8.8)	(1.7)	(4.0)	(2.3)	(0.8)	(15.1)
長崎	29%	にこまる 11%	ヒビカリ 6%	ゴジビカリ 1%	その他 10%	71%
	(1.8)	(0.7)	(0.4)	(0.1)	(0.6)	(4.5)
熊本	26%	ヒビカリ 9%	森のまさん 2%	ゴジビカリ 1%	その他 14%	74%
	(9.9)	(3.4)	(0.8)	(0.4)	(5.2)	(27.9)
大分	38%	ヒビカリ 21%	ひとめぼれ 5%	つや姫 5%	その他 8%	62%
	(4.9)	(2.7)	(0.7)	(0.6)	(1.0)	(8.0)
宮崎	15%	ゴジビカリ 5%	ヒビカリ 8%	その他 2%		85%
	(2.4)	(0.8)	(1.2)	(0.4)		(13.1)
鹿児島	22%	ヒビカリ 9%	あきほなみ 9%	ゴジビカリ 0%	その他 4%	78%
	(3.5)	(1.4)	(1.4)	(0.0)	(0.7)	(12.6)

注：中食・外食向け販売量が1,000トン未満であった東京、神奈川、大阪、和歌山、沖縄は除いている。

中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例

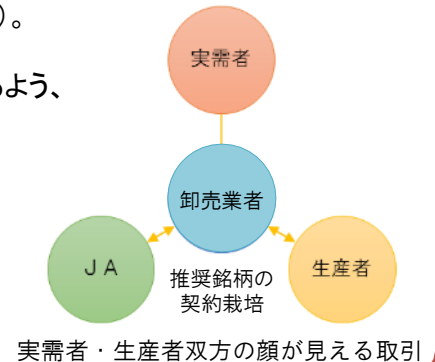
中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引の取組

- A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとっても経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している。
- この取組により、
 - ① 生産者サイドは、安定した取引先を確保できるほか、相場変動のリスクを回避できるとともに、将来の経営の見通しを立てることができる
 - ② 実需者サイドは、長期に渡る固定価格での取引によって、原料調達の安定化やコストを平準化することができるなど、生産者・実需者の双方にメリットのある取引形態となっている。
- この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、双方の取組意向に応じた銘柄や数量に取り組んでいく考え(開始初年度の契約数量は、1,500トン程度)。
また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



卸売業者と産地の契約栽培による安定取引の取組

- B卸売業者では10年前から、農研機構が開発した自社が奨励する多収性品種や良食味品種を、複数の産地のJAや大規模農業法人と契約栽培し、実需者への安定生産を推進している(現在は、取組産地の増加・作付面積の拡大に伴い、種子を増産)。
- 価格については、安定した取引となるよう、一定の範囲内で設定している。
- 集荷した米は、特定の実需者へ販売されていることから、生産者には、実需者が見える生産であることも契約栽培のインセンティブとなっている。



大手総合化学メーカーのタイアップによる中食・外食向け銘柄の生産

- C農協では、農業関連資材・サービス、関連資材、経営ノウハウを提供する大手総合化学メーカーのD社と中食・外食向けに仕向けられる多収性・良食味品種の契約生産を開始している。
- D社は、契約生産するJA組合員に対して種子・農薬・肥料等の農業資材の提供はもとより、経営ノウハウを指導するほか、生産された米の全量買取を行い、商社を通じて中食事業者(弁当屋・総菜メーカー等)へ販売している。



「米と健康」に着目した情報発信について

- 我が国の主食用米の消費量は、1960年頃をピークに、ほぼ一貫して減少傾向にあり、平成30年度ではピーク時の半分以上となっている状況。(1人当たり年間の米の消費量:昭和37年度:118kg→令和3年度:52kg)
- 最近の調査では、若い世代は意外と米の消費に抵抗がないが、中高齢世代は米の消費を控える方が多いことが分かり、このような動向を踏まえ、健康に関心のある中高齢世代に向けて米の機能性についてもっと情報発信していく必要。
- また、食料・農業・農村基本計画では、米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかけるため、米の機能性など「米と健康」に着目した情報発信などを通じた新たな需要の取り込みの推進が求められているところ。

シンポジウムによる情報発信

- 令和4年度は、健康に関心のある中高齢世代に対して、しっかりごはんを食べることの意義や米の健康機能についての情報を発信。

参加無料 農林水産省 令和4年度米需要創造推進事業

ごはんで健康 シンポジウム

2022年12月3日(土)
10:30受付開始
午前の部 11:00~12:00
午後の部 13:00~16:00

定員:会場計200名 オンライン500名
(会場は定員を超えても申し込みは受け付けます。申し込みは先着順です。)

【ごはんで健康シンポジウムで伝えたい】
「国民一人あたりが年間で食べる量は1962年の118kgをピークに、2021年では50.7kgと半分以下にまで減ってしまいました。その中で「米は米」という認識が広がり、主に中高齢世代で米を減らす傾向が受け継がれています。そこでこのシンポジウムでは、しっかりごはんを食べることの意義や米の健康効果などについて著名な講師の方にお話をいただき、米の需要創造につなげていきたいと考えております。皆様のご参加お待ちしております。」

講演 午前の部

一般社団法人 米ライバルの会 理事長
渡嶋昌氏
『玄米で健康』

飯沼一貴氏 室長
米の健康効果に関する研究
高桑智雄氏
『米と健康』の視点から見た米の健康効果

講演 午後の部

京都府立医科大学 健康科学部 教授
日比野俊和氏
『日本人の健康と米を食文化として』

京都府立医科大学 健康科学部 教授
伊達友美氏
『大盛りごはんで元気に暮らす』

株式会社 HYOUKAI 代表取締役
富田麻友氏
『お米トークセッション』

申し込みはこちら
QRコード

米と健康に関する予算

- 米需要創造推進事業
【令和5年度予算額 10百万円】

＜対策のポイント＞

米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかけるため、米の機能性など「米と健康」に着目した調査・広報等、米の需要創造につながる取組を支援。

米と健康に着目した調査・広報支援



米の機能性など「米と健康」に着目した調査・広報等、米の需要創造につながる取組を支援

ホームページ及びSNSを活用した米の消費拡大の情報発信について

- 平成30年から米の消費拡大の取組を応援すべく、「やっぱりごはんでしょ！」運動を開始。ホームページ及び各種SNS（Instagram・Facebook・Twitter）により、「米と健康」、米に関するイベントや季節の行事食、産地の情報など消費者の関心が高い情報を発信。
- SNSのフォロワー数は着実に増加（令和5年6月現在：約4,000）。

ホームページ

ごはんをもっと身近に感じ、もっと食べたいくなる情報を届けることで、米の消費拡大を推進



各種SNS（Instagram・Facebook・Twitter）

米に関するイベントや季節の行事食、産地の情報など消費者の関心が高い情報を発信（毎週1回程度）

生米を使った「生米スイーツ」のレシピを紹介



季節の行事食「七草がゆ」「恵方巻」の紹介



田んぼアートの風景を紹介



おにぎりを推しとした「推しのいる生活」としておにぎりを紹介



YouTubeを活用した米の消費拡大の情報発信について

- 「やっぱりごはんでしょ！」運動の一環として、農林水産省職員自らが、省公式YouTubeチャンネル「BUZZ MAFF（バズマフ）」において、米の消費を喚起する動画を発信。

BUZZ MAFFにおける米消費を喚起する動画

- 「やっぱりごはんでしょ！」チームとして、ごはんをもっと食べたいような、お米の魅力を発信。
- 「お米大好きです！」、「バズマフを見始めてから、お米を食べることが増えました。」などのコメントあり。



米担当、おにぎりのポスターモデルできる説。
・米の消費拡大のポスターのモデルに米担当の職員が挑戦



同じ釜の飯を食えば、どんな相手でも仲良くなれるのか

・「やっぱりごはんでしょ！」メンバーと中村副大臣が炊き立てのご飯を食べる



お米担当職員あるある～やっぱりごはんでしょ！～
・米担当職員ならではのがあるあるを再現



農水省考案「お米○○」を松村 沙友理さんに採点してもらった！

・お米を使ったメニューアイデアを募集するアイデアグランプリに潜入し、職員自らがメニューの考案に挑戦する動画

- ショート動画（最大60秒の短編動画）においても、消費者が気軽に楽しんで知れるような米に関する情報を発信。



↑米に関する豆知識を発信する動画（計3本）



↑農水省お米担当がキュンとした言葉♪（計2本）

米の消費拡大に関する政府広報での情報発信について

- 米の消費拡大について、その背景、必要性、メリットなどを広く国民に知ってもらい、国民の理解と協力を得ることを目的に政府広報を活用した情報発信を実施。
- BSテレビ番組、ラジオ、視覚障がい者向け音声広報を通じて、米の機能性、水田の多面的機能、食料自給率と食料安全保障、米を中心とした「日本型食生活」等、米の消費拡大に係る情報を発信。

BS番組 (令和4年9月2日放送)



「ビビるとさくらとトモに深掘り！知るトピラ」
(BS朝日 毎週金曜18:00～18:30)

井上咲楽さんと農水省BUZZ MAFFユーザーが共演し、おにぎりを食べながら、水田の多面的機能、食料自給率と食料安全保障、米を中心とした「日本型食生活」等を解説しながら、米の消費拡大をアピール。

ラジオ (令和4年8月28日放送)



「青木源太・足立梨花 Sunday Collection」
(TOKYO FM 毎週日曜7:30～7:55 他)

農水省職員が出演し、出演者と対話しながら、米の消費拡大の必要性等について解説。



音声広報CD、点字・大活字広報誌



音声広報CD「明日への声」



点字・大活字広報誌
「ふれあいらしんばん」

お米に含まれる栄養成分と機能性、バランスの良いごはん中心の食事の推奨、利用しやすくなった玄米商品等を紹介。

新たな視点(エシカル消費)に着目した米の消費拡大の取組について

- 「お米と食料安全保障」、「お米と環境」、「お米と健康・食生活」の3つの観点から国内で自給可能な米について、消費者の意識を変え、エシカル消費（倫理的消費）を促進する取組を実施。
- Webコンテンツの作成、動画広告、新聞や雑誌における広告宣伝、シンポジウム等を実施。

Webコンテンツ



多くの消費者に「お米と食料安全保障」、「お米と環境」、「お米と健康・食生活」の内容について知ってもらうための情報を掲載。

動画、新聞広告



※全国紙（朝日、読売新聞）にて掲載。

より多くの消費者に、エシカル消費の観点からお米の消費を訴求するため、動画広告や新聞、雑誌広告等を展開。

シンポジウムの開催



「お米と食料安全保障」、「お米と環境」、「お米と健康・食生活」に係る有識者によるトークショー、米に関する商品の紹介や各企業の米に関する取組について展示するなど、多くの消費者にお米について考える機会となるシンポジウムを実施。

産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェア

- 中食・外食向けニーズに応じた米の安定取引推進のため、産地と中食・外食事業者等を対象とした商談会を開催。
- 令和3年度は、マッチングサイトを新たに構築するとともに、現地商談会とオンライン商談会を実施し、売り手(JA、農業生産法人等)85団体、買い手(中食・外食事業者等の実需者)81社が参加。
- 令和4年度は、これまで別途実施していた輸出用米の商談会と統合し、現地商談会(札幌・大宮・仙台・新潟)とオンライン商談会を実施し、売り手83団体、買い手143社が参加。

米マッチング商談会2022 パンフレット



業務用米・輸出用米マッチングサイトの構築



米マッチング商談会2022 開催状況



出展者プレゼンテーションの様子



個別商談会の様子

マッチング商談事例

①北陸地方のJAと北陸地方の中食事業者の間で特別栽培米の取引が成立。

②東北地方の農業法人が東京の米販売会社と「はえぬき」の契約栽培を開始。

＜対策のポイント＞

米の需要減により米価が低迷する一方、肥料等の生産資材価格の高騰等によって、稲作農業は大変厳しい状況に置かれています。今後、輸出等の新たな需要への的確な対応を通じて需要拡大を図りつつ、農業者の所得を確保し、稲作農業の体質を強化するため、米の超低コスト生産、米の付加価値向上・流通合理化モデル創出に向け、加速させる環境の整備及び取組を支援します。

＜事業目標＞

- 担い手の米生産コスト（9,600円/60kg〔令和5年度まで〕）
- 米の需要拡大（消費量51kg/年・人〔令和12年度〕）

＜事業の内容＞

1. 米の超低コスト生産支援

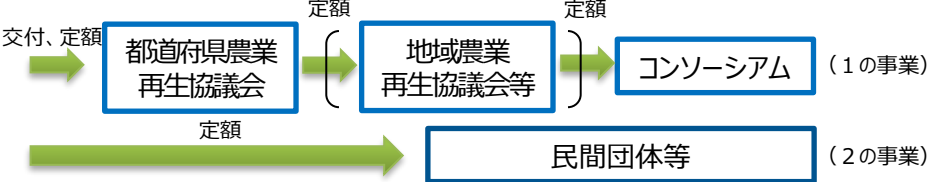
米の輸出拡大等に向けて、農業者や地方自治体、農業団体など地域の関係者が連携して、大幅なコスト低減を目指す産地に対して、コスト分析やコスト低減に係る取組状況の把握、課題抽出、必要となる技術実証、人材育成等の取組を総合的に支援します。
（補助率：定額（上限1,000万円/コンソーシアム））

- ※ 1 事業実施期間は最長3年間とします。
- ※ 2 1年目及び2年目の年度末に各産地の取組状況や成果について中間評価を行い、翌年度の支援対象産地を決定します。

2. 米の付加価値向上・流通合理化支援

多様な消費者・実需者ニーズに適応するため、スマート・オコメ・チェーンを活用した米の付加価値向上・流通合理化モデル創出に向けた取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

米の超低コスト生産支援



＜超低コスト生産に向けた取組＞

- 産地や担い手の生産コストの現状把握・分析
- コスト低減に係る取組状況の把握、課題の抽出
- コスト削減の技術等実証、人材育成
- 取組成果の検証と改善策の検討

米の付加価値向上・流通合理化支援

米の付加価値向上・流通合理化モデルの創出



食味の情報や穀粒判別器等から得られる情報を活用した米の付加価値向上、流通合理化のモデル実証や調査等

【お問い合わせ先】 農産局穀物課 1の事業：03-6744-2108
2の事業：03-6744-2184

米の生産コスト低減に向けた取組について（令和4年度実証事業）

令和4年度『稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業』取組事例

- 事業実施主体：愛知県米トータル生産コスト低減対策協議会（県、4市町村、JA 等）
 - 農業者：5経営体
 - 水稲作付面積：131ha（R4年度）

コスト低減効果：R2年度 14,082円/60kg ⇒ R4年度 11,322円/60kg（▲2,760円/60kg）

※肥料高騰対策による補てん金は未反映、農機レンタル分は減価償却費として算入。

R6年度 9,600円/60kg（目標）

- 主な取組内容【R4年度】：

技術実証に係る取組

『V溝直播＋止水板＋水位センサー』

⇒育苗時間削減、作期分散による生産性向上、
水管理見回り回数減少による労働費の削減
（慣行：3.9回/週 ⇒ 水位センサ設置後：2.0回/週）



自動開閉装置
も導入予定。

『AgriLook（生育予測システム）＋衛星画像診断』による適所施肥

⇒生育不良圃場の把握により、追肥ほ場では、単収が向上

コシヒカリ 追肥なし：508kg/10a、追肥あり：570kg/10a
あいちのかおり 追肥なし：503kg/10a、追肥あり：612kg/10a



生産コスト分析、人材育成に係る取組

コンサルタントによる

✓ コスト・経営分析

✓ コスト低減・経営改善指導研修

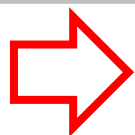
生産者の

コスト意識向上

※コンサル料を出荷数量で割ると230円/60kg
（上記の全算入コストには含めず）

生産コスト低減の検討、成果普及に係る取組

低コスト生産のための改善検討会の開催
取組成果報告会の開催



米の生産コスト低減により、

- 主食用米の米価変動に耐え得る生産
- 輸出等の新市場開拓用米の可能性を拡大

■ 今後の課題

主食用米の生産を集約し、他作物の生産を拡大

生産コスト低減に向けた具体的な取組

- 担い手への農地集積・集約を加速するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

省力栽培技術の導入

直播栽培

育苗・田植えを省略。
直播栽培に適した水
管理と雑草管理がで
きれば、労力削減と
コスト低減につなが
る。
コーティング無しの
直播技術も発展。



鉄コーティング種子

無人ヘリやドローンの
活用も可能



スマート農業技術の活用

(例)
営農管理システムの導入
→作業のムダを見つけて手順
を改善。
水管理システム
→水管理の見回りを削減。
ドローンの活用
→農薬・肥料散布の労力軽減。



高密度播種苗栽培

育苗箱数・床土使用量を減らせるため、
資材費の低減が可能。
田植機への苗供給も少なく省力的。



肥料の節約

- 育苗箱全量施肥：緩効性肥料を育苗箱に施用することで、追肥を省略でき、肥料減・省力化を図る。
- 流し込み施肥：肥料を水口から流し込むことで、追肥作業を省力化。

大規模経営に適合した品種

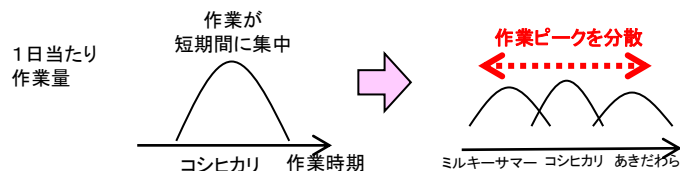
多収品種

多収品種による増収で、
60kg当たりのコストを低減。

(品種例)
・つきあかり
・にじのきらめき

作期の異なる品種の組み合わせ

作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上



担い手への農地集積・集約等

- 2023年までに全農地面積の8割を担い手に集積
- ・ 分散錯圃の解消
- ・ 農地の大区画化、汎用化

生産資材費の低減

農業機械の低価格化

- ・ 全農では、農業者のニーズを踏まえて機能を絞り込んだ仕様を決定し、最も高い要求を満たした農機メーカーから農機を共同購入。
- ・ 基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開



肥料コストの低減

- ・ 土壌診断に基づく施肥量の適正化（肥料の自家配合等）、精密可変施肥
- ・ 化学肥料から鶏糞等への転換
- ・ 共同購入、大口購入による価格交渉
- ・ フレキシブルコンテナの利用（機械化による省力化等）



合理的な農薬使用

- ・ 発生予察による効果的かつ効率的防除
- ・ 輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除（IPM）
⇒ 化学農薬使用量抑制

未利用資源の活用

- ・ 鶏糞焼却灰等の利用



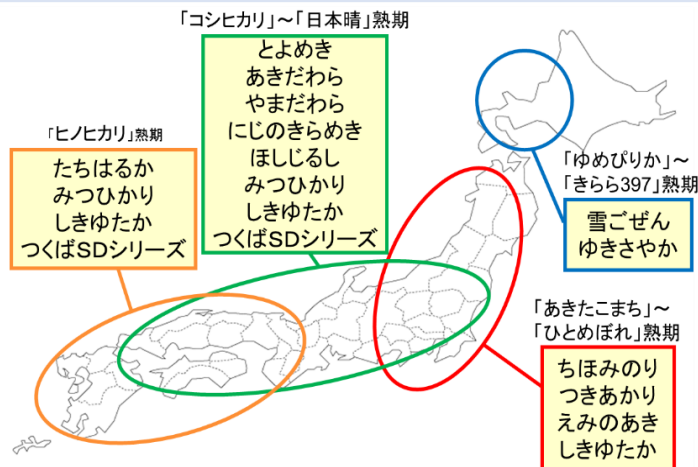
○ 生産コスト削減に活用可能な技術をまとめた「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」を作成し、公開しています。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/info/inasaku_catalog.html（「稲作技術カタログ」で検索！）

水稻の多収品種

- 輸出用米、中食・外食用の需要が増加する中で、需要に応じた生産を推進するためには、高単収な多収品種を導入し、農家所得を確保することが重要。

良食味の多収品種の栽培適地



民間企業が開発した多収品種の例

「みつひかり」

三井化学アグロ(株)

- ・一般品種との作期分散に有効な良食味品種。関東以西に対応。
- ・収穫が遅れても品質劣化が少なく、「刈り遅れ」の心配が少ない。

検査数量: 2,836トン(令和3年産)、主な産地: 岐阜、三重、新潟

「しきゆたか(ハイブリッドとうごうシリーズ(3号、4号))」

豊田通商(株)

- ・多収性に優れる耐倒伏性の良食味品種。
- ・うるち、半モチの2種類があり、4系統で北海道を除く各地に対応。

検査数量: 3,254トン(令和3年産)、主な産地: 秋田、茨城、滋賀

農研機構開発品種の利用許諾や種苗入手先に関する問合せ

(国研)農研機構 知的財産部 知的財産課 種苗チーム

Tel 029-838-7390・7246 / Fax 029-838-8905

<http://www.naro.affrc.go.jp/collab/breed/list/index.html>

農研機構が開発した多収品種の例

北海道向け「雪ごぜん」

- ・やや高アミロース・低タンパクの業務用多収米品種。
- ・耐冷性に優れ、冷害年でも収量が安定する。

検査数量: 1,097トン(令和3年産)、主な産地: 北海道

東北中南部以南向け「つきあかり」

- ・早生で多収の極良食味品種。
- ・ご飯はツヤがあり、うま味に優れ、4時間保温しても美味しさが持続。

検査数量: 24,740トン(令和3年産)、主な産地: 新潟、宮城、石川

関東・北陸以南向け「あきたわら」

- ・「コシヒカリ」より多収で、「コシヒカリ」に近い良食味品種。
- ・生育が「コシヒカリ」より遅く、作期分散が可能。

検査数量: 10,488トン(令和3年産)、主な産地: 新潟、富山、兵庫

関東・北陸以南向け「にじのきらめき」

- ・大粒で業務用に適する多収の極良食味品種。
- ・高温耐性に優れ、縞葉枯病に抵抗性。

検査数量: 9,126トン(令和3年産)、主な産地: 茨城、新潟、岐阜

西日本・九州向け「たちはるか」

- ・耐倒伏性・耐病性を備えた低コスト直播栽培向き多収品種。
- ・いもち病、縞葉枯病にも強い。

検査数量: 913トン(令和3年産)、主な産地: 熊本、大分、兵庫

出典: 令和3年産米の農産物検査結果(確定値)(農林水産省HP)

①スマート農業産地モデル実証

【令和5年度予算額 300（350）百万円】

<対策のポイント>

人口減少社会の進展に対応し、地域が一体となって、持続性の高い生産基盤の構築を図るため、サービス事業体等を活用して**産地単位で作業集約化等**を図る**スマート農業産地のモデル実証等**を行います。

<政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践〔令和7年まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

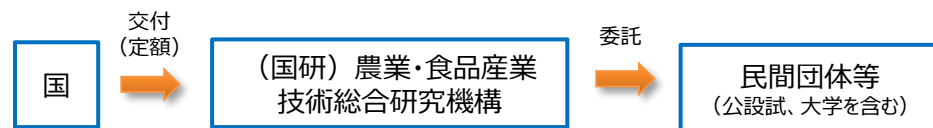
1. スマート農業産地のモデル実証

産地における複数経営体が、サービス事業体等を活用して作業集約化等を図り、スマート農業技術の導入による**各種作業の効率化やコスト低減等の効果を最大限に発揮**する持続可能なスマート農業産地をモデル的に実証を行います。

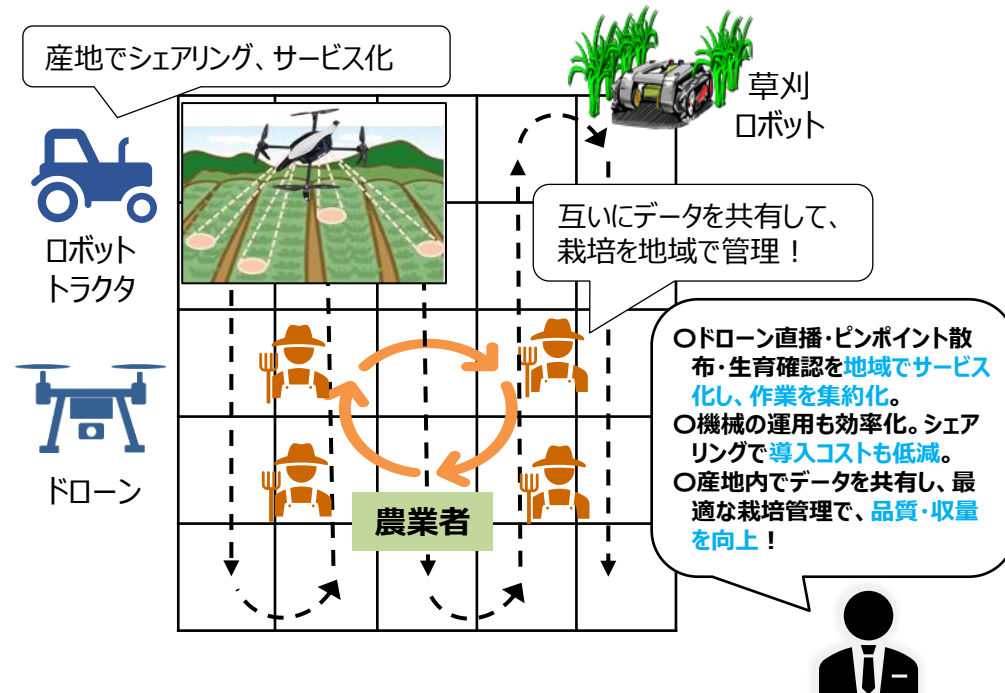
2. 社会実装の推進のための分析・検証・情報発信

実証で得られたデータを農研機構が技術面・経営面から分析の上、**農業者の技術導入時の経営判断に資する情報提供や、農業者からの相談対応**を実施します。

<事業の流れ>



○スマート農業産地における作業集約化等のイメージ



(参考) スマート農業実証プロジェクト

◎2019年度から**全国217地区**で展開。

全国	水田作	48 (30、12、1、1、3、1)
	畑作	28 (6、7、1、4、7、3)
	露地野菜	45 (10、12、9、9、2、3)
	施設園芸	30 (8、6、3、7、4、2)
	花き	5 (1、2、1、2、1、1)
	果樹	34 (9、9、5、8、3、1)
	茶	6 (2、2、1、1、1、1)
	畜産	21 (3、5、5、2、3、3)
	合計	217 (69、55、24、34、23、12)

令和元年度採択	69地区
令和2年度採択	55地区
令和2年度採択 (緊急経済対策)	24地区
令和3年度採択	34地区
令和4年度採択	23地区
令和5年度採択	12地区

北海道

水田作	4 (2、1、1、1、1、1)
畑作	7 (2、1、1、1、1、1)
露地野菜	3 (1、2、1、1、1、1)
果樹	1 (1、1、1、1、1、1)
畜産	8 (1、1、2、2、1、1)
合計	23 (5、5、3、4、4、2)

東北

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
水田作	8 (5、2、1、1、1、1)
畑作	2 (1、1、1、1、1、1)
露地野菜	6 (3、1、1、1、1、1)
施設園芸	3 (1、1、1、1、1、1)
花き	2 (1、1、1、1、1、1)
果樹	4 (1、1、1、1、1、1)
合計	25 (10、5、3、4、2、1)

九州・沖縄

福岡、佐賀、長崎、熊本、
大分、宮崎、鹿児島、沖縄

水田作	6 (2、3、1、1、1、1)
畑作	8 (3、2、1、1、1、1)
露地野菜	7 (3、2、1、1、1、1)
施設園芸	13 (5、3、1、1、3、1)
果樹	3 (1、1、1、1、1、1)
茶	3 (1、1、1、1、1、1)
畜産	6 (1、2、1、1、1、1)
合計	46 (16、14、4、2、8、2)

北陸

新潟、富山、石川、福井

水田作	10 (8、1、1、1、1、1)
畑作	5 (1、2、1、1、1、1)
露地野菜	4 (1、3、1、1、1、1)
施設園芸	2 (1、1、1、1、1、1)
花き	1 (1、1、1、1、1、1)
果樹	1 (1、1、1、1、1、1)
畜産	2 (1、1、1、1、1、1)
合計	25 (8、8、1、4、3、1)

近畿

滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

水田作	4 (3、1、1、1、1、1)
露地野菜	3 (1、1、1、1、1、1)
果樹	7 (2、2、2、1、1、1)
茶	1 (1、1、1、1、1、1)
合計	15 (5、4、3、3、1、1)

中国・四国

鳥取、島根、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛、高知

水田作	6 (5、1、1、1、1、1)
畑作	2 (1、1、1、1、1、1)
露地野菜	7 (2、3、1、1、1、1)
施設園芸	1 (1、1、1、1、1、1)
果樹	8 (2、2、1、1、2、1)
畜産	3 (1、1、1、1、1、1)
合計	27 (10、6、4、2、3、2)

東海

岐阜、愛知、三重

水田作	5 (1、2、1、1、1、1)
畑作	2 (1、1、1、1、1、1)
露地野菜	1 (1、1、1、1、1、1)
施設園芸	5 (1、1、1、1、1、2)
花き	1 (1、1、1、1、1、1)
果樹	3 (1、1、1、1、1、1)
合計	17 (3、4、1、4、2、3)

関東甲信・静岡

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、
東京、神奈川、山梨、長野、静岡

水田作	5 (4、1、1、1、1、1)
畑作	2 (1、1、1、1、1、1)
露地野菜	14 (2、2、4、5、1、1)
施設園芸	6 (2、2、1、2、1、1)
果樹	7 (2、2、1、2、1、1)
花き	1 (1、1、1、1、1、1)
茶	2 (1、1、1、1、1、1)
畜産	2 (1、1、1、1、1、1)
合計	39 (12、9、5、11、1、1)

※各ブロックの品目毎の()内の数字は、左から令和元年度、令和2年度、令和2年度(緊急経済対策)、令和3年度、令和4年度、令和5年度の採択地区数である。(2023年4月現在)

農産物検査の見直しについて（概要）

- 農産物検査が農産物流通の現状や消費者ニーズに即したものとなるよう、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」で議論を重ね、令和3年5月に「とりまとめ」を公表。
- 「とりまとめ」を踏まえ、同年7月にサンプリング方法の見直しを措置したことをはじめ、その他の見直し項目についても実務的・技術的な作業を順次進め、令和4年2月に機械鑑定を前提とした農産物検査規格等を策定した。現在、生産者及び登録検査機関等への周知を鋭意推進している。

検討会の結論と対応状況

1 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定（令和4年産米から適用）

措置済

現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定することを決定。

今後は、実務家による機械鑑定に係る技術検討チームを速やかに設置し、技術的事項を整理した上で、機械鑑定用の検査規格を設定・公表（令和4年産米の検査から適用）。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

2 サンプリング方法の見直し（令和3年産米から適用）

措置済

検査コスト低減に向け、サンプリング方法の簡素化を決定。

今後は、標準抽出方法を見直し、令和3年産米の検査から適用。

→ 令和3年7月に標準抽出方法（告示）を改正

3 スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定（令和5年産米から適用）

コメのスマートフードチェーンの構築と、これを活用したJAS規格を民間主導により策定することを決定。

今後は、生産者・実需者・企業等が参加するコンソーシアムを設置し、海外調査、JAS規格原案の策定等を経て、令和5年産米からの実現を目指す。

→ 令和3年6月に「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」を設立して検討中

4 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止（令和3年産米から適用）

措置済

現在の農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明とすることを決定。

今後は、令和3年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続きを進める。

→ 令和3年7月に農産物検査法施行規則（省令）を改正して「皆掛重量」の証明を廃止

5 銘柄の検査方法等の見直し (令和4年産米から適用)

措置済

銘柄の検査について、現在の目視による鑑定から書類による審査に見直す。

また、現在、都道府県毎に検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるよう見直す。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

6 荷造り・包装規格の見直しについて (令和4年産米から適用)

措置済

荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない新素材の包装容器が活用できるよう、新規格を制定する。

また、新規格は、原則として引裂強さ、引張強さ、伸び、落下試験、防滑性試験について規格項目とし、その具体的な内容・数値を検証した上で、令和3年中に農産物検査規格を改正する。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

その他措置済の事項

7 AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発【令和3年度予算措置済】

措置済

令和3年度予算で「AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発」を措置。

「穀粒判別器から取得される米の画像・検査データの農業データ連携基盤（WAGRI）等への蓄積」「ビッグデータと連動する次世代穀粒判別器の開発」「AI画像診断によるデータに基づく取引を提案するプログラムの実装」などの研究を推進（令和7年度まで）。

→ 令和3年度より研究開発を開始

8 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し【令和2年度措置済】

措置済

ゲタ・ナラシ対策等の補助金について、農産物検査に代わる手法により、補助金の助成対象数量を確認したものも支援対象となるよう制度を改正。

また、食品表示制度についても、農産物検査を受けなくても、根拠資料の保管を要件とすることにより、産地・品種・産年の表示を可能するよう制度を改正（消費者庁において措置）。

→ 補助金の交付要綱、食品表示基準を改正して令和3年度より適用

スマート・オコメ・チェーンコンソーシアムについて

- 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の結論を踏まえ、令和3年6月に「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」を設立。現在、生産者、流通事業者、実需者、企業、消費者団体等、162会員が参加（令和5年5月10日現在）。
- コンソーシアムでは、「標準化ワーキンググループ」、「品質伝達ワーキンググループ」等のワーキンググループを設置。令和5年産米からの活用を目標として、各種情報の標準化やJAS規格についての検討を推進。

趣旨

生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者や米関連事業者の所得向上を可能とする基盤をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を進める。

活動内容

- ・ スマート・オコメ・チェーンの構築に向け、海外事例調査、ワークショップの開催、現場検証を通じたスマート・オコメ・チェーンの検討
- ・ スマート・オコメ・チェーンで伝達される情報項目や表示方法等についての仕様の整理
- ・ 消費拡大・付加価値向上に資する消費者向け情報提供の内容、手法の検討（食味マップによる米の品質表現等）等を検討。

活動経緯・予定

令和3年度 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ（5月）
（結論③：「スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定」）
「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」設立（6月）
スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム設立大会（8月）
標準化WG、輸出WG、講演会（精米事業者、食味の有識者、生産、流通、輸出）※その他、各種調査、会員インタビュー等を実施

令和4年度 品質伝達WG、実証プロジェクトを実施

令和5年度 令和5年産米から活用（目標）

体制

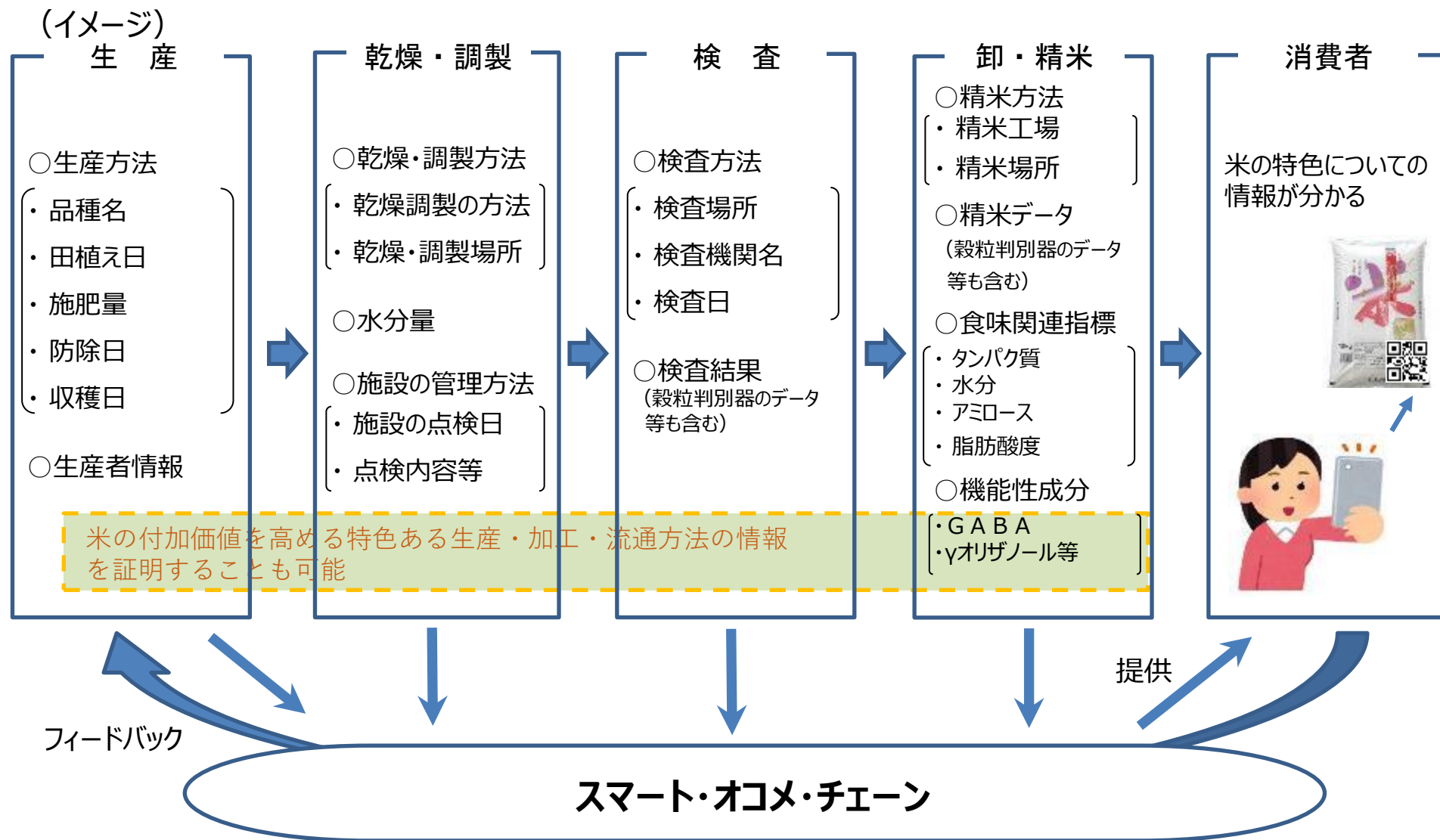
（会 長） 中嶋 康博 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
（副会長） 飯塚 悦功 東京大学名誉教授、公益財団法人日本適合性認定協会 理事長
亀岡 孝治 三重大学名誉教授、一般社団法人ALFAE 代表理事
木村 良 全国米穀販売事業共済協同組合 理事長
金森 正幸 全国農業協同組合連合会 米穀部長

（幹 事） 岩井 健次 株式会社イワイ 代表取締役
梅本 典夫 全国主食集荷協同組合連合会 会長
大坪 研一 新潟薬科大学 応用生命科学部応用生命科学科 特任教授
金子 真人 株式会社金子商店 代表取締役社長
説田 智三 日本生活協同組合連合会 農畜産部米穀グループ グループマネージャー
千田 法久 千田みずほ株式会社 代表取締役社長
夏目 智子 特定非営利活動法人ふぁみりあネット 理事長
藤代 尚武 日本規格協会ソリューションズ株式会社 執行役員
佛田 利弘 株式会社ぶった農産 代表取締役
古谷 正三郎 全国稲作経営者会議 会長
細田 浩之 一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会専務理事
山本 貴暁 わらべや日洋食品株式会社 購買部次長（敬称略）

（会 員） 162企業・団体等（令和5年5月10日現在）
（事務局） 農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室
（共同事務局：公益財団法人流通経済研究所農業・環境・地域部門）

スマート・オコメ・チェーンによる生産から消費に至るまでの情報の連携と活用

- 生産・加工・流通方法の情報がサプライチェーンを通じて共有され、消費者に商品の特色を伝達。
- 国産品の国内外への供給拡大や付加価値を高めることにより農業者の所得向上につながるものとして期待。



スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム会員一覧

会社名・団体名・農園名	会社名・団体名・農園名	会社名・団体名・農園名	会社名・団体名・農園名
株式会社インフィニバリュー	村田米穀株式会社	全国地域婦人団体連絡協議会	一般財団法人日本規格協会
株式会社農林中金総合研究所	株式会社とうべい	全国農業協同組合連合会	標準化コンサルティングユニット 農林規格開発チーム
ベジタリア株式会社 事業開発部	千田みずほ株式会社	株式会社スマートアグリ・リレーションズ	与謝野町スマートグリーンビレッジ確立協議会
一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	香川県	有限会社小池精米店	株式会社システムエース
SBIトレーサビリティ株式会社	株式会社金のいぶき	伊万里市農業協同組合 営農畜産部 営農振興課	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
株式会社千野米穀店	住友商事東北株式会社 エネルギー・生活関連グループ エネ化・生活チーム	公益社団法人日本農業法人協会	株式会社 辻料理教育研究所
中橋商事株式会社	株式会社ヤマザキライス	有限会社河判	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
希望食品株式会社	株式会社ミツハシ	株式会社イワイ	石川県
株式会社ヤマタネ 食品本部	栃木県庁	木徳神糧株式会社	日本こめ油工業協同組合
有限会社シャリー	スマートアグリコンサルタンツ合同会社	いちかわライスビジネス株式会社	有限会社根本商店
株式会社兼松	いわて平泉農業協同組合 営農部 米穀課	全国稲作経営者会議	J A 全農インターナショナル株式会社
特定非営利活動法人エイサク	株式会社ケット 科学研究所	駒木米穀店	有限会社釜利谷米穀店
アクセンチュア株式会社	株式会社スマート	株式会社ジェイエエてんどうフーズ	株式会社ブレナス 米づくり事業推進室
株式会社パウダーバンクジャパン	日揮グローバル株式会社	穀物乾燥貯蔵施設協会	株式会社マ克蘭サ
一般社団法人社会デザイン協会	静岡製機株式会社	株式会社ぶった農産	メルヘングループ合同会社
フォス・ジャパン株式会社	日本災害医療支援機構	公益社団法人日本べんとう振興協会	株式会社ゼンショーホールディングス
株式会社吉成	J A 茨城県中央会県域営農支援センター	株式会社スペースシフト	株式会社クボタ
津田物産株式会社(津田物産グループ企業)	株式会社むらせ	佐川急便株式会社	のむら産業株式会社
株式会社サタケ	株式会社コメフル	わらべや日洋食品株式会社	有限会社横田農場
株式会社笑農和	ウォーターセル株式会社	株式会社金子商店	株式会社つちや農園
日本運通株式会社 公用営業部	バナソニック株式会社	株式会社金子商店	三重大学 大学院生物資源学研究所 食品生物情報工学研究室
ソフトバンク株式会社 データソリューション部 e-kakashi課	一般財団法人魚沼農耕舎	全農パールライス株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
株式会社オプティム 農業事業部	マルナカ松屋商事株式会社	ホクレン農業協同組合連合会 米穀事業本部 米穀部	井関農機株式会社
ヒラノ技興株式会社	東洋ライス株式会社	新潟県 農林水産部 食品・流通課	一般社団法人日本精米工業会
株式会社LOZI	全国米穀販売事業共済協同組合	正林国際特許商標事務所	大和産業株式会社
日本生活協同組合連合会	福岡農産株式会社	日本知財標準事務所	伊丹産業株式会社
新潟薬科大学 応用生命科学部	北海道大学 農学研究院 食品加工工学研究室	片倉コープアグリ株式会社	食ライフデザイン株式会社
株式会社農業サポートセンター	有限会社米村商店	はくのや米穀店株式会社	佐渡農業協同組合 営農振興部販売企画課
一般社団法人ALFAE	一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会	ホクレン農業協同組合連合会 米穀事業本部 パールライス部	株式会社KAWACHORICE
株式会社前川総合研究所	株式会社ヨコショク	幸南食糧株式会社	株式会社アイティ・イニシアティブ
JAT株式会社	一般財団法人日本米穀商連合会	AgGateway Asia	株式会社新倉
神戸大学	讃光工業株式会社	東部稲作研究会	株式会社新倉
株式会社百笑市場 事業統括部	アイアグリ株式会社	東部稲作研究会	株式会社新倉
株式会社インテグリティ	ヤンマーグリーンシステム株式会社	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
株式会社たがみ	イアグリ株式会社	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
農事組合法人おおが	ヤンマーグリーンシステム株式会社	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
株式会社ヒョウベイ	公益社団法人日本炊飯協会	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
農事組合法人丹波たぶち農場	藤田農園	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
有限会社高本農場	新篠津村農業協同組合	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
株式会社米福	愛知県稲作経営者会議	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
	株式会社農業生産法人田仲農場	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
	有限会社戸塚正商店	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
	株式会社事業性評価研究所	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
	株式会社シブヤ	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
	株式会社八代目儀兵衛	アイアグリ株式会社	株式会社新倉
	(令和5年5月10日現在：計162企業・団体等)(敬称略・申請順)	アイアグリ株式会社	株式会社新倉

米(玄米・精米)の物流合理化について

全国的にトラックドライバー不足が深刻化する中、重量物である米は、特に敬遠される傾向。産地から最終消費地まで主食である米を確実に届けていくため、玄米・精米物流が直面する課題の解決が必要。(2019年3月から政策統括官(現在の農産局)主催による「物流合理化勉強会」を開催し、米、麦、砂糖等の物流問題について議論。)

玄米物流の課題

- ・重量物である米の紙袋での流通は手荷役が多く発生し、トラックドライバーから特に敬遠される傾向。
- ・フレコンバッグは紙袋に比べて圧倒的に手荷役が少なく、積み降ろし時間が1/2から1/3に短縮されるが、フレコンバッグの普及率は4割に留まる。

→フレコン化の推進に向けた環境整備として、フレコンの規格化ができないか。

精米物流の課題

- ・各米卸事業者が数多くの種類の商品を、個別に各店舗や各配送センターに向けて納品するため、多頻度・少量配送が常態化し、トラックドライバーの確保が困難。
- ・発注から納品までのリードタイム(発注後〇日)や精米年月日から納品までのリードタイム(精米後〇日)が短い。

→共同配送の取組や納品までのリードタイムの緩和により、できるだけ商品をまとめて配送することができないか。

これまでの取組

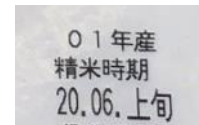
- 農産物検査規格として「推奨フレコンバッグ」の規格を設定(R2.6.30告示改正、R3.6.1施行)



- 「推奨フレコンバッグ」の普及に向けた現地実証を展開
(玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援(令和2~4年度))

- 「精米年月旬(上／中／下旬)」表示の導入
食品表示基準改正(R2.3.27)により、これまでの「精米年月日」表示に加えて「精米年月旬」表示の利用が可能となった。

旬表示商品の例



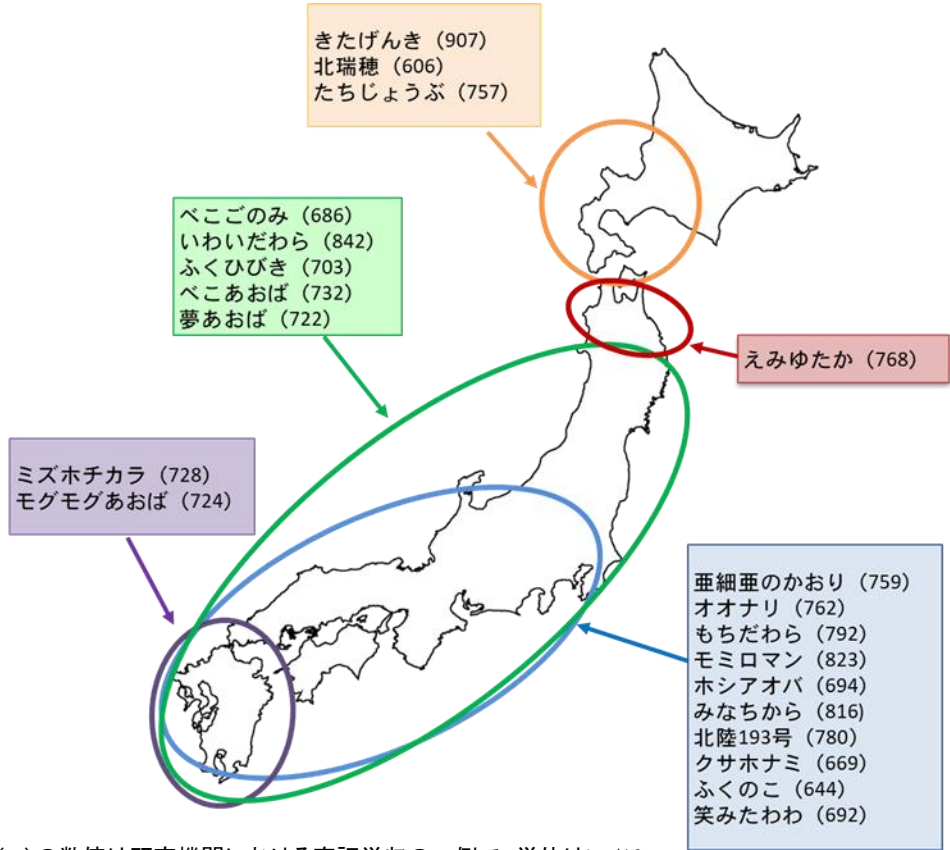
- 配送リードタイムの延長等に関する要請文の発出
米卸団体(全農、全米販)が、小売・量販店、中食・外食、生協の団体に対して、配送リードタイムの緩和、年月旬表示の導入、納品条件の明確化等に関する依頼文を発出(R2.3)し、協議を開始。
- 輸送効率の改善に向けた共同配送実証を実施
(精米安定供給のための物流実態把握及び改善に関する実証事業(令和4年度))

④ 新規需要米の取組状況

多収品種について

- 多収品種については、現在、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の2区分が設けられている。
- ① 国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された21品種（多収品種）
 - ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（特認品種）

多収品種



主な特認品種の例(令和5年産)

県名	品種名
北海道	そらゆたか(710)
青森県	ゆたかまる(811)
岩手県	つぶゆたか(672)、つぶみのり(687)、たわわっこ(739)
秋田県	秋田63号(725)、たわわっこ(717)
福島県	たちすがた(599)、アキヒカリ(816)
長野県	ふくおこし(870)
新潟県	新潟次郎(669)、アキヒカリ(709)、亀の蔵(645)、ゆきみのり(681)、いただき(689)、ゆきみらい(653)
富山県	やまだわら(718)
兵庫県	兵庫牛若丸(615)、あきだわら(563)
島根県	みほひかり(546)
福岡県	タチアオバ(660)、ツクシホマレ(578)、夢一献(575)
宮崎県	タチアオバ(660)、み系358号(702)、宮崎52号(620)

[注]()の数値は研究機関における実証単収の一例で、単位はkg/10a

飼料用米の取組状況

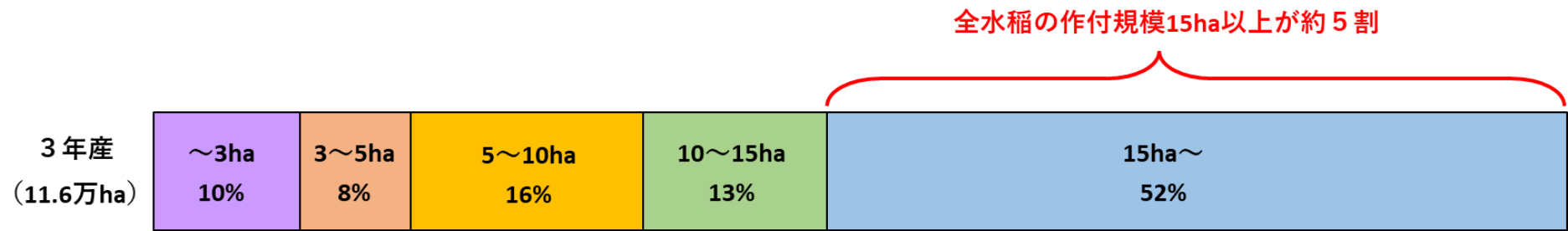
- 飼料用米作付面積はR3年度からR4年度にかけて2.6万ha拡大し、過去最高の14.2万haとなった。近年、多収品種の導入や区分管理での取組による本作化が進展してきたが、R4年度は、多収品種の取組の拡大は、2.6万haの拡大のうち0.6万haに止まり、一般品種の増加が顕著であった。
- また、飼料用米の生産の約5割が経営規模（全水稻の作付面積）が15ha以上の大規模農家により担われている。

【飼料用米の作付・生産状況】

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
飼料用米作付面積（万ha）	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3	7.1	11.6	14.2
うち、多収品種の作付面積（万ha）	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3	4.0	4.6	5.2
割 合	37%	43%	50%	56%	60%	56%	39%	37%
うち、区分管理の取組面積（万ha）	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5	6.3	9.1	11.3
割 合	75%	80%	83%	88%	89%	89%	78%	80%
飼料用米生産量（万トン）	44	51	50	43	39	38	66	80

注：「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。
「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

【飼料用米作付における、農業者の規模別（全水稻の作付面積）の飼料用米の分布状況】



令和4年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

単位:ha

	作付 面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括 管理	割合	区分 管理	割合	一般 品種	割合	多収 品種	割合
北海道	7,094	946	13%	6,148	87%	2,595	37%	4,499	63%
青森	9,085	196	2%	8,889	98%	3,595	40%	5,490	60%
岩手	5,830	443	8%	5,388	92%	1,343	23%	4,487	77%
宮城	10,416	1,194	11%	9,221	89%	9,400	90%	1,016	10%
秋田	5,279	2,056	39%	3,223	61%	3,737	71%	1,543	29%
山形	5,236	1,092	21%	4,144	79%	1,622	31%	3,614	69%
福島	12,631	4,495	36%	8,136	64%	10,240	81%	2,391	19%
茨城	14,375	1,901	13%	12,474	87%	10,920	76%	3,455	24%
栃木	15,716	116	1%	15,599	99%	15,359	98%	356	2%
群馬	1,575	461	29%	1,114	71%	1,493	95%	82	5%
埼玉	3,771	1,858	49%	1,913	51%	3,239	86%	532	14%
千葉	10,706	4,554	43%	6,152	57%	6,319	59%	4,388	41%
東京	0								
神奈川	11	11	96%	0	4%	11	96%	0	4%
新潟	4,578	1,947	43%	2,630	57%	2,682	59%	1,896	41%
富山	2,149	210	10%	1,938	90%	1,239	58%	910	42%
石川	1,767	743	42%	1,024	58%	1,454	82%	313	18%
福井	2,078	300	14%	1,778	86%	965	46%	1,114	54%
山梨	21	4	20%	17	80%	13	62%	8	38%
長野	512	284	55%	229	45%	315	61%	197	39%
岐阜	3,712	1,899	51%	1,813	49%	2,717	73%	995	27%
静岡	1,191	5	0%	1,186	100%	432	36%	759	64%
愛知	2,450	1,724	70%	727	30%	2,210	90%	240	10%
三重	2,497	220	9%	2,277	91%	1,370	55%	1,127	45%

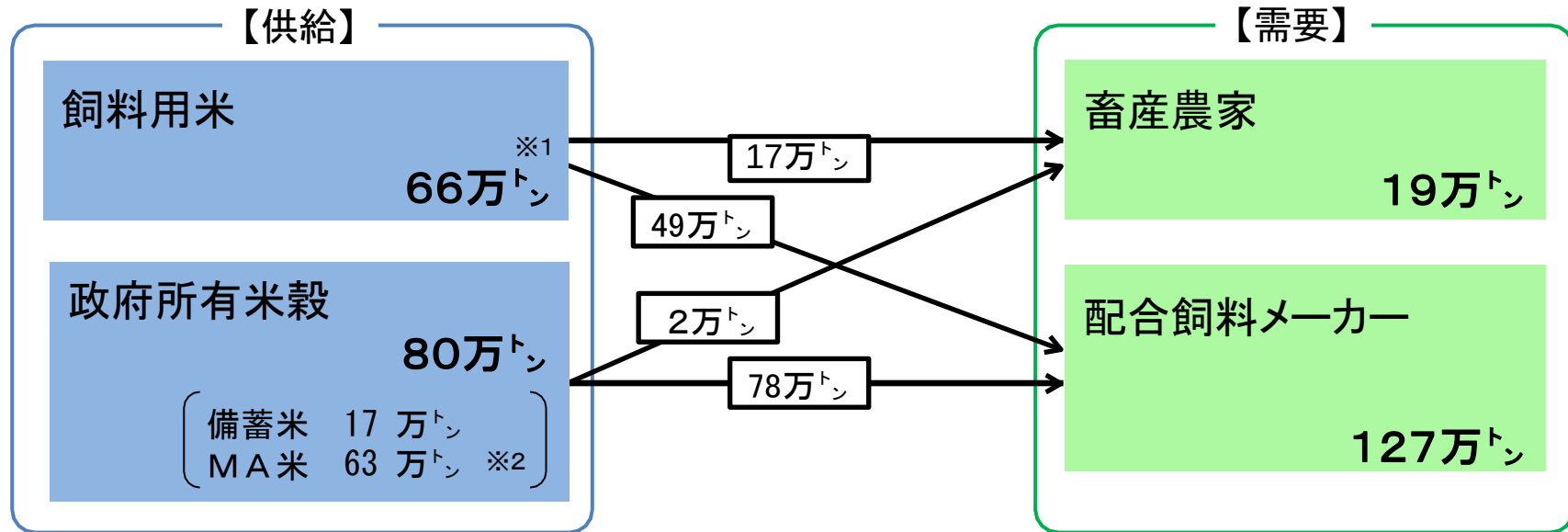
	作付 面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括 管理	割合	区分 管理	割合	一般 品種	割合	多収 品種	割合
滋賀	2,090	366	18%	1,724	82%	1,406	67%	684	33%
京都	140	0	0%	140	100%	53	38%	87	62%
大阪	6	6	100%	0	0%	6	100%	0	0%
兵庫	761	8	1%	753	99%	268	35%	492	65%
奈良	64	15	24%	48	76%	52	81%	12	19%
和歌山	3	1	37%	2	63%	1	37%	2	63%
鳥取	837	0	0%	837	100%	19	2%	818	98%
島根	866	5	1%	862	99%	73	8%	793	92%
岡山	2,002	950	47%	1,052	53%	1,392	70%	609	30%
広島	518	20	4%	498	96%	189	36%	330	64%
山口	1,109	0	0%	1,109	100%	322	29%	787	71%
徳島	1,017	614	60%	402	40%	682	67%	335	33%
香川	162	34	21%	128	79%	74	46%	88	54%
愛媛	299	69	23%	230	77%	100	33%	199	67%
高知	1,079	151	14%	928	86%	726	67%	353	33%
福岡	2,482	0	0%	2,482	100%	2	0%	2,480	100%
佐賀	821	0	0%	821	100%	129	16%	693	84%
長崎	121	8	7%	113	93%	66	55%	55	45%
熊本	1,672	62	4%	1,610	96%	282	17%	1,391	83%
大分	1,802	1	0%	1,801	100%	245	14%	1,557	86%
宮崎	687	11	2%	677	98%	162	24%	526	76%
鹿児島	835	136	16%	699	84%	477	57%	358	43%
沖縄	1	1	100%	0	0%	1	100%	0	0%
合計	142,055	29,118	20%	112,936	80%	89,996	63%	52,059	37%

注 1：東京都及び沖縄県では飼料用米の作付けはない。
注 2：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。
注 3：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種でないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種」である。

飼料用米の供給状況

- 現状、飼料用に146万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。

米の飼料用としての供給量(令和3年度)



※1 令和3年産の生産量

※2 数量は実トンベース

出典：農林水産省穀物課調べ

【今後の課題】

- 配合飼料の主原料であるとうもろこしと同等、またはそれ以下の価格での供給が必要。
- 飼料工場毎の施設規模や配合設計・計画に見合う安定的な供給が必要。(短期・大量の受け入れは不可)
- その他、飼料用米の集荷・流通・保管施設や直接供給体制の構築等の集荷・調製等に伴うコスト削減等の体制整備が必要。

配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制

- 飼料用米の産地は全国に存在するが、配合飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中。
- 飼料用米については、生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制が確立されていることから、稲作農家自らが需要先の確保や配合飼料工場への供給に携わらずとも、飼料用米の生産に取り組むことが可能。

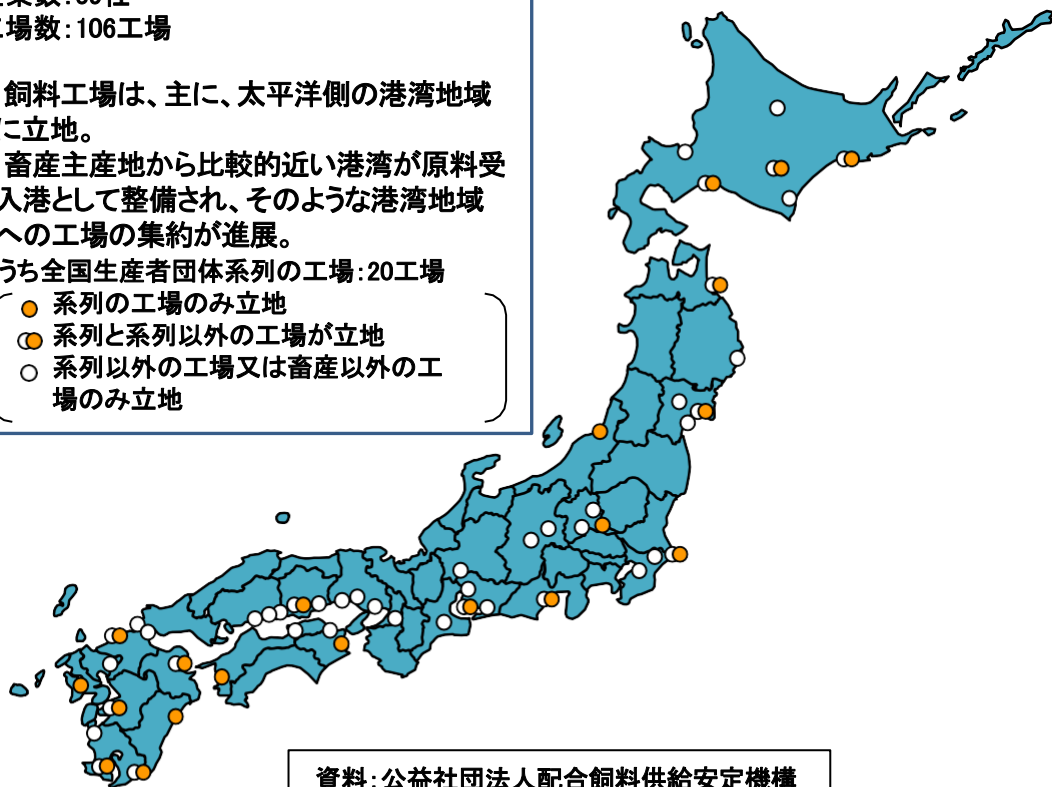
配合飼料工場の立地状況※1

企業数: 59社
工場数: 106工場

- ・ 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地。
- ・ 畜産主産地から比較的近い港湾が原料受入港として整備され、そのような港湾地域への工場の集約が進展。

うち全国生産者団体系列の工場: 20工場

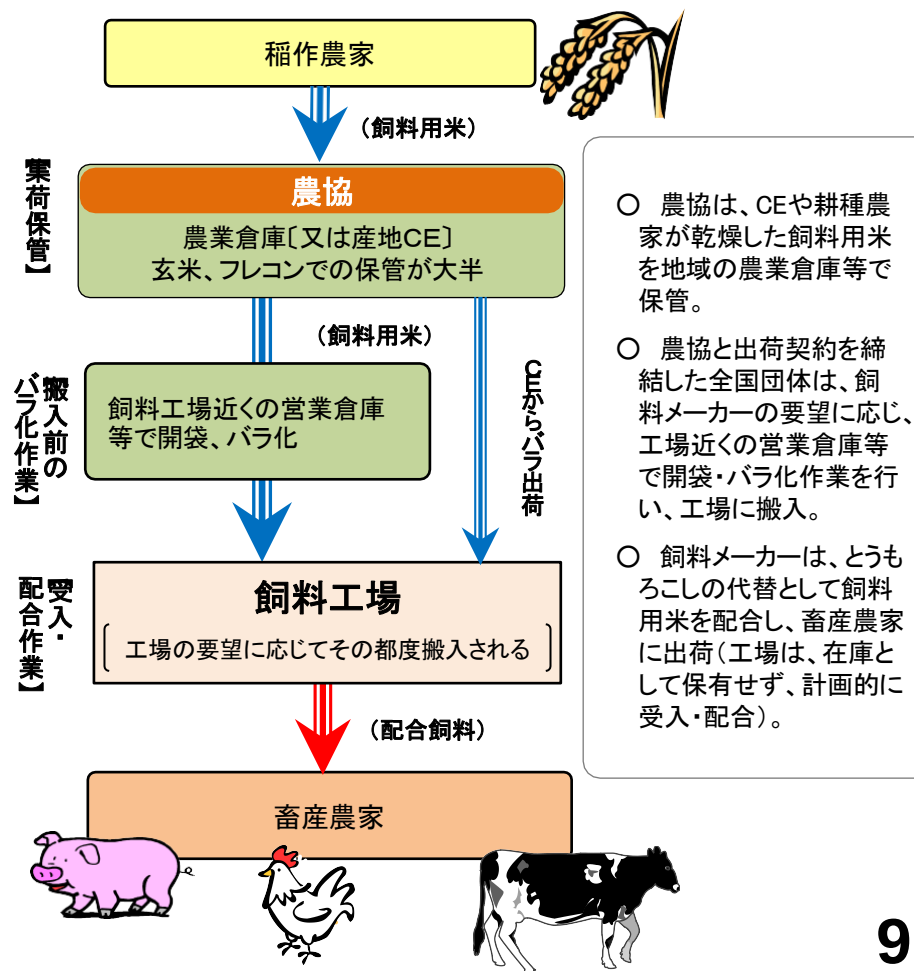
- 系列の工場のみ立地
- 系列と系列以外の工場が立地
- 系列以外の工場又は畜産以外の工場のみ立地



資料: 公益社団法人配合飼料供給安定機構
「配合飼料産業調査」を基に作成

※1 本調査に協力を得られた承認工場及び承認工場を有する企業を対象としている

全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制

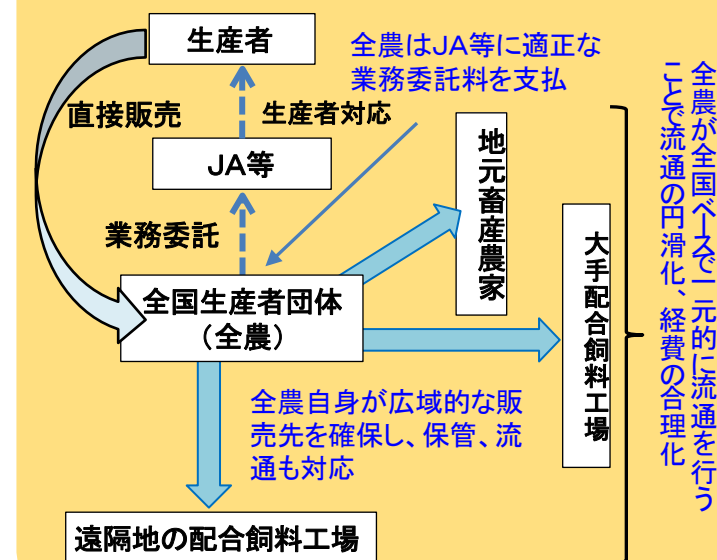


(参考) 飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)

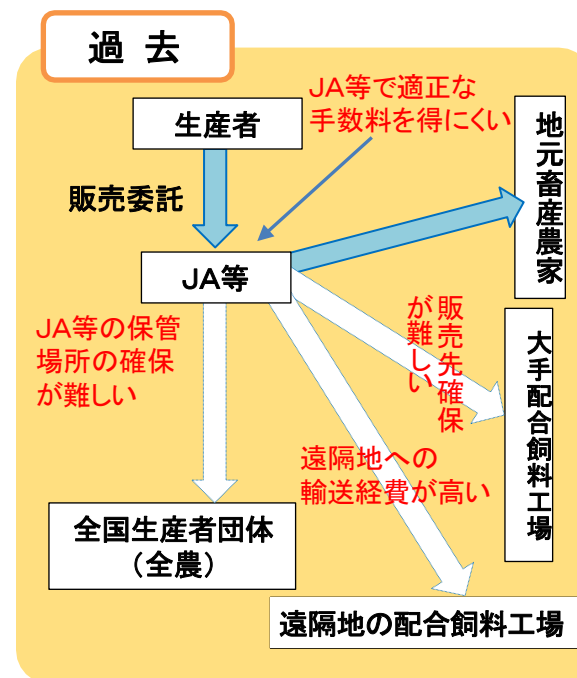
- 全国生産者団体(全農)は、飼料用米を生産者から直接買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。
- 全農に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と合わせて計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。

全農による飼料用米の直接買取りスキーム

現在



過去

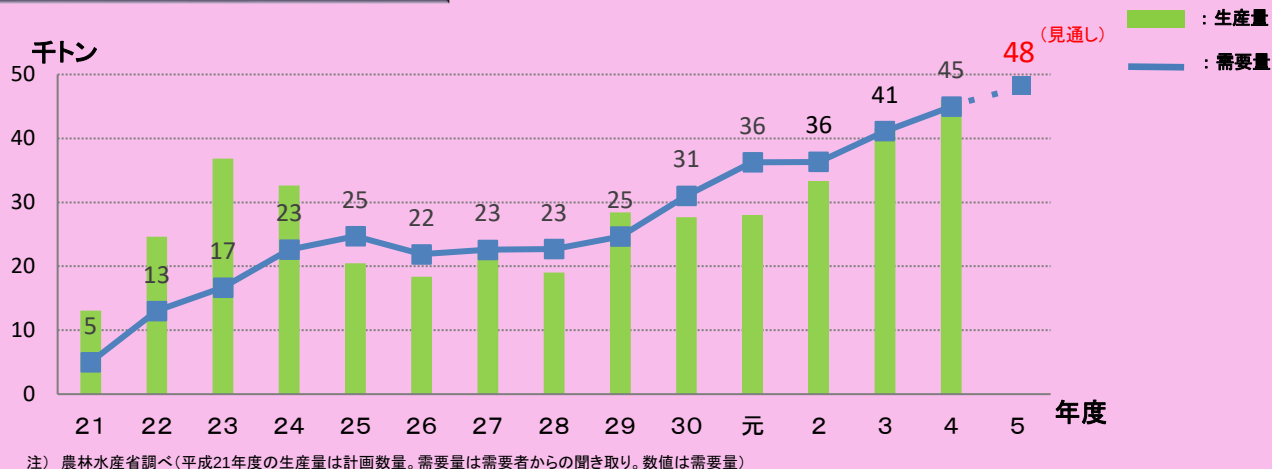


※ 農林水産省では、全国生産者団体(全農)が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」(平成21年11月5日農林水産省令第63号)を一部改正(平成26年11月公布、平成27年2月施行)

米粉用米の状況

- 米粉用米の需要量は、平成29年度までは2万トン程度で推移。米粉の特徴を生かし、グルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要量が拡大。
- さらなる米粉の利用拡大に向け、「米粉の利用拡大支援対策事業(140億円)」を措置したところであり、米粉の特徴を生かした新商品開発や機械設備の導入等を支援。

米粉用米の生産量・需要量の推移



ノングルテン米粉表示

- ◆ グルテンフリー表示は、グルテンが原因となる疾患対策として、欧米で制度化されている表示制度(グルテンの含有基準値20ppm)。
- ◆ 高品質な日本産米粉をアピールするため、グルテン含有量1ppm以下の製品を対象とした表示制度である、「ノングルテン米粉第三者認証制度」の運用を平成30年6月から開始。
- ◆ ノングルテン米粉を使用した加工食品を登録し、ノングルテン米粉使用マークを付与する仕組みを令和元年9月に開始。



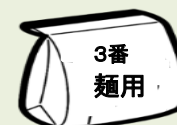
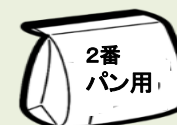
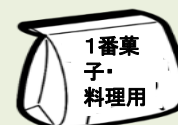
ノングルテン米粉の製造工程管理JAS

- ◆ 米粉の製造工程において、グルテンが混入する可能性のある箇所を特定し、グルテンの混入を防ぐことにより、製品のグルテン含有量が 1ppm以下となるように製造工程を管理。
- ◆ ノングルテン米粉第三者認証制度による製品認証との二本柱により米粉の輸出や需要拡大に寄与。



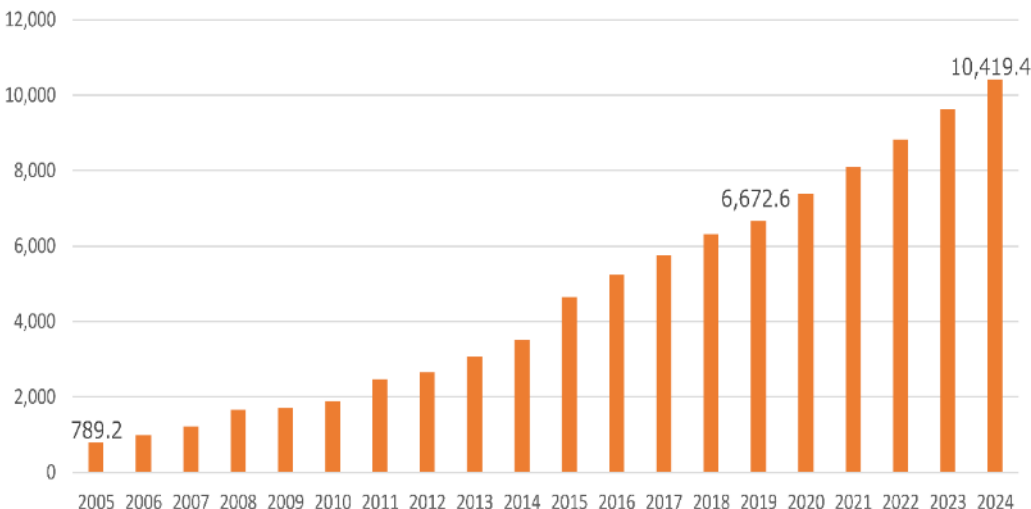
米粉の用途別基準

- ◆ 米粉の用途別の加工適正の統一表記(1番:菓子・料理用、2番:パン用、3番:麺用)を行う「米粉の用途別基準」を平成30年1月から開始。



世界のグルテンフリー市場規模

アメリカや欧州を中心に、
世界のグルテンフリー市場は順調に拡大しており、
2024年には約100億USDに達する見込み



図：世界のグルテンフリー市場

注：2020年以降は予測値
出所：Euromonitor Dataを基にJFOOD0にて作図

米粉によるグルテンフリー市場の 取り込みに向けて

- ◆ グルテンフリー市場は、麦類に含まれるグルテンによるアレルギー、セリアック病、グルテン過敏症、ダイエット等に対するニーズにより形成
- ◆ 米は成分としてグルテンを含んでいないため、近年、米粉やその米粉を利用した商品の製造に取り組むメーカーも増加
- ◆ 平成30年6月から、グルテンフリー表示よりも高い水準をクリアして、グルテン含有「1ppm以下」の米粉を「ノングルテン表示」でアピールする「ノングルテン米粉第三者認証制度」を開始
- ◆ また、令和2年10月には、更なる輸出拡大に向けて「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」を制定

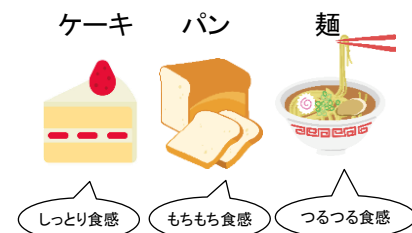
- 世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化する中、国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の活用は重要な課題です。米粉の利用拡大に向け、米粉の特徴を活かした**商品の開発**、需要の拡大に対応するための**製造能力の強化**、**米粉専用品種の生産拡大**に向けた取組を集中的に支援します。

1. 米粉商品開発等支援対策事業

米粉を原料とする商品開発・製造等に必要な食品製造業者等の取組を支援（1/2補助）

- ・ 米粉の特徴を活かした商品の開発
- ・ 米粉・米粉製品の製造等に必要な機械の開発、導入
- ・ 米粉を原料とする商品の広告宣伝（食品流通業者も対象）
- ・ 新商品の上市後3ヵ月間の原材料（米粉）費（※大企業は1/3補助）

【補助上限2億円、下限100万円】



国産米粉の特徴を活かした新商品開発



米粉製造機



製パン施設

2. 米・米粉消費拡大対策事業

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等

3. 米粉製品製造能力強化事業

製粉業者、食品製造業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設等を支援（1/2補助）

- ・ 米粉が主原料でグルテンフリーの場合には設備・機械に加えて建屋も支援対象
- ・ 米粉と小麦粉のブレンド製品の場合は製造設備・機械が支援対象（建屋は対象外）

【補助上限50億円、下限2,500万円】

4. 米粉種子増産事業

米粉の利用拡大が期待されるパン・麺用の米粉専用品種の増産に向け、必要な種子生産のための機械・施設の導入等を支援（1/2補助）

米粉の利用拡大支援対策事業の実施状況[令和4年度補正予算額：140億円]

(1)米粉商品開発等支援対策事業（ソフト事業）

【予算額：20億円 交付決定額：20億円】

米粉を原料とする商品開発・製造等に必要な食品製造業者等の取組を支援（1/2補助）

○主な交付決定者【交付決定数：全83事業者】

企業名	事業内容
ケンミン食品(株) (兵庫県)	国内産米粉を主原料とする高品質なラーメン等の開発、販売
(株)ニッポン (東京都)	家庭用等の米粉の新商品の開発、販売
東北日本ハム(株) (山形県)	米粉のホットドック、食パンの開発・販売
(株)BIOSSA<神明子会社> (東京都)	BtoBの取引に向けた米粉パンの開発、販売
みたけ食品工業(株) (埼玉県)	用途に対応したミックス粉等の新商品の開発、販売
熊本製粉(株) (熊本県)	新品質の米粉配合パン用ミックス粉の開発、販売
(株)熊本玄米研究所 <(株)中九州クボタ子会社> (熊本県)	玄米ペーストを使った玄米パンや玄米麺の開発、販売
(株)タカキベーカリー (広島県)	米粉の特徴を生かした米粉を使ったパンの新商品の開発、販売
(株)ひよ子 (福岡県)	米粉を配合したクッキー、サブレ、スポンジケーキ、まんじゅう4製品の菓子の開発、販売
(株)中村屋 (東京都)	皮に米粉を配合した中華まんの開発、販売

(2)米粉製品製造能力強化事業等（ハード事業）

【予算額：114億円 7月10日現在交付決定額：16億円】

製粉業者、食品製造業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設等を支援（1/2補助）

第1回公募分

(株) タイナイ（新潟県） 補助額：1,028百万円
＜事業概要＞ 拡大が見込まれる角食パンの増産及び業務用冷凍パンの新規製造を行うための機械の導入及び建屋の建設

(株) 波里（栃木県） 補助額：475百万円
＜事業概要＞ 米粉製造量増産に対応した米粉処理加工機械の導入及び建屋の建設

日本ハイドロパウテック（株）（新潟県） 補助額：39百万円
＜事業概要＞ 米粉を活用したアレルゲンフリーチョコレート及びパウダーを製造するための機械の導入

第2回公募分

中島製粉（株）（福岡県） 補助額：33百万円
＜事業概要＞ 米粉の需要増に対応するために必要な米粉製粉設備を導入

- 第3回公募（5/15～6/12）【現在審査中】
- 第4回公募（6/26～7/24）【現在公募中】

(3)米・米粉消費拡大対策事業（ソフト事業）

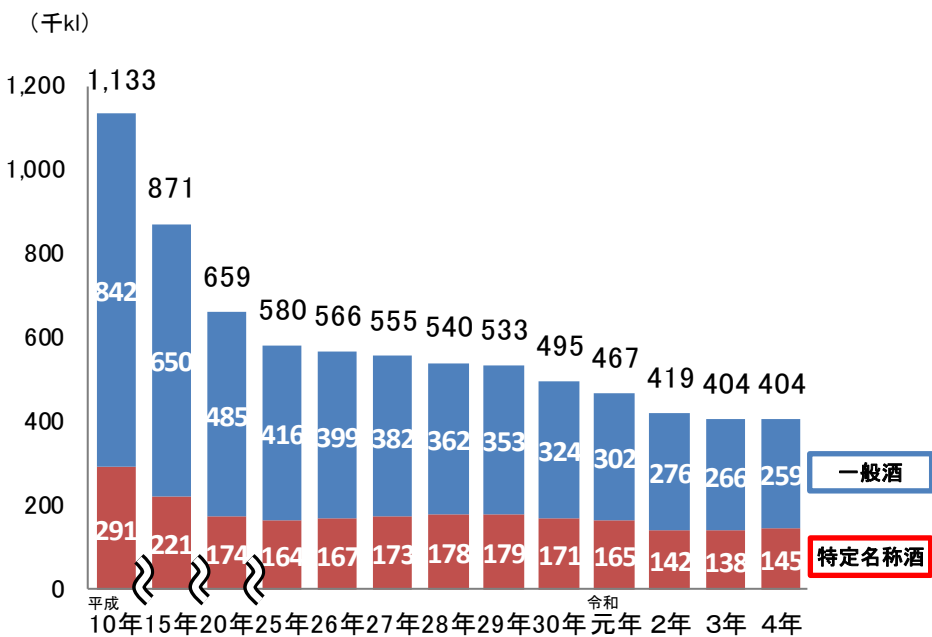
【予算額：6億円 交付決定額：6億円】

事業実施主体：株式会社ぐるなび
外食事業者と連携したイベント、TVCM等を活用した情報発信等の実施。

日本酒の需要動向と原料米の使用量について

- 日本酒原料米の使用量については、日本酒出荷量の減少に伴い、減少傾向にある。
- 令和3年においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、酒造好適米を多く使用する特定名称酒を含め、業務用を中心に日本酒の国内出荷量が減少した一方、輸出量については、海外での日本食ブーム等を背景に対前年比+47%と大幅に回復。
- 令和4年においては、国内出荷量については、前年と同水準で推移した一方、輸出量については、アメリカ、中国への輸出が堅調に推移し、対前年比+12%と増加。

○ 日本酒の国内出荷量の推移



資料：日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。
注1：国内出荷量は、清酒課税移出数量。
2：日本酒は、一般酒のほか、原料、製造方法等の違いによって吟醸酒、純米酒、本醸造酒等に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。

○ 日本酒原料米の使用量

(単位：千トン)

	平成 10年産	15年産	20年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産	令和 元年産	2年産	3年産
日本酒原料米	405	315	261	243	248	251	241	240	227	206	180	184
酒造好適米	99	75	77	76	90	99	97	94	88	83	70	67
加工用米	86	89	74	95	105	94	93	88	90	85	63	67
その他	220	151	110	72	53	58	51	58	49	38	47	50

資料：農林水産省による推計値。

○ 日本酒の輸出量の推移

(単位：kl)

	平成 10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	対前年比
日本酒輸出量	8	8	12	16	16	18	20	23	26	25	22	32	36	112%
アメリカ合衆国	1	2	4	4	4	5	5	6	6	6	5	9	9	103%
中華人民共和国	0	0	0	1	1	2	2	3	4	5	5	7	7	102%
香港	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	84%
台湾	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	116%
大韓民国	0	0	2	4	3	3	4	5	5	3	2	2	4	168%
その他	2	2	3	4	4	5	5	6	6	6	5	8	10	125%

資料：「貿易統計」(財務省)。年は暦年。

酒造好適米の需要に応じた生産について

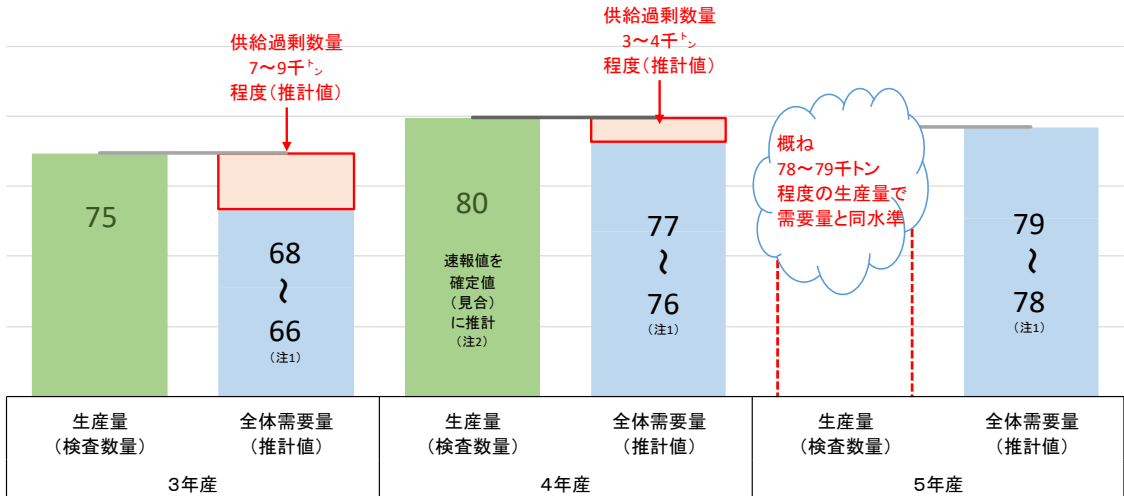
- 酒造好適米の需要に応じた生産に向けて、生産及び実需の関係者による「日本酒原料米の安定取引に向けた情報交換会」を毎年開催するとともに、需要に応じた生産を行うための指標として、平成28年度から全酒造メーカーを対象とした酒造好適米等の需要量調査を実施。
- 令和4年7月に実施した需要量調査によると、
 - ① 令和3年産については、全体需要量（推計値）と生産量を比較すると、7～9千トン程度が供給過剰となっているものと推計され、
 - ② 令和4年産については、生産量が令和3年産から+5千トンの80千トン程度と全体需要量を若干上回る見込み。
 - ③ 令和5年産については、全体需要量が78～79千トン程度と見込まれる中、自らの在庫状況並びに令和4年産の生産及び需要動向を踏まえ、需要に応じた生産に取り組むことが重要。

調査の実施状況

	令和4年度
調査期間	令和4年7月
調査対象	酒造メーカー 1,389社
回答数	694社
回答率 (数量ベース)	82～84%

酒造好適米の全体需給状況の見通し（推計）

（単位：千トン）



注1：各年産の全体需要量（推計値）は、令和4年7月に実施した需要量調査の数量ベース回収率が、令和2年産酒造好適米の全体需要量（69～71千トン）と当該調査の令和2年産の需要量（約58千トン）から約82～84%と推計されるため、各年産の調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。

注2：生産量は、農産物検査数量（醸造用玄米）の値。ただし、令和4年産は、令和5年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計。

⑤ コメの輸出・輸入

コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況

品 目 名		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		(参考) 主な輸出先国・地域	
							1～5月	対前年比		
コメ・コメ加工品	数量 (原料米換算)	32,226トン	35,531トン	36,569トン	45,959トン	53,931トン	21,736トン	+8%	中国 アメリカ 香港 台湾 シンガポール	
		金額	309億円	329億円	347億円	524億円	613億円	220億円		-6%
	コメ (援助米を除く)	数量	13,794トン	17,381トン	19,781トン	22,833トン	28,928トン	13,371トン	+32%	香港 アメリカ シンガポール 台湾 カナダ
		金額	38億円	46億円	53億円	59億円	74億円	34億円	+33%	
	米菓 (あられ・せんべい)	数量	4,053トン	4,033トン	4,222トン	5,141トン	4,523トン	1,614トン	-3%	アメリカ 香港 台湾 中国 韓国
		原料米換算	3,445トン	3,428トン	3,589トン	4,370トン	3,845トン	1,372トン	-3%	
		金額	44億円	43億円	45億円	56億円	55億円	21億円	+9%	
	日本酒 (清酒)	数量	25,747 ㌔リットル	24,928 ㌔リットル	21,761 ㌔リットル	32,052 ㌔リットル	35,894 ㌔リットル	11,772 ㌔リットル	-20%	中国 アメリカ 香港 韓国 台湾
		原料米換算	14,502トン	14,041トン	12,257トン	18,054トン	20,218トン	6,631トン	-20%	
		金額	222億円	234億円	241億円	402億円	475億円	161億円	-13%	
	パックご飯等	数量	923トン	1,018トン	1,205トン	1,129トン	1,384トン	605トン	+22%	アメリカ 香港 台湾 韓国 シンガポール
		原料米換算	485トン	535トン	634トン	594トン	727トン	318トン	+22%	
		金額	5億円	5億円	7億円	6億円	8億円	4億円	+34%	
	米粉及び米粉製品 (米粉麺等)	数量		118トン	249トン	88トン	173トン	36トン	-64%	タイ アメリカ ドイツ 台湾 シンガポール
		原料米換算		146トン	308トン	108トン	213トン	44トン	-64%	
		金額		0.3億円	0.7億円	0.6億円	1.0億円	0.3億円	-39%	
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品		数量 (原料米換算)	14,279トン	18,062トン	20,723トン	23,535トン	29,868トン	13,733トン	+31%	香港 アメリカ シンガポール 台湾 オーストラリア
		金額	42億円	52億円	60億円	66億円	83億円	38億円	+32%	

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。パックご飯等は2017年より、米粉は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

注2：米粉及び米粉製品のうち米粉製品の原料米換算は米粉100%として推計。

商業用のコメの輸出数量及び輸出金額の推移

- 2022年のコメの輸出数量は対前年比27%増の28,928トン、輸出金額は対前年比24%増の7,382百万円。

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		2023年 (1～5月)	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円
輸出合計	13,794 (+16%)	3,756 (+17%)	17,381 (+26%)	4,620 (+23%)	19,781 (+14%)	5,315 (+15%)	22,833 (+15%)	5,933 (+12%)	28,928 (+27%)	7,382 (+24%)	13,371 (+32%)	3,403 (+33%)
香港	4,690	1,160	5,436	1,372	6,978	1,796	8,938	2,118	9,880	2,344	3,939 (+9%)	937 (+10%)
シンガポール	3,161	694	3,879	802	3,696	785	4,972	1,025	5,742	1,201	2,167 (+1%)	441 (+4%)
アメリカ	1,282	404	1,980	543	1,989	565	2,244	625	4,459	1,169	2,357 (+101%)	621 (+88%)
台湾	1,173	394	1,262	411	2,004	622	1,907	575	2,532	716	1,142 (+44%)	322 (+41%)
オーストラリア	635	197	770	233	1,074	334	893	283	1,245	390	422 (+9%)	132 (+8%)
中国	524	211	1,007	363	1,002	321	575	219	764	262	292 (-11%)	86 (-10%)
タイ	320	81	578	145	555	145	625	162	1,045	256	517 (+30%)	115 (+18%)
イギリス	422	121	450	131	451	131	332	104	526	162	228 (+8%)	70 (+10%)
カナダ	138	43	158	51	205	62	210	69	382	104	581 (+354%)	141 (+269%)
フランス	78	32	93	40	112	49	173	72	237	93	130 (+69%)	44 (+34%)
ドイツ	92	36	140	52	144	58	185	68	239	81	195 (+157%)	63 (+130%)
マレーシア	221	51	234	59	185	46	146	43	227	64	73 (-30%)	22 (-20%)
その他	1,058	331	1,394	418	1,386	402	1,633	571	1,650	540	1,328	407

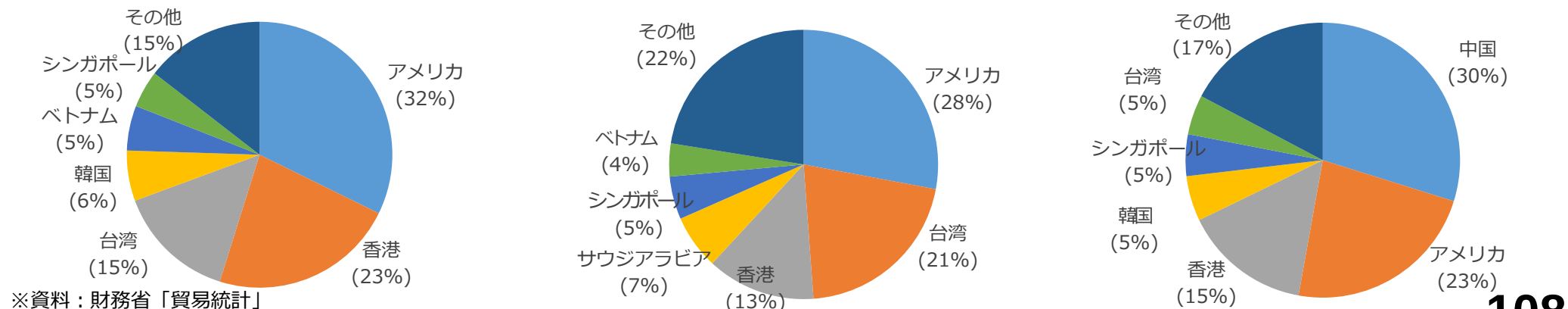
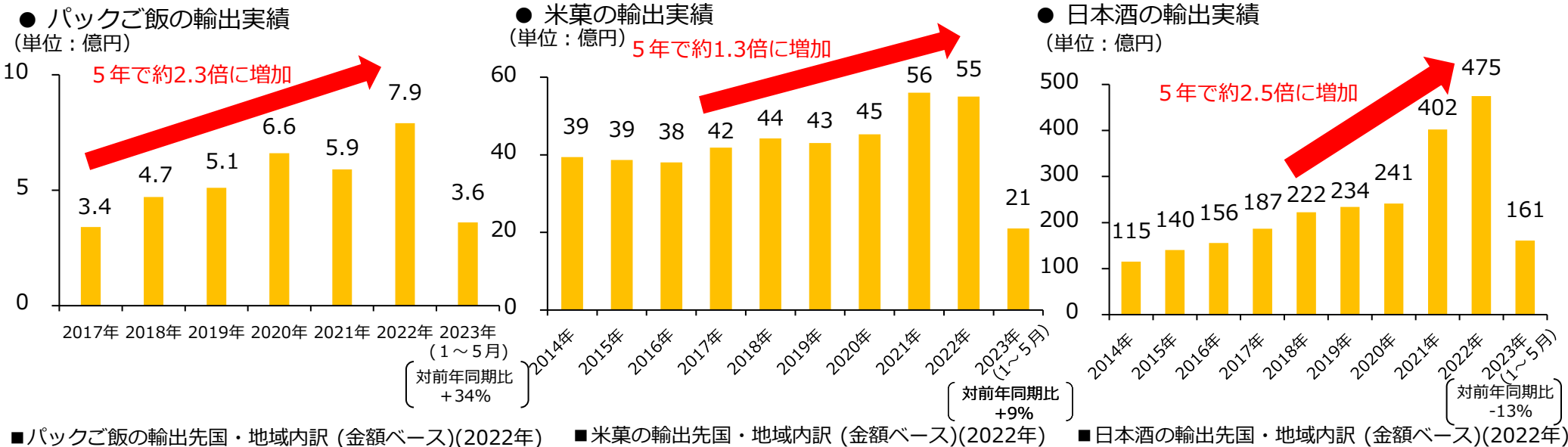
資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：（ ）内は対前年同期増減率である。

注2：数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

パックご飯・米菓・日本酒の輸出実績の推移

- パックご飯については、輸出事業者からの聞き取りによると、海外の需要先の獲得、製造工場の稼働率向上や新設により輸出を増やしたなどの声も聞かれ、2022年の輸出金額・輸出量はともに増加。
- 米菓については、業界からの聞き取りによると、国内生産シェアの上位にいるメーカーが輸出も含め、長期間生産を中止等していたことが要因の一つとの声も聞かれ、2022年の輸出金額・輸出量はともに減少。
- 日本酒については、中国・アメリカ向け等が増加したこと等から、2022年の輸出金額・輸出量はともに増加。



農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（2022年12月改訂）について



戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



改訂の概要

- 輸出促進法等の一部改正法の施行（2022年10月1日）等を踏まえ、2023年度に実施する施策、2024年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ①輸出重点品目(29品目)と輸出目標の設定
- ②輸出重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化とその取組の強化
- ④輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤JETRO・JFOODOと認定農林水産物・食品輸出促進団体等の連携
- ⑥日本食・食文化の情報発信におけるインバウンドとの連携

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
- ⑨大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩輸出向けに生産・流通を転換するフラッグシップ輸出産地の形成
- ⑪輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- ⑫輸出先国・地域における輸入規制の撤廃
- ⑬輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑭輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑮日本の強みを守るための知的財産対策強化

4. 国の組織体制の強化



1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	52億円	125億円	
香港	15億円	36億円	・大手米卸や輸出事業者が中食・外食を中心に需要を開拓しており、今後もレストランチェーンやおにぎり店等をメインターゲットとした需要開拓を図る
アメリカ	7億円	30億円	・大手米卸や輸出事業者が日系小売店需要を開拓。今後は日本食レストラン等やEC等の小売需要を開拓。またパックご飯や米粉の最大の輸出先国であり、更なる市場開拓を図る
中国	4億円	19億円	・大手米卸等がECやギフトボックス等の贈答用を中心に需要を伸ばしており、更なる開拓を図る ・コスト縮減のためには指定精米工場等の活用に加えて工場等の追加や輸入規制の緩和が不可欠
シンガポール	8億円	16億円	・輸出事業者やJA系統等が中食・外食を中心に需要を開拓。更にレストランチェーンやおにぎり店等をメインターゲットとした需要開拓を図る
その他	18億円	22億円	・UAEや欧州等のコメを主食としない地域では、寿司等の日本食需要拡大に合わせて日本産米の需要開拓を図る ・EUを中心に拡大するグルテンフリー需要の取り込みを通じた米粉・米粉製品の需要開拓を図る

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・30～40産地（先進的なJA等をモデル産地として、千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成する）

<今後育成すべき国内産地>

- ・国際競争力を有するコメの生産と農家手取り収入の確保の両立を図ることで、大ロットで輸出用米を生産・供給する産地

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・輸出事業者と産地が連携して取り組む、多収米の導入や作期分散等の生産・流通コスト低減の取組の支援により、輸出用米の生産拡大（主食用米からの作付転換）を推進

3. 加工・流通施設の整備

- ・パックご飯メーカーや米粉・米粉製品メーカーが輸出に取り組んでいるが、輸出先国の規制等への対応が必要になるケースがあることから、当該規制等対応のための取組や輸出向け生産に必要な機械・設備の導入等を支援

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・現在、（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）が品目別のプロモーションを実施。プロモーションの財源には、国庫補助金のほか会費収入も一部活用。
- ・今後全米輸は、新興市場（輸出事業者の進出が不十分な国・地域あるいは分野。UAE・北欧や、アメリカのEC市場等を想定）でのプロモーション等を通じた市場開拓を予定。実施に際してはJETRO・JFOODOとも連携



1 品目団体の法制化

- オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等に取り組み、市場の開拓等を行う法人を、申請に基づき認定する仕組みを創設

2 輸出事業計画の支援策の拡充

- 輸出事業計画の記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を追加
- 輸出事業計画の認定を受けた者に対する日本政策金融公庫の業務の特例として、輸出事業に必要な資金の貸付けを措置（資金使途の追加、償還期限の延長）
※ 輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例を新設

3 民間検査機関による輸出証明書の発行

- 国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設

4 有機JAS制度の改善（JAS法改正）

- JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加
- その他輸出促進に必要な事項を措置

5 施行日

- 令和4年10月1日

全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）の概要

- コメ・コメ関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する全国団体（一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸））を平成27年8月13日に設立。
- 全米輸には米卸・輸出事業者のほか、産地側である全農・ホクレン等も会員として参加。これまで、海外見本市への出展、PRイベントの開催や輸出先国の規制・マーケット情報の収集・発信、広報素材の作成等に取り組んできたところ。
- 今後、輸出拡大実行戦略を踏まえたコメ・コメ加工品の品目団体として、会員向けサービスの強化・会員数の増加・新興市場でのプロモーション等を通じた海外市場の開拓・自主財源の増加等を図っていく必要。

団体名	一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（略称：全米輸）		
設立日	平成27年8月13日		
目 的	コメ・コメ関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する。		
会員数 (2023年7月7日現在) (賛助会員含む)	合計80	コメ輸出事業者、生産者団体等：42 クボタ、全農、神明、木徳神糧、 千田みずほ、ホクレン等	
		蔵元等：15 米菓メーカー等：7 パックご飯メーカー等：9 米粉メーカー等：9 その他：8（食品機器メーカー、外食事業者等）	
理 事	理事長	木村 良	（木徳神糧(株)取締役相談役、全米販理事長）
	専務理事	細田 浩之	（元三井物産(株)）
	理事	陰山 貞三	（千田みずほ(株)取締役執行役員 営業本部長兼海外事業部長）
		山田 智基	（木徳神糧(株) 取締役執行役員 営業本部海外事業統括）
		松永 将義	（白鶴酒造(株) 執行役員 海外事業部長）
		舩木 秀邦	（(株)神明 執行役員 海外事業本部 本部長）
		原川 竜也	（全国農業協同組合連合会 輸出対策部長）

品目団体による輸出促進のための取組について

- 品目団体の認定制度は、輸出促進法に基づき、輸出重点品目ごとに、**生産から販売に至る関係者が連携し輸出の促進を図る法人**を、その申請に基づき、**所管大臣が認定品目団体として認定するもの**。
- コメ・コメ加工品の輸出においては、これまで**全米輸がオールジャパンでの需要開拓等を担ってきたところ**。
- 令和4年12月5日付けで全米輸が輸出重点品目である「**コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品**」の**認定品目団体として認定**。
- 全米輸では、引き続き、コメ・コメ加工品の輸出拡大に向け、**オールジャパンでの需要開拓や現地ニーズの把握、会員数の増加による自己財源の確保等**を行っていく考え。

品目団体の法認定要件

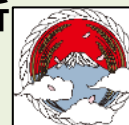
- **生産から販売に至る事業者が構成員に含まれ、業界の輸出関係者全体を代表して取組を実施できる体制**を有している。
- 輸出促進業務を実施するために必要な**自己財源の確保に向けた方針**を有している。
- 輸出先国における**オールジャパンでの需要の開拓等の業務**を行う。

全米輸における取組

- 全米輸には、米卸・輸出事業者のほか、産地である全農・ホクレン等が会員として参加。プロモーション事業の開催や輸出先国・地域別の情報発信等を実施。
- また、
 - ① **会費水準を見直し（引き下げ）、会員数の増加に努めるとともに、事業参加負担金の徴収による自己財源の確保**
 - ・ 正会員の年会費を30→15万円に引き下げ
 - ・ 1事業参加毎に事業費の2%（上限20万円）を参加負担金として徴収
 - ・ 事業に参加しない産地及び事業者等向けに賛助会員制度（年会費3万円）を導入
 - ② **会員サービスの強化（専門家の活用による相談対応、情報発信等）**
 - ③ **会員ニーズに沿った事業の企画**を図る。
- 全米輸において日本産コメ・コメ加工品の輸出促進のため、
 - ① **統一ロゴマークを作成、プロモーション等において活用**
 - ② **日本産米の品質面の優位性に関する調査・分析**を実施。
- また、効率的な輸出に向けて、物流面・規格等についての会員間での意見交換等を実施。
(スマート・オコメ・チェーンについても積極的に関与)



認定品目団体
認定式の様子



THIS IS
JAPAN QUALITY
日本のおいしい米。

《国による支援》

- ・（新たに）輸出に取り組む事業者・産地に対するマッチング・相談等サポート
- ・輸入規制についての情報発信

《品目団体等による支援》

- ・海外マーケット動向についての情報発信
- ・専門家による相談対応等

支援

輸出事業計画作成事業者

輸出産地

特に、千トン超の輸出用米生産に取り組む産地は「輸出産地」としてリスト化し、重点的に支援。

今後は、

- ・輸出事業計画を策定し、課題と取組内容を明確化して輸出拡大を図る
 - ・品目団体と連携して海外需要開拓に取り組む
- 事業者に対して支援を重点化。

（事業計画策定者は、輸出促進法に基づく融資等の支援を活用可能。）

戦略的輸出基地（産地）

海外マーケットに対応可能な、質、数量、価格の面で競争力を有するコメの生産を推進。



戦略的輸出事業者（卸、輸出商社、メーカー等）

輸出拡大の目標、当該目標達成のためのターゲット国・地域・市場及び取組方針を掲げ戦略的に海外市場を開拓。



産地と輸出事業者が一体となったマーケットイン型の海外需要開拓

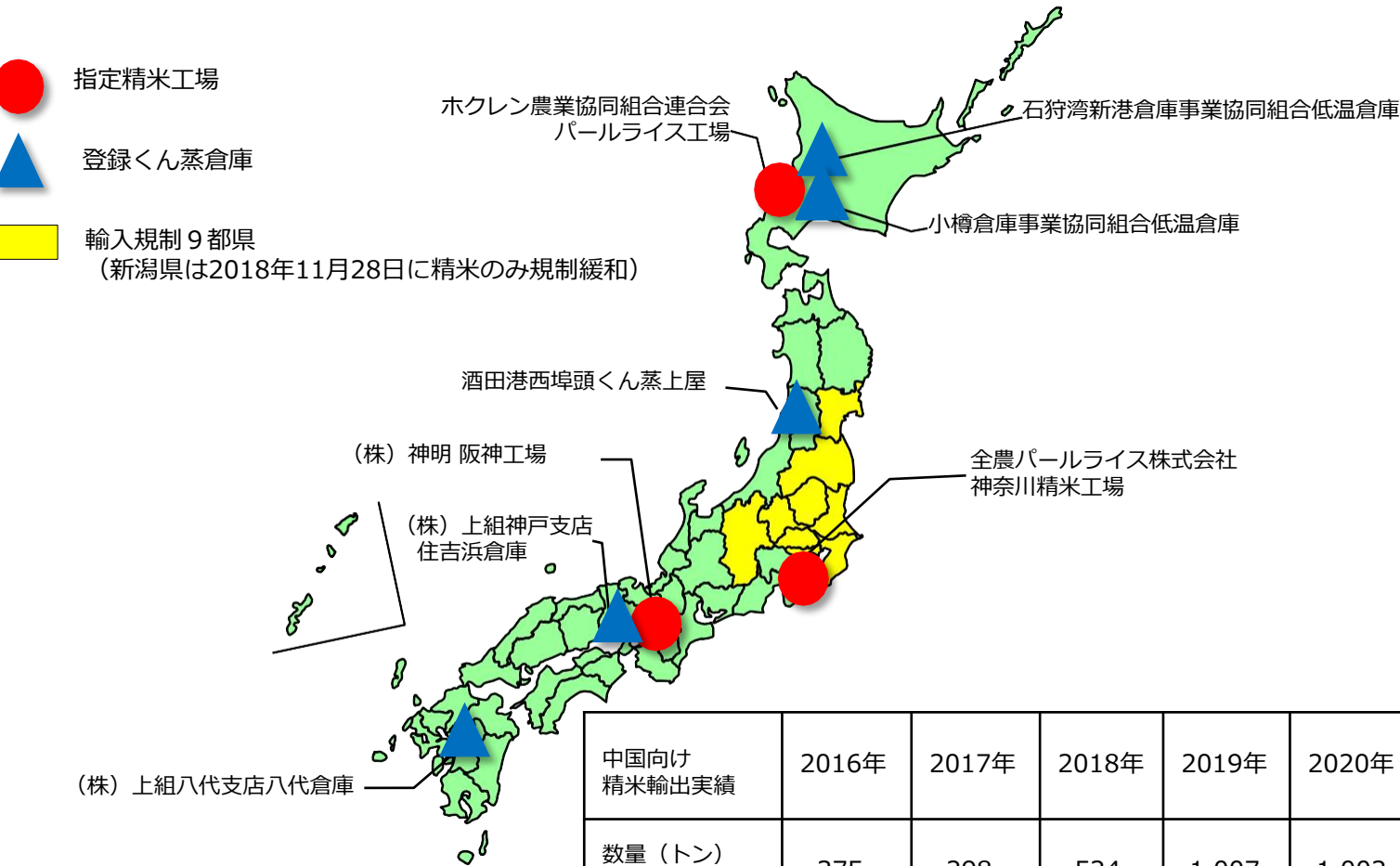


輸出目標の達成に向けたコメ・コメ加工品輸出の飛躍的増加

コメ海外市場拡大戦略プロジェクト

中国向けコメ輸出の状況

- 中国向けに精米を輸出するためには、指定精米工場における精米及び登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が必要。
- 現在、指定精米工場は3か所、登録くん蒸倉庫は5か所。(2018年5月の日中首脳会談後、精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設が追加。)
- また、福島第一原子力発電所事故により、9都県産米の輸出が停止。(2018年11月に、新潟県産の精米の規制のみ緩和。)



中国向け 精米輸出実績	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年 (1～5月)
数量 (トン)	375	298	524	1,007	1,002	575	764	292
金額 (百万円)	163	97	211	363	321	219	262	86

海外における実需者の事例

- 海外でも日本食人気・マーケットの拡大に伴い、数百トン～千トン規模で日本産米を調達する中食・外食事業者が存在。
- 今後**コメの輸出を大きく拡大**していくにあたっては、このような**中食・外食需要の開拓が重要**。

百農社国際有限公司（香港）

- 香港において、**日本米おむすび専門店（華御結、OMUSUBI）**を展開。現在、オフィス、ショッピングモール、地下鉄駅構内等に**133店舗**を展開（2023年7月中旬時点）。
- **米は全て日本産米を使用（農業法人や商社等から調達）**。
具や惣菜等についても一部日本産を使用。店舗の拡大に伴い、**数百トン規模での食味のよい安定した品質のコメの供給を求めている**。



元気寿司（香港・シンガポール）

- 神明ホールディングスの子会社である元気寿司は**香港に87店舗、シンガポールに22店舗等**を展開。（2023年6月末時点。現地法人によるフランチャイズ。）
- **香港・シンガポールいずれの店舗においても日本産米使用をPR**。（JA登米（宮城県）が生産する輸出用米（ひとめぼれ、つきあかり）を使用。）



経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して約7倍の差(2021年)。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本 (2023年)	米国 (2022年)	EU (2020年)	豪州 (2021年)
平均経営面積(ha)	3.4	180.5	17.4	4430.8

出典: 日本は、「令和5年農業構造動態調査」

日本以外の国・地域は、

米国は、「Farms and land in Farms 2022 Summary」(米国農務省)

EUは、「Key figures on the European food chain 2022 edition」(欧州委員会)

豪州は、「Agricultural Commodity Statistics 2022」(豪州農業資源経済局)

注: 日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。

豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

- ・ 日本(コメ農家(農業経営体)の平均): 約2ha
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均): 約161ha
- ・ 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均): 約75ha
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均): 10ha程度
(※300haを超える農家もある)

出典: 日本は、「2020年 農林業センサス」(農林水産省)

米国は、「2017 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)

豪州は、「Statistical Summary (2022 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)

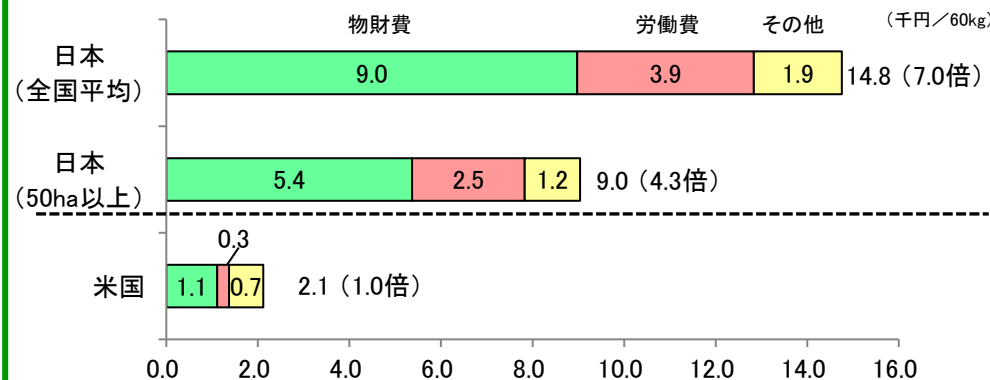
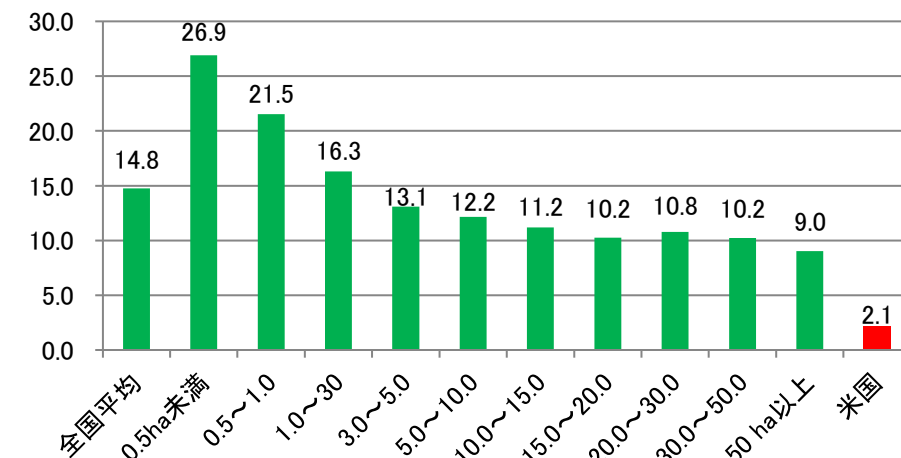
中国は、民間研究報告より

注: ()内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約5倍、米国は約53倍、豪州は約1,300倍。
コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約80倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較(2021年)

(千円/60kg)



資料: USDA「Commodity Costs and Returns」(2021)、1US\$ = 109.75円(国際通貨基金)

農林水産省「令和3年産米生産費」

注1: 生産コストは資本利子・地代全額算入生産費

注2: 農林水産省「令和3年産米生産費」における調査対象のコメ農家の平均作付面積は1.8ha。

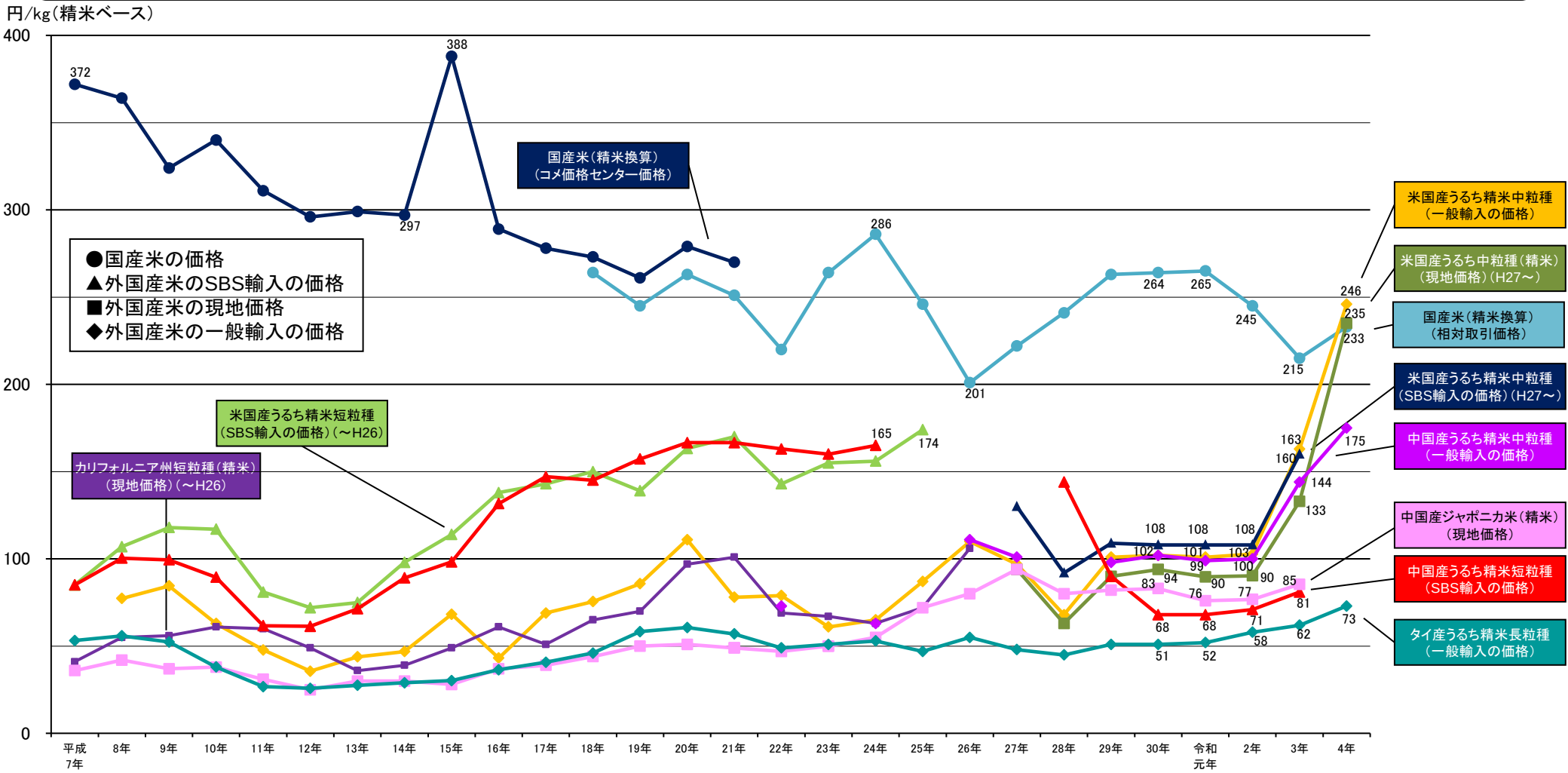
日米の水稲栽培法の主な違い

- 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画(10ha区画程度)で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m²]	水稲作付面積 全国平均 1.8ha  北海道 9.5ha  1区画規模 ～1ha程度 	約320ha (約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当) 1区画規模 ～10ha程度 
トラクター	 20～50馬力 (30馬力：0.2ha/時)	 95～225馬力 →購入又はリース (200馬力：1.2ha/時)
播種・育苗・移植 直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 (4～10条植： 0.2～0.45ha/時)	 種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン (3～6条刈： 0.15～0.3ha/時)	 大型コンバイン →購入又はリース (刈幅6m：1ha/時)

コメの内外価格差

- 米国产中粒種の現地価格は干ばつの影響で歴史的に高騰。
- M A 米の大部分を占めるタイ産長粒種と国産米との価格差は依然として大きい。



注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(4年産は出回りから令和5年6月まで)を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む(加重平均価格)。平成26年度の米国産うち精米短粒種、令和4年度の米国産うち精米中粒種、25年度～27年度及び令和4年度の中国産うち精米短粒種の輸入実績はない。

注4: 一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない(加重平均価格)。平成21年度以前及び平成23、25、28年度の中国産うち精米中粒種の輸入実績はない。

注5: カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。「23年1～10月のデータはなし。

注6: 米国産うち中粒種(精米)の現地価格は、業界誌が掲載した月初のFOB価格(当該年度の9月～3月の平均価格)。

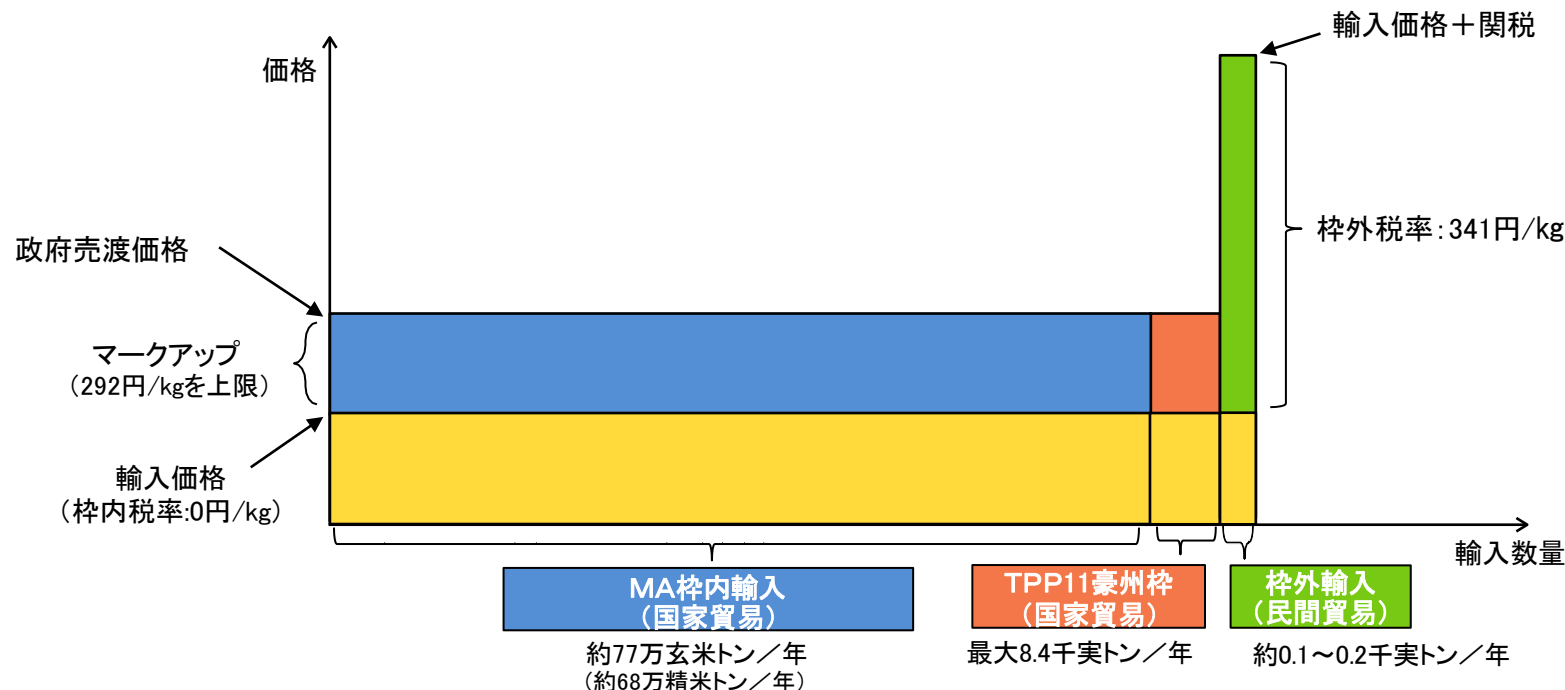
注7: 中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。

注8: 為替レートは「International Financial Statistics」(IMF)。

コメの輸入制度

- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかったコメについても、最低限の輸入機会を提供することとし(ミニマム・アクセス米(MA米))、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量(現在は77万玄米トン)について、無税の輸入枠(関税割当)を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売(国家貿易)。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠(関税割当)を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

○ コメの国境措置



(注) ○ 国を通さない輸入(民間の輸入)については、

- ・ 1998年度までは輸入許可制
- ・ 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)

○ TPP11協定を除く経済連携協定においては、コメについて、関税削減・撤廃から除外されている。

○ TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン(12~3月分のみ)、2019-2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

MA米の運用に関する政府の方針・見解

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

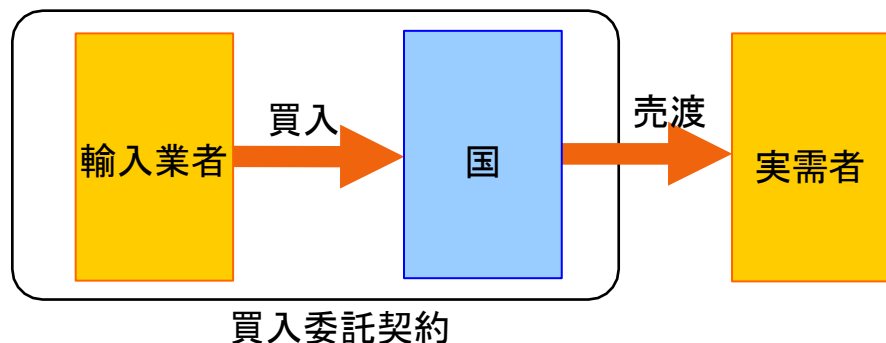
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部(77万玄米トンのうち最大10万実トン)及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている(SBS輸入)。

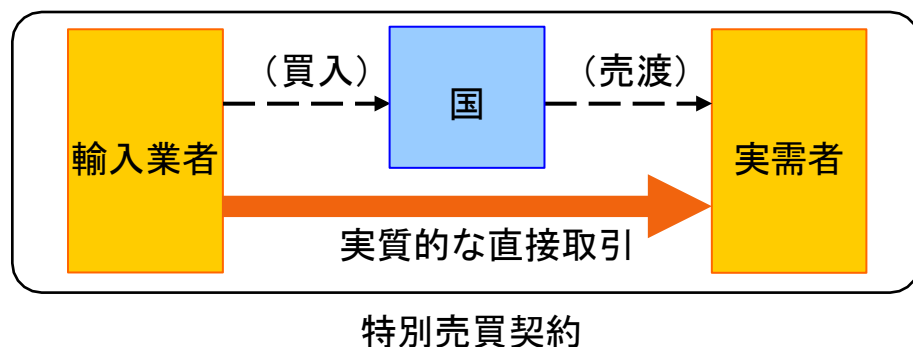
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トンーSBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



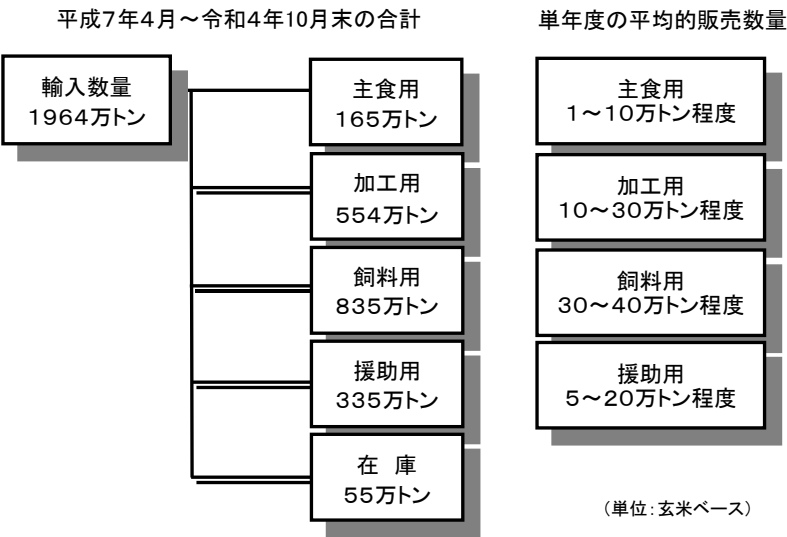
- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

※: 輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況（令和4年10月末現在）



注1:「輸入数量」は、令和4年10月末時点の政府買入実績。
注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。
(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(161万トン)、飼料用等(270万トン)に活用。)
注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
注4:「在庫」は、令和4年10月末時点の数量。
注5:在庫55万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。
注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。
注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況（年度別）

(単位: 万玄米トン)

販売先	平成 8RY	平成 9RY	平成 10RY	平成 11RY	平成 12RY	平成 13RY	平成 14RY	平成 15RY	平成 16RY	平成 17RY	平成 18RY	平成 19RY	平成 20RY	平成 21RY	平成 22RY	平成 23RY	平成 24RY	平成 25RY	平成 26RY	平成 27RY	平成 28RY	平成 29RY	令和 元RY	令和 2RY	令和 3RY	令和 4RY	合 計	
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	5	5	1	165
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	14	10	554	
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	53	61	68	835
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	2	3	2	335
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	62	60	55	—

注1:RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば令和4RYであれば、令和3年11月から令和4年10月まで)。
注2:この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した16万トンがある。
注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用にあたっての留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときには、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

コメの国家貿易(MA米等)の運用に伴う財政負担

○ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

8万円 / トンの輸入米
2万円 / トンで飼料用に販売

差引き6万円/トンの財政負担

50万トン飼料用として売却すれば
300億円

MA米の援助への活用

8万円 / トンの輸入米に
2万円 / トンの輸送費を負担して援助

合わせて10万円/トンの財政負担

50万トン援助すれば
500億円

MA米の在庫

1年間で、1万円 / トン の保管料

100万トンを1年間在庫すれば
100億円

○ MA米等の損益全体

(単位: 億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16	49	▲25
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546	▲597	▲595
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493	▲577	▲646
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646	570
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265	▲179
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133	▲92
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216	▲204

注5

	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
売買損益①	▲135	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235	▲287	▲270	▲379
売上原価	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611	▲669	▲635	▲783
買入額	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599	▲656	▲618	▲780
売却額	644	383	425	537	457	334	322	358	487	376	382	366	404
管理経費②	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76	▲81	▲97	▲98
保管料	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56	▲65	▲78	▲76
損益合計 (①+②)	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368	▲367	▲477

注1: 数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
注2: 「売上原価」は、「期首在庫棚卸高 + 買入額 - 期末在庫棚卸高」により算出。
注3: 「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。
注4: 「管理経費」は、保管料、運搬費等。
注5: 平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。
注6: MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。
注7: 令和元年度以降については、TPP11豪州枠に係る損益を含む。

注: 平成29～令和3年度のデータ等を基に試算。

MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

原則として通常の間税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2023年4月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、<u>枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本がMA制度の<u>透明性</u>を向上させることを期待。 ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

Ⅱ TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを活かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズコロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月策定）に基づき以下の具体的政策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

（海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流出・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJ E T R O・J F O O D Oの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したH A C C P施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援）

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

（産地生産基盤パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、製粉工場・製糖工場・ばいれいしょでん粉工場等の再編整備、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化）

CPTPP英国加入 対日関税に関する日英間の合意内容(コメ・コメ加工品関係)

○ 日英EPAでは関税が撤廃されなかった精米(約20円/kg)やパックご飯(8%+約60円/kg)等で関税撤廃を獲得。

コメ・コメ加工品関係の交渉結果

品目	ベースレート	日英EPA合意内容	CPTPPで 英国と合意した内容
精米 (短・中粒種)	121GBP/1,000kg	除外	即時撤廃等 ^{※1}
玄米	25GBP/1,000kg	除外	即時撤廃
米粉	115GBP/1,000kg	除外	即時撤廃
パックご飯等 ^{※2}	8%+38GBP/100kg	除外	段階的に5年目に 関税撤廃

※1 半精米等は、段階的に8年目に関税撤廃。

※2 パックご飯の他に、レトルトご飯やアルファ化米が含まれる。

※3 ポンド(GBP)から日本円への換算には2022年12月末為替レート(1GBP=160円)を使用。

日EU・EPA 交渉結果(コメ)

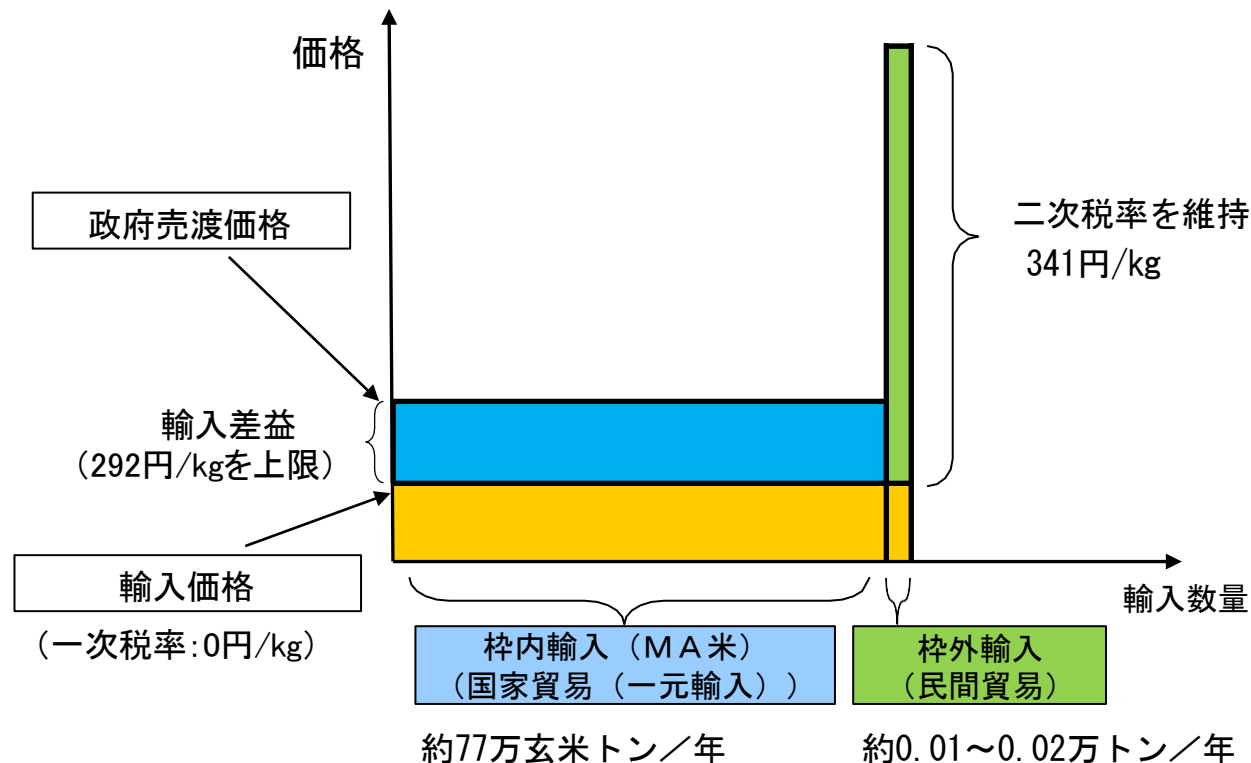
- コメ・コメ粉等の国家貿易品目や、原料にコメを多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【コメの輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

(注) 平成28年度のMA輸入契約数量及び枠外輸入数量(玄米トン)。

【コメの国境措置】



(注) 交渉妥結(平成29年12月)時点の国境措置の概要。

- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

- (例)・育児用穀物調製品:24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
- ・飼料用調製品2品目 :12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃又は即時撤廃
- ・朝食用シリアル2品目 :11.5% → 段階的に8年目に撤廃

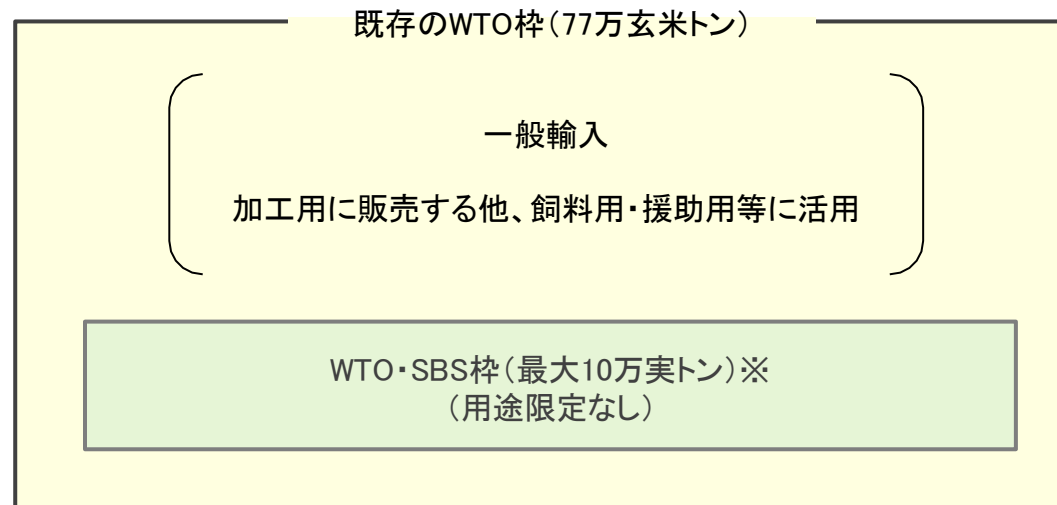
日米貿易協定交渉結果(コメ)

- 米粒(粳、玄米、精米、碎米)のほか、調製品を含め、コメ関係は、全て除外(米国枠も設けない)。

※ 既存のWTO・SBS枠(最大10万実トン)について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

(注)SBS: 国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】

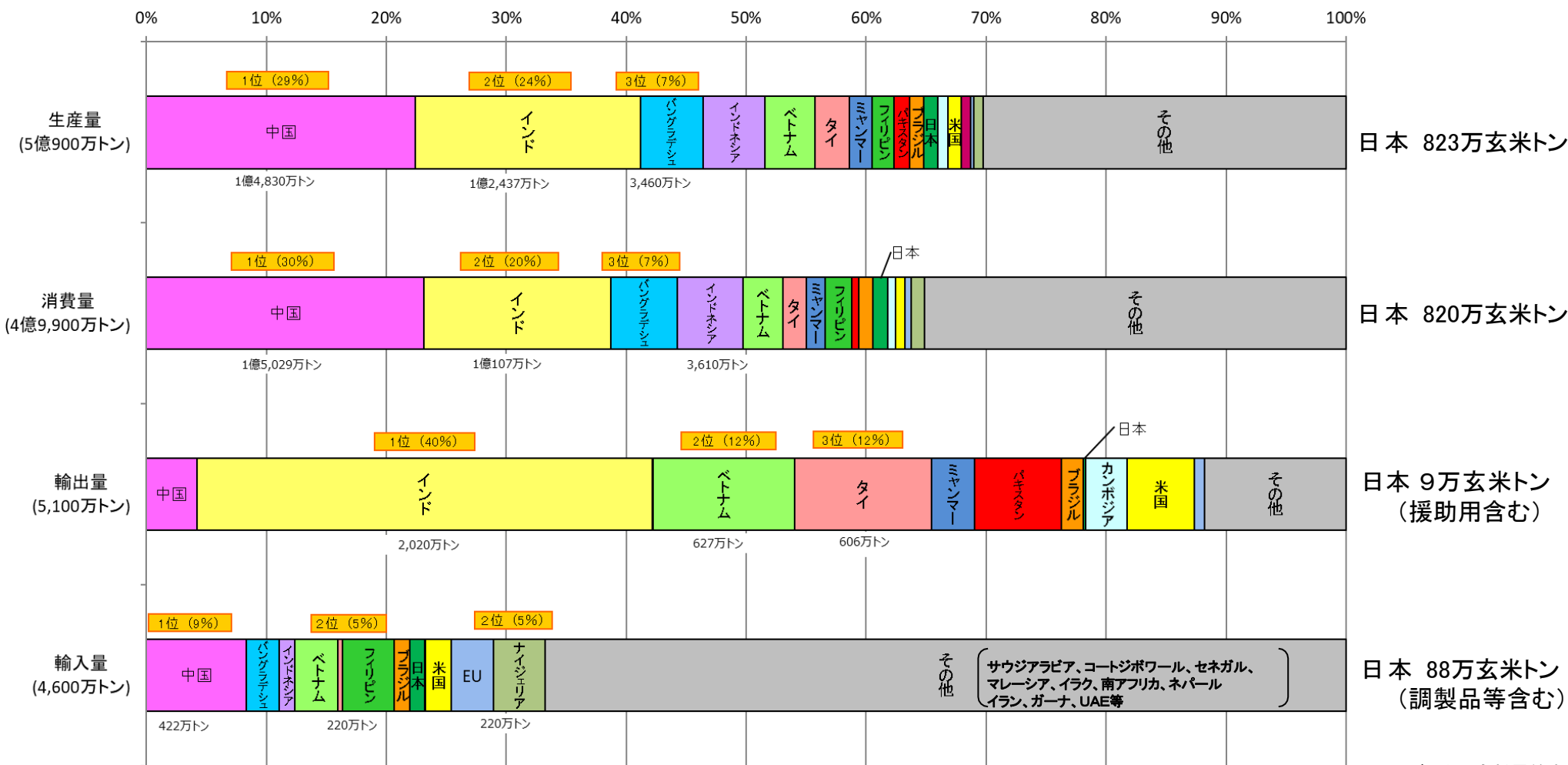


【参考2】TPP合意内容

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠: 5万実トン(当初3年維持)→7万実トン(13年目以降)
 - ・ 豪州枠: 0.6万実トン(当初3年維持)→0.84万実トン(13年目以降)
- それ以外のコメの加工品・調製品(民間貿易品目)について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

世界のコメ需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界のコメ生産量は約5億精米トン(うち日本は約1.5%)。第1位は中国(1.5億トン)で全体の約30%を占める。
- 世界のコメの輸出量は、約5千万精米トン。このうち、第1位はインドで全体の約40%を占める。



※上記データは食料需給表(2021年度)から引用

コメ輸出国の動向

- コメの生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、近年は、輸入量も多くなっている。
- ・ 日本向けには、主に中粒種を輸出。安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降は、SBSによる短粒種の輸出は大幅に減少。

米国

- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ カリフォルニアでは、2022年に干ばつにより作付面積が減少。

ベトナム

- ・ インド、タイと並ぶコメ輸出国。

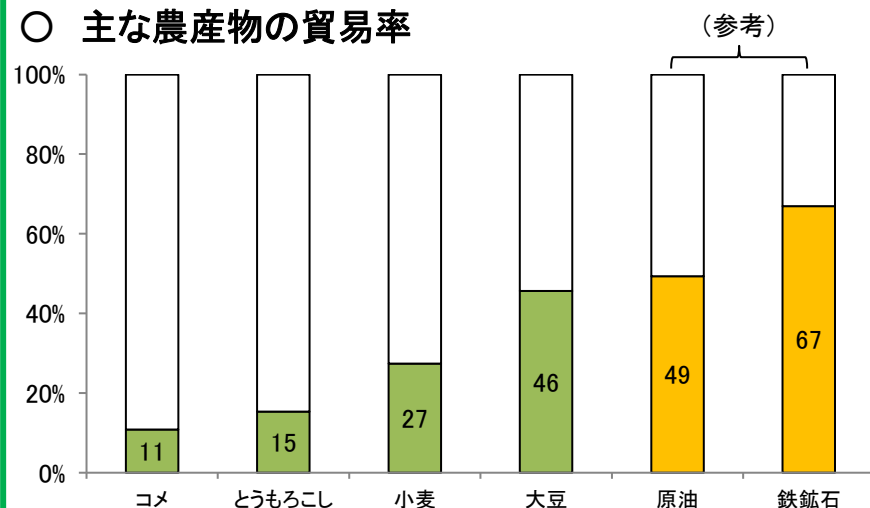
タイ

- ・ インドと並ぶコメ輸出国。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

豪州

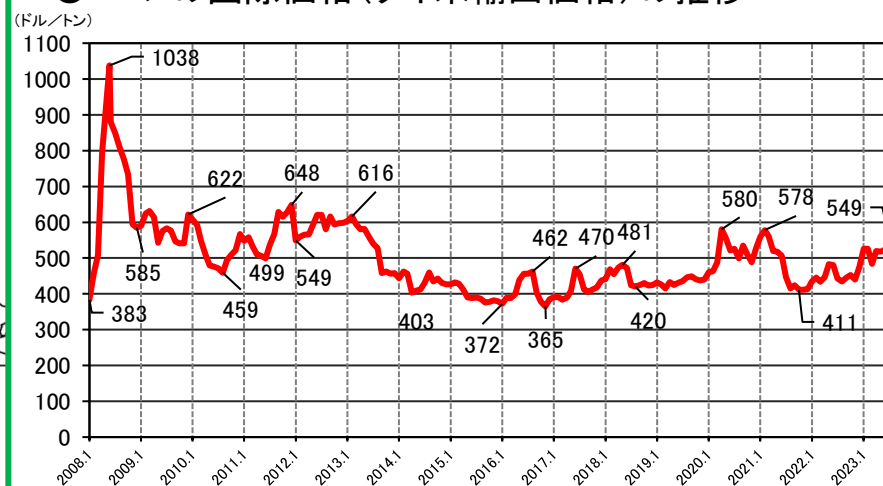
- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、干ばつにより大きく減少する年もある。

○ 主な農産物の貿易率



(出典) コメ、とうもろこし、小麦、大豆 : PSD(米国農務省)(2023年7月時点)(2022/23年の数値)
 原油 : 「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2021(IEA)」
 鉄鉱石 : 「2023 World Steel in Figures(World Steel Association)」(2021年の数値)
 (注) 貿易率=世界の輸出力/世界の生産量×100

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



出典: タイ国貿易取引委員会
 注1: うるち精米長粒種2等相当の月初価格
 注2: 最新のデータは2023年7月の価格(549ドル/トン)。